



第4期 薩摩川内市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年度
(2025)

▶ 令和11年度
(2029)

全ての市民が 住み慣れた地域で
お互い支え合い 安心して
健やかに暮らせる まちづくり

令和7年3月



鹿児島県
薩摩川内市



社会福祉法人
薩摩川内市社会福祉協議会



はじめに

近年、少子高齢化の更なる進行、働き方の変化や生活様式の多様化に伴い、地域でのつながりが希薄化し、社会的孤立、制度の狭間の課題など、地域に暮らす人々の抱える課題が複雑化し、難しいケースが増加しています。

国においては、令和2年に社会福祉法が一部改正され、地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない包括的な支援体制の構築が必要となってきています。

県では、令和6年に鹿児島県地域福祉計画を改定し、令和6年度から令和10年度までを計画期間とした新たな計画を策定したところです。

このような状況を踏まえ、本市ではこのたび、これまでの第3期計画の検証を行った上で、「全ての市民が住み慣れた地域で お互い支え合い 安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念とする「第4期薩摩川内市地域福祉計画」を策定しました。

地域に暮らす人々の世代・分野を越えた支え合い機能の強化や、公的支援との協働の下で地域課題を解決する体制づくり、包括的相談支援体制の構築を図る上で、市民、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的かつ積極的に役割を果たし、協働しながら、地域全体の絆の下に一致団結して取り組む必要があります。

本市は市制施行20周年を迎え、広大な本土区域と甕島区域を抱える中、様々な課題・問題点が浮き彫りになってきておりますが、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会を構築し、市民一人ひとりのよりよい暮らしが実現できるよう、更なる発展への努力を続けて参ります。

終わりに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月



薩摩川内市長 **田中 良二**

「薩摩川内市地域福祉活動計画」の策定にあたって

市民の皆様には、かねてから地域福祉活動に様々なかたちでご参加いただき、その推進にご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、本会の運営及び事業に関しまして、多大なご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

本会では、これまで第3期地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）をもとに、「全ての市民が住み慣れた地域で、お互い支え合い安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に向け、住民支え合いマップや住民座談会をはじめ、地域支え合い事業などを通して、市民の皆様とともに地域課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

近年、更なる少子高齢化で超高齢化社会や人口減少による担い手不足、人間関係の希薄化が言われる中、高齢者介護の問題や認知症高齢者の増加、社会的孤立、生活困窮など、個人や世帯が抱える課題は複雑かつ多様化してきております。

また、毎年のように多発する災害や新型コロナウイルス感染症の影響なども地域を取り巻く大きな課題となっております。

この度、令和7年度から令和11年度の第4期薩摩川内市地域福祉計画を踏まえ、地域福祉活動計画（令和7年度～令和11年度）を策定するにあたり、改めて「全ての市民が住み慣れた地域で、お互い支え合い安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げ、その実現を目指して今後5年間の具体的な目標や活動内容を計画しました。

本計画では、従来の事業の充実・強化に加え、ふれあい・いきいきサロン事業や子ども食堂（コミュニティ食堂）事業をはじめとする、交流活動・支え合い活動を一層推進し、福祉を支える人材の育成を図りながら、人と人とのつながりが再構築できる地域づくりを重点的に取り組んでいくこととしております。

今後とも、本会の取組により一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました薩摩川内市地域福祉推進委員会の皆様をはじめ、市内48地区コミュニティ協議会の関係者の皆様、関係団体や市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会

会長 上屋 和夫



目次

第1部 総論	1
第1章 計画の基本事項	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付けと役割	4
3 計画の期間	6
4 計画におけるSDGsの考え方	7
5 感染症予防対策と地域福祉	8
6 計画策定の経緯	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状	9
1 地域の現状	9
2 高齢者福祉の状況	13
3 障害者福祉の状況	14
4 児童福祉の状況	18
5 特別な支援を必要とする人の状況	19
6 その他	21
7 アンケート調査からみえる現状	23
8 住民座談会からみえる現状	26
第3章 基本理念と基本目標	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 計画の体系	33
第2部 地域福祉計画	35
第1章 市民と行政の協働によるまちづくり	37
1 地域福祉活動の推進	37
2 コミュニティ活動等への支援	38
3 人権の尊重と男女共同参画・ダイバーシティの推進	39
4 包括的支援体制の整備	40
第2章 健康で生き生きと暮らせるまちづくり	41
1 健康づくりの推進	41
2 医療体制の充実	42
3 地域が支える高齢者福祉の充実	42
4 生きることの包括的な支援の推進	43
第3章 次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり	44
1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実	44
2 ひとり親家庭の自立の支援	45
3 障害者（児）福祉の充実	46
第4章 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	47
1 権利擁護の推進	47

2 福祉施設の機能の充実.....	47
3 福祉人材等の確保.....	47
4 避難行動要支援者への避難支援の充実.....	48
5 バリアフリー化の推進.....	48
6 生活困窮者の自立支援等の充実.....	48
第5章 再犯防止推進計画.....	49
1 計画策定の趣旨.....	49
2 計画の位置付け.....	49
3 計画期間.....	50
4 本市の現状.....	50
5 課題.....	51
6 主な取組.....	51
第3部 地域福祉活動計画.....	53
基本目標Ⅰ 支え合う福祉の地域づくり.....	57
1 地域における交流活動の促進.....	57
2 支え合い活動の推進.....	60
3 災害時に備えた体制の強化.....	63
基本目標Ⅱ 安心して暮らせる福祉の仕組みづくり.....	66
1 相談・支援体制の充実.....	66
2 高齢者・障害者（児）福祉サービスの充実.....	69
3 権利擁護の推進.....	71
基本目標Ⅲ 福祉を支える人づくり.....	74
福祉を支える担い手の養成.....	74
（別記）薩摩川内市社会福祉協議会が実施する介護保険・障害児通所給付費事業等...	78
1 甑島地域における福祉サービスの推進 ＜介護保険事業等＞.....	78
2 子ども発達支援センターつくし園における各事業の推進 ＜障害児通所給付費事業分＞.....	80
第4部 推進体制の整備.....	81
第1章 推進体制の整備.....	83
1 関係機関・団体等相互の連携.....	83
2 それぞれの役割.....	84
3 策定後の推進と評価体制.....	85
資料編.....	87
薩摩川内市地域福祉推進委員会設置要綱.....	89
薩摩川内市地域福祉推進委員会委員名簿（令和7年3月1日現在）.....	92
アンケート調査結果概要.....	93
住民座談会結果概要.....	121

第1部

総論

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化^{*1}の更なる進行や家族形態の変化による家族での支え合いの機能が低下し、また、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりの希薄化により、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立^{*2}」、「制度の狭間^{*3}」の問題、さらに様々な分野の課題が絡み合って複雑化するケースや、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっていきます。

こうした中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、平成29年及び令和2年に社会福祉法の改正を行ったところです。

薩摩川内市（以下「本市」という。）においては、このような状況を踏まえ、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第3期薩摩川内市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域共生社会の実現に向け、取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎えるに当たり、近年の地域福祉を取り巻く状況や国の動向等を踏まえ、地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を目指すために、今回、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第4期薩摩川内市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定することとしました。

*1 少子高齢化：人口構成において若年層の割合が減少する「少子化」と、高齢者の割合が相対的に増加する「高齢化」が同時に進行している状態を指す。

*2 社会的孤立：家族やコミュニティとほとんど接触がない状態を。本人の感情とは関係なく、他者とのつながりのない状態を指す。

*3 制度の狭間：公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のことをいう。

2 計画の位置付けと役割

(1) 法的な位置づけ等

① 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定により市が策定する法定計画であり、地域福祉の推進に関わる事項を示す計画です。

② 地域福祉活動計画

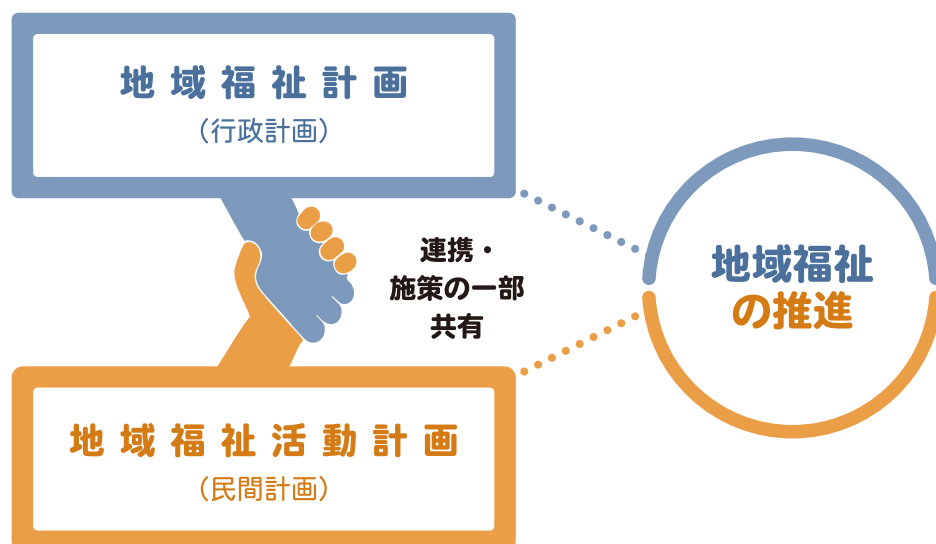
社会福祉法第109条に規定された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である薩摩川内市社会福祉協議会^{*4}が策定する計画で、市民、ボランティア団体、福祉事業者などが相互に協力して地域福祉を推進していくための計画です。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、市の地域福祉を推進していく上で、同じ方向を目指し、相互に補完・連携していくことが重要であることから、一体的に策定します。

図表 1：地域福祉計画と地域福祉活動計画

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根拠法	社会福祉法第107条	なし (社会福祉法第109条に規定する社会福祉協議会が行う活動計画を策定するもの)
内容	地域福祉を推進するうえで基礎となる取組の方向性を示す基本計画	社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画
所管	薩摩川内市	薩摩川内市社会福祉協議会



*4 社会福祉協議会：社会福祉法に基づき設置されている非営利の民間組織で、地域福祉の推進を目的としている。地域住民や社会福祉関係者、行政機関などとの協力を得て、地域が抱える福祉課題を解決し、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指している。社協。

＜参考＞ 社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 本市の各計画等との関係

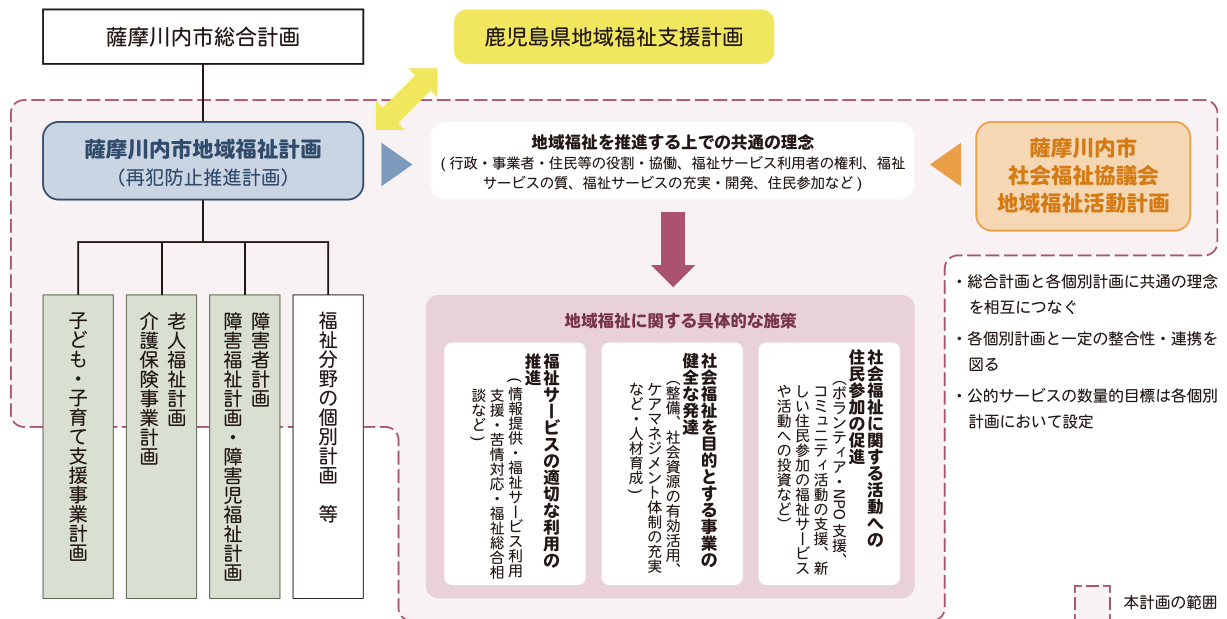
① 薩摩川内市総合計画との関係

「人と地域が躍動し安心と活力のあるまち薩摩川内」を目指す薩摩川内市総合計画の下位計画とし、地域福祉の推進を図ります。

② 福祉分野の個別計画、関連する計画との関係

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する計画であり、各個別計画の上位計画として位置付けます。

図表 2：他計画との関係



3 計画の期間

計画期間は令和7年度を初年度として令和11年度までの5か年です。

地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価をし、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 3：計画の期間

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
薩摩川内市総合計画 後期基本計画					次期計画					...
第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画					第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和7年度～令和11年度)					...
鹿児島県地域福祉支援計画					鹿児島県地域福祉支援計画					...

4 計画におけるSDGsの考え方

SDGsは、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範囲な課題に統合的に取り組むものであり、17の目標と、目標を達成するためのターゲット（具体目標）から構成されています。このSDGsの2030年までに達成するための取組を、日本を含め各国で推進しており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本計画の推進にあたってSDGsの趣旨を踏まえ、本市の地域福祉施策を展開します。

図表 4：持続可能な開発のための2030アジェンダ（国連広報センター）



本計画で主に取り組むSDGsの目標



貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



住み続けられるまちづくりを

都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する

5 感染症予防対策と地域福祉

新型コロナウイルス感染症^{*5}の流行に伴う社会情勢の変化は、人々のライフスタイルや地域コミュニティに大きな影響を与え、住民間のつながりが希薄化しているという懸念も広がっています。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上5類移行に伴い、地域福祉活動が活発化する中、住民が安心して日常生活や地域活動を送れるよう、感染予防対策に関する情報提供や、必要な支援体制の構築に努めていきます。

6 計画策定の経緯

図表 5：計画策定の経緯

時期	内容
令和6年5月16日（木）	第1回地域福祉推進委員会（策定方針協議）
令和6年7月～8月	市民アンケート調査の実施
令和6年6月～10月	住民座談会の実施
令和6年11月8日（金）	市庁内協議
令和6年11月21日（木）	第2回地域福祉推進委員会（計画案協議）
令和6年12月25日（水）	第3回地域福祉推進委員会（活動計画案協議）※
令和6年12月13日（金） ～令和7年1月15日（水）	パブリックコメントの実施
令和7年2月7日（金）	第4回地域福祉推進委員会（計画の承認）

※社会福祉協議会において地域福祉活動計画のみ審議

^{*5} 新型コロナウイルス感染症：正式には COVID-19 と呼ばれ、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2（SARS-CoV-2）というウイルスが原因で起こる感染症。2019 年末に中国・武漢市で発生し、その後世界中に広がり、パンデミックを引き起こした。

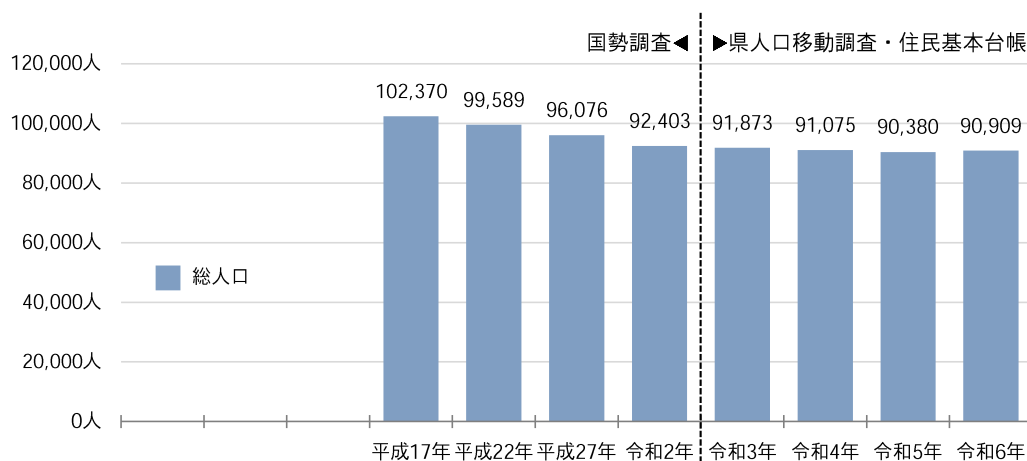
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 地域の現状

(1) 人口

本市の人口は、減少傾向にあり、令和6年8月時点で90,909人となっています。

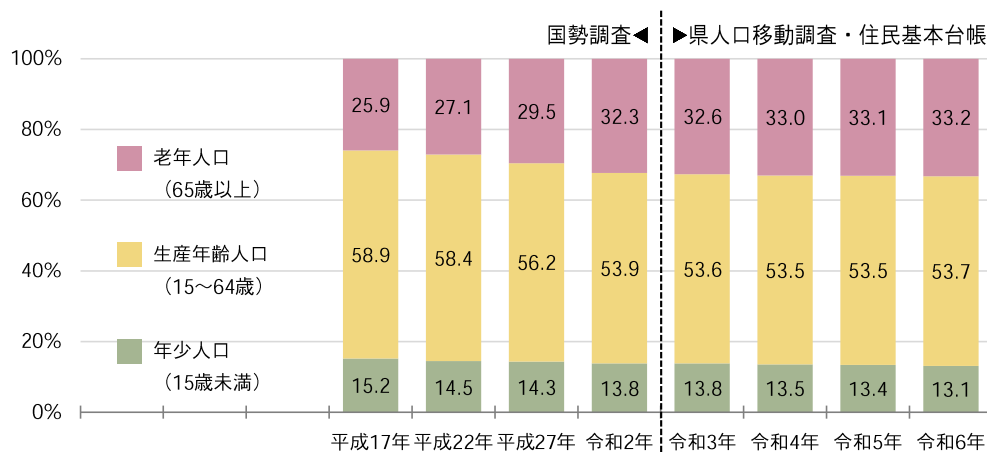
図表 6：総人口の推移



〔出典〕国勢調査、鹿児島県人口移動調査（令和3～5年）、住民基本台帳（令和6年8月）

年齢3区分別人口の割合をみると、令和6年時点で年少人口（15歳未満）が13.1%、生産年齢人口（15歳～64歳）が53.7%、老年人口（65歳以上）が33.2%となっています。それぞれの推移は、年少人口割合は年々低下しているのに対し、生産年齢人口割合は横ばい、老年人口割合は上昇しており、少子高齢化が進行しています。

図表 7：年齢3区分別人口割合の推移

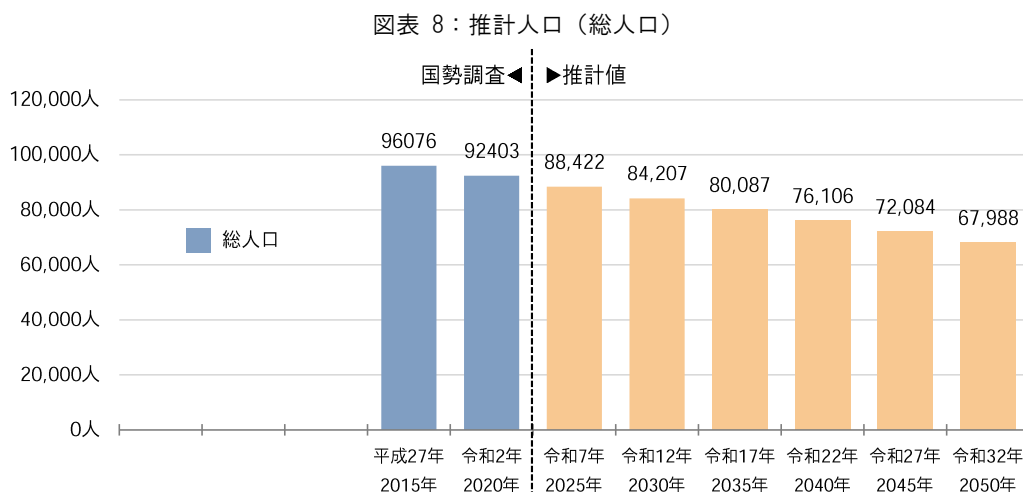


〔出典〕国勢調査、鹿児島県人口移動調査（令和3～5年）、住民基本台帳（令和6年8月）

※「年齢不詳」は按分して掲載している

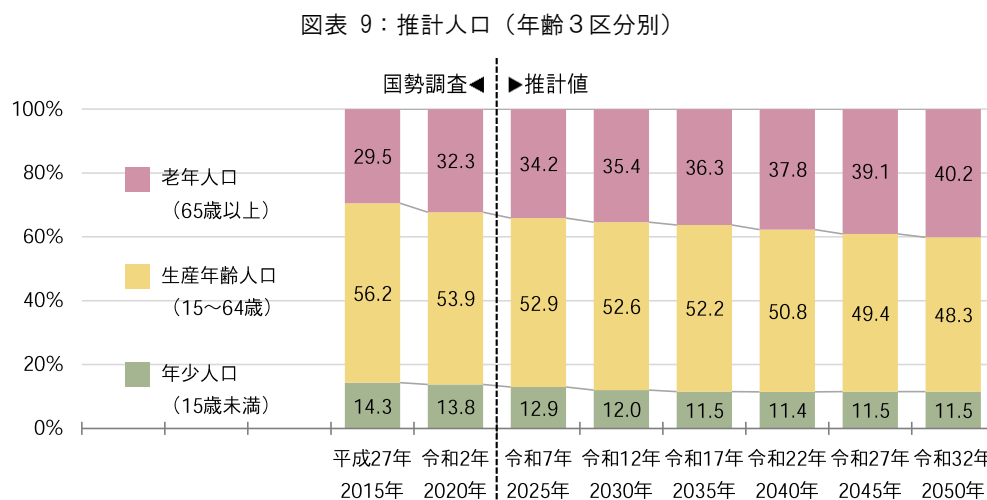
(2) 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所^{*6}の推計によると、本市の総人口は今後も減少していく見込みです。約25年後の2050年には7万人を割り込むものと推計されています。



〔出典〕 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

年齢3区分別推計人口の割合をみると、年少人口は横ばい、生産年齢人口は低下、老年人口は上昇していく見込みです。今後も少子高齢化の状況は進行していくものと考えられ、2050年には高齢化率が40%に達するものと推計されています。



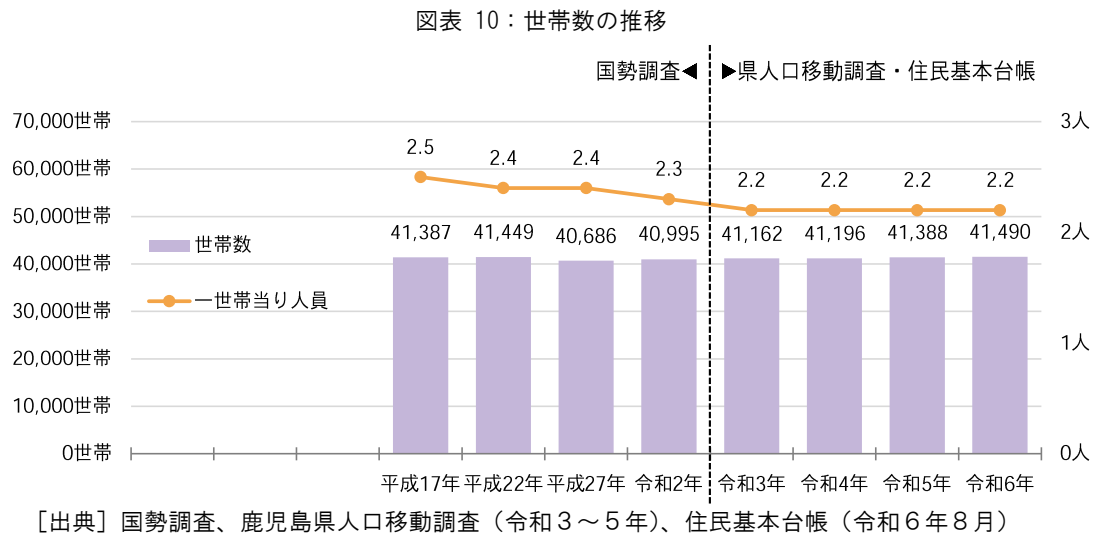
〔出典〕 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

※「年齢不詳」は按分して掲載している。

^{*6} 国立社会保障・人口問題研究所：日本の社会保障制度と人口問題に関する調査研究を行う国の機関。少子高齢化や人口減少といった現代社会が抱える課題に対し、科学的な視点から分析を行い、より良い社会保障制度の構築を目指している。

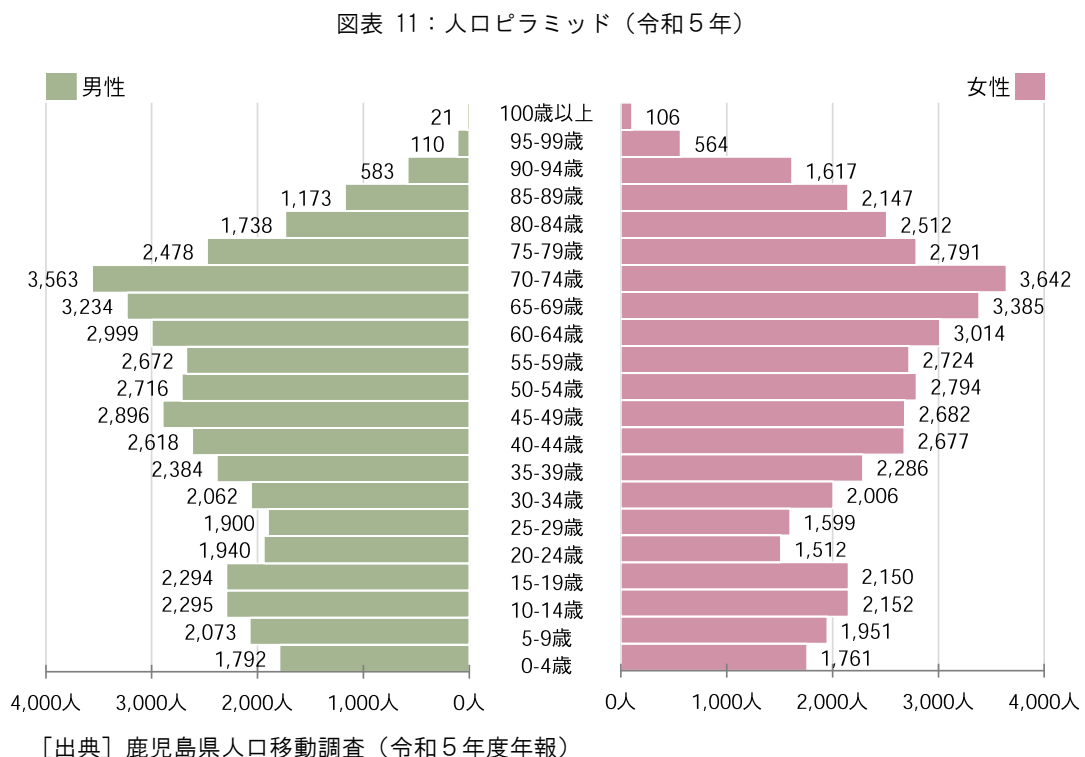
(3) 世帯数

本市の世帯数及び一世帯あたりの人員はそれぞれ横ばい傾向で推移しています。近年の一世帯あたりの人員が2人程度ということから、単身世帯の増加や核家族化^{*7}の進行がうかがえます。



(4) 人口ピラミッド

令和5年10月1日時点の人口ピラミッドをみると、全体では、65歳以上74歳未満の前期高齢者を中心とした階層の人口が多くなっている一方で、20歳代の人口が少なくなっています。

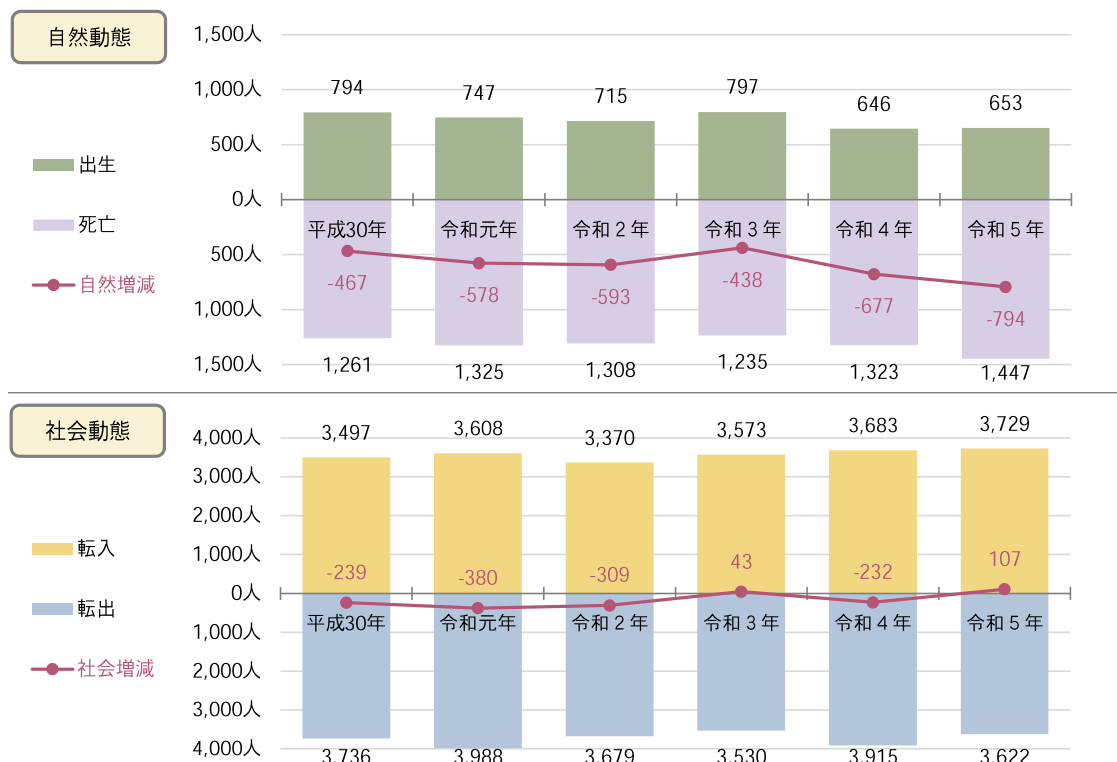


^{*7} 核家族化：昔のような祖父母や叔父叔母など、複数の世代が一緒に暮らす大家族ではなく、夫婦と子どもだけの世帯が増えることを指す。

(5) 自然動態と社会動態

平成30年以降の自然動態と社会動態をみると、出生及び死亡による自然動態は、平成30年以降死亡が出生を上回って推移しており、令和5年では794人の自然減となっています。また、転入・転出による社会動態については年度によりばらつきがあるものの、令和5年は転出を転入が上回り107人の社会増となっています。

図表 12：自然動態と社会動態の推移

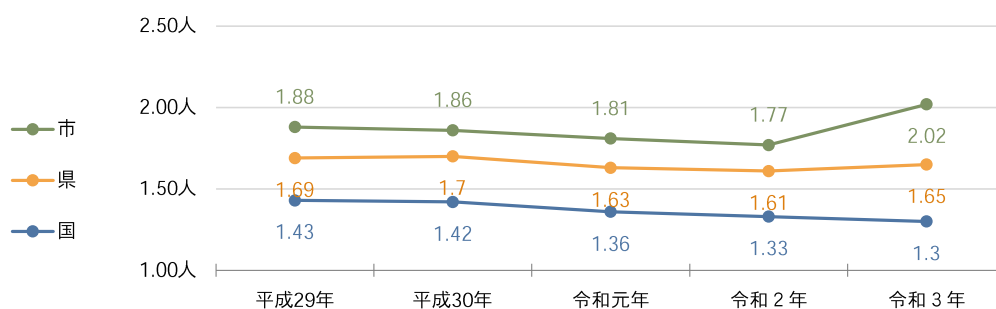


〔出典〕統計さつまさんだい

(6) 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率^{*8}は、国及び県よりも高い数値で推移しています。

図表 13：合計特殊出生率の推移



〔出典〕統計さつまさんだい

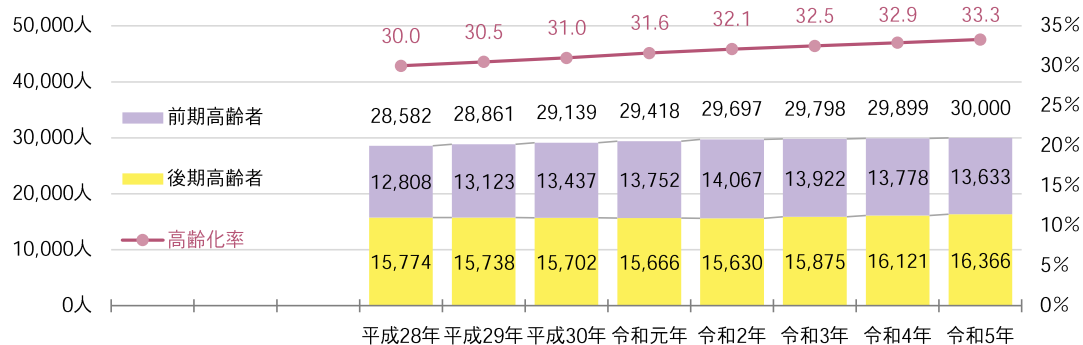
*8 合計特殊出生率：15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

2 高齢者福祉の状況

(1) 高齢者人口

総人口が減少を続ける中、高齢者人口は年々増加しており、高齢化率も上昇傾向にあります。なお、令和5年時点の高齢化率は33.3%となっています。

図表 14：高齢者人口と高齢化率の推移

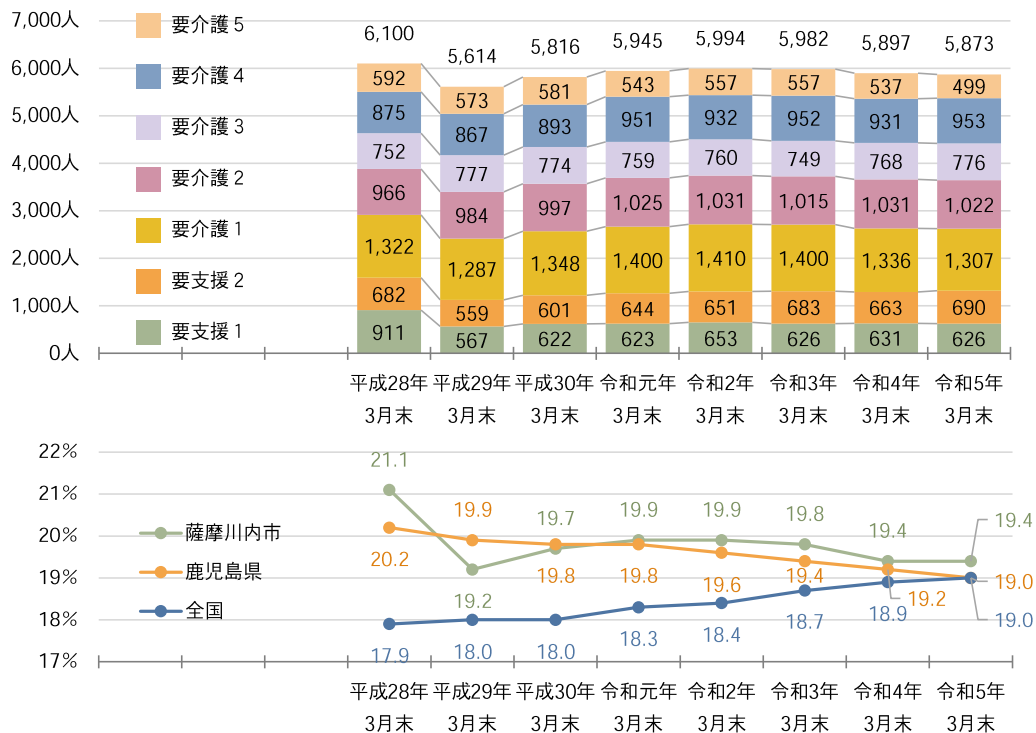


〔出典〕地域包括ケア「見える化」システム

(2) 介護認定の状況

介護認定者数は近年横ばいで推移しており、令和5年3月末時点の認定区分の割合をみると、要介護1が22.3%（1,307人）で最も高くなっています。また認定率については大きな差異はみられないものの、国や県よりも高くなっています。

図表 15：介護認定者数及び認定率の推移



〔出典〕地域包括ケア「見える化」システム

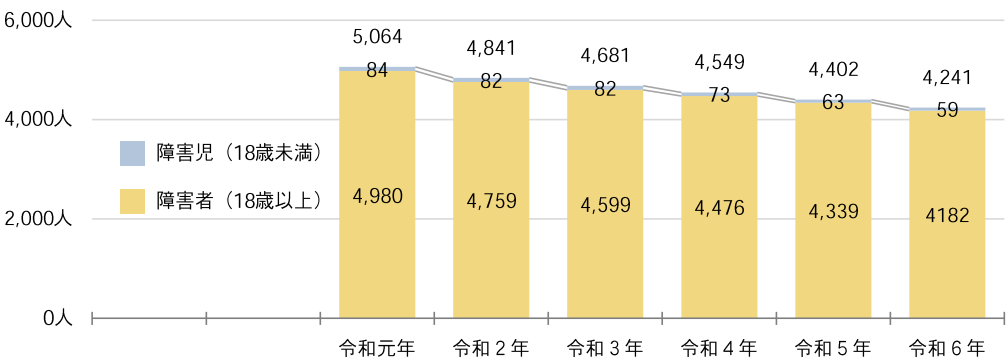
3 障害者福祉の状況

(1) 身体障害者の状況

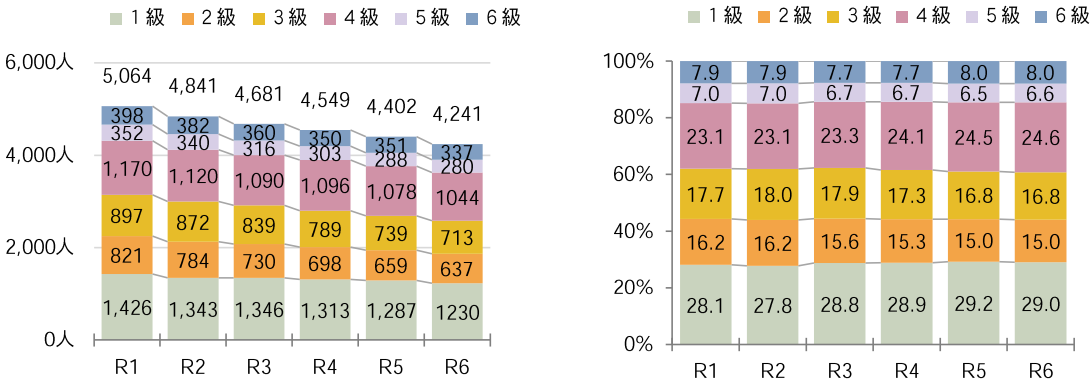
身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和6年は4,241人と、令和元年の5,064人と比較して823人の減少（16.3%減）となっています。

等級別では1級、主たる障害部位別では肢体不自由が最も多くなっています。

図表 16：身体障害者手帳所持者（年齢区分別）



図表 17：身体障害者手帳所持者（等級別）



[出典] 障害福祉課（各年4月1日現在）

図表 18：身体障害者手帳所持者（主たる障害部位別）

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
視覚障害	338	0	312	0	290	1	277	1	262	2
聴覚障害	484	12	455	11	421	10	396	9	386	7
言語障害	33	0	38	0	39	0	42	0	39	0
肢体不自由	2,682	59	2,552	56	2,453	54	2,377	48	2,267	41
内部障害	1,443	13	1,402	15	1,396	17	1,384	15	1,385	13
合計	4,980	84	4,759	82	4,599	82	4,476	73	4,339	63

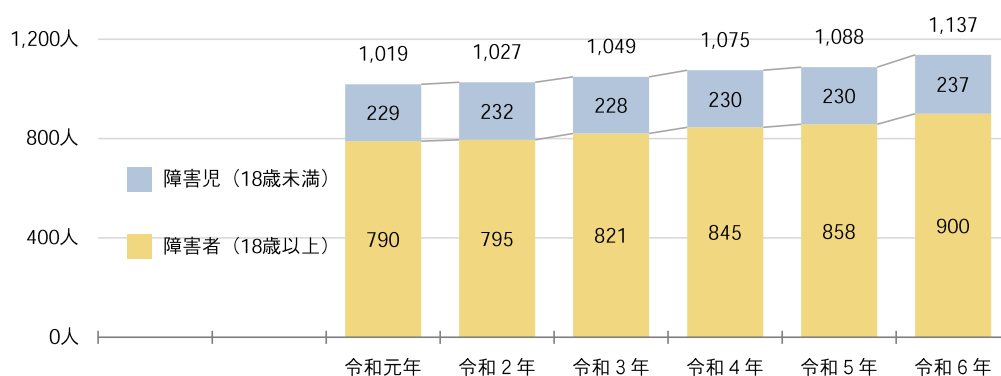
[出典] 第7期薩摩川内市障害福祉計画・第3期薩摩川内市障害児福祉計画（各年4月1日現在）

(2) 知的障害者の状況

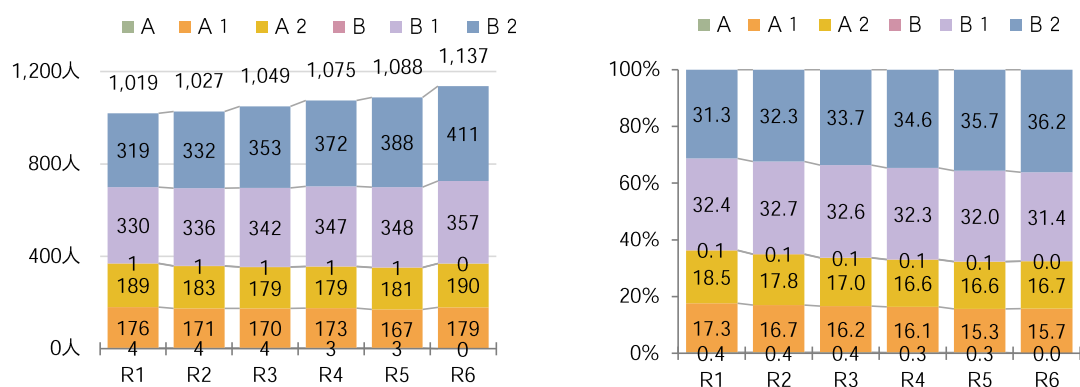
療育手帳所持者数の推移をみると、令和6年は1,137人と、令和元年度の1,019人と比較して118人の増加（11.6%増）となっています。

等級別でみるとB2が最も多く、B1、B2を合わせて6割以上を占めています。

図表 19：療育手帳所持者（年齢区分別）



図表 20：療育手帳所持者（等級別）



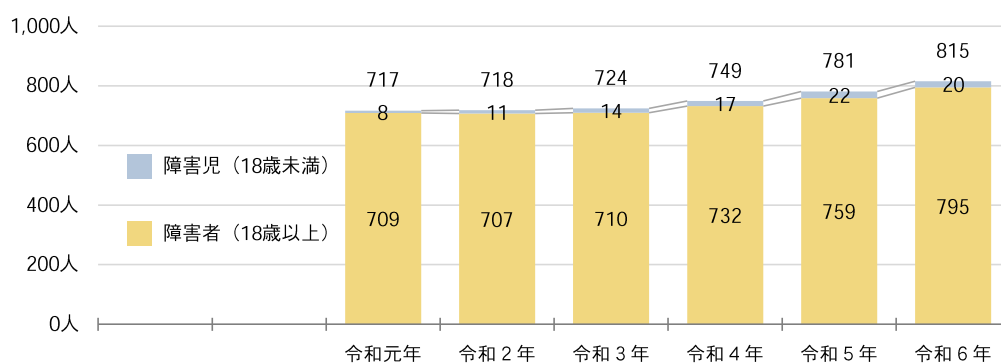
〔出典〕 障害福祉課（各年4月1日現在）

※令和6年の等級別手帳所持者数は、AをA1、BをB1に含めて計上している。

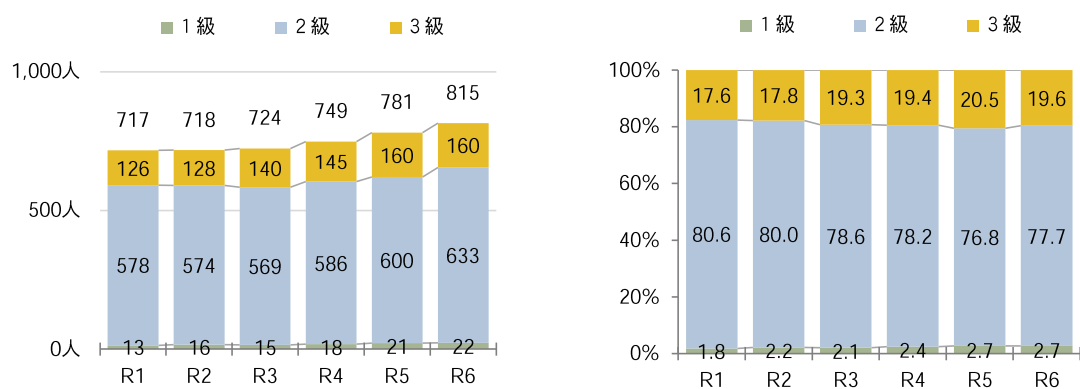
(3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和6年度では815人と、令和元年度の717人と比較して98人の増加（13.7%増）となっています。

図表 21：精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢区分別）



図表 22：精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）



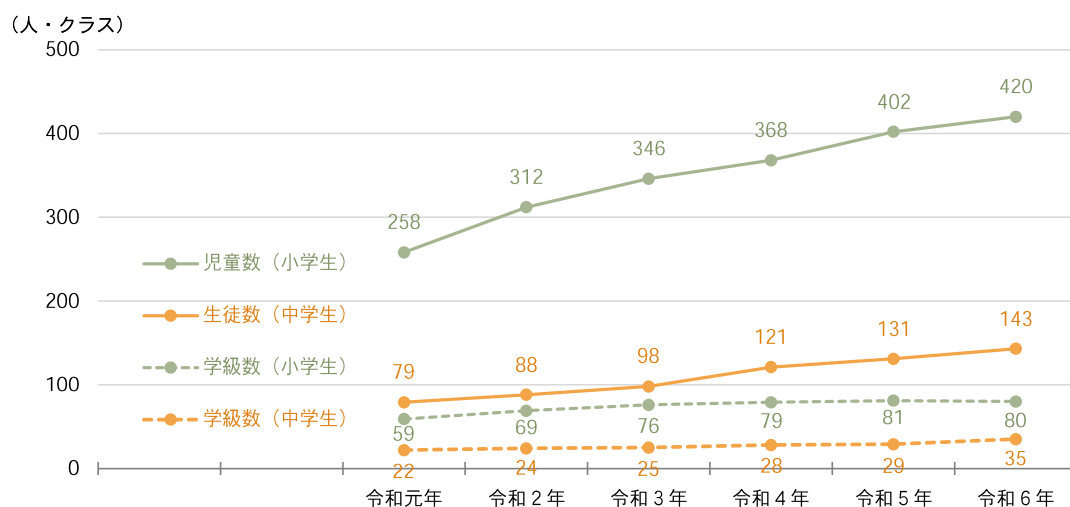
[出典] 障害福祉課（各年4月1日現在）

(4) 障害のある児童・生徒

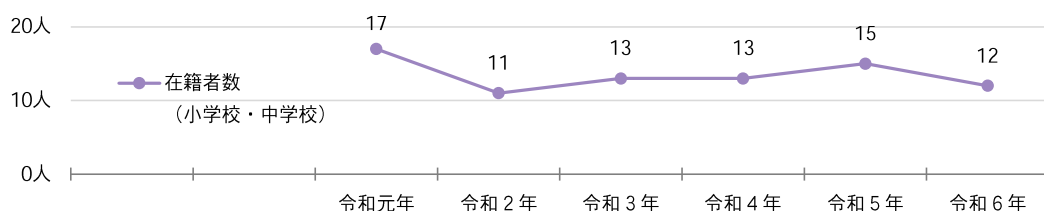
特別支援学級^{*9}に在籍する児童・生徒数は、令和6年度では小学生420人、中学生143人となっています。令和元年度の小学生258人、中学生79人と比較して小学生が162人の増加(62.8%増)、中学生が64人の増加(81.0%増)となっています。

特別支援学校在籍者数は横ばい傾向にあり、障害児保育の入所児童数は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度では増加しています。

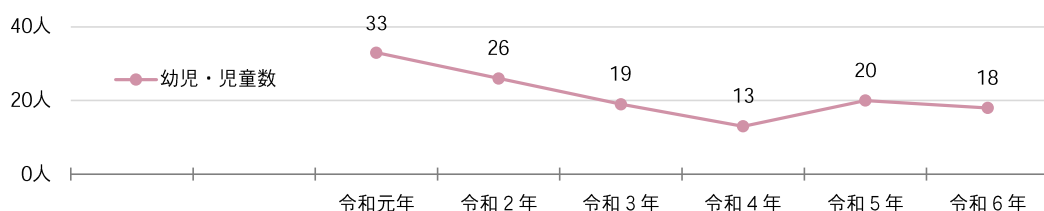
図表 23：特別支援学級在籍者数



図表 24：特別支援学校在籍者数



図表 25：障害児保育の実施状況



[出典] 障害福祉課 (令和元年～令和5年)、学校教育課 (令和6年) (各年4月1日現在)

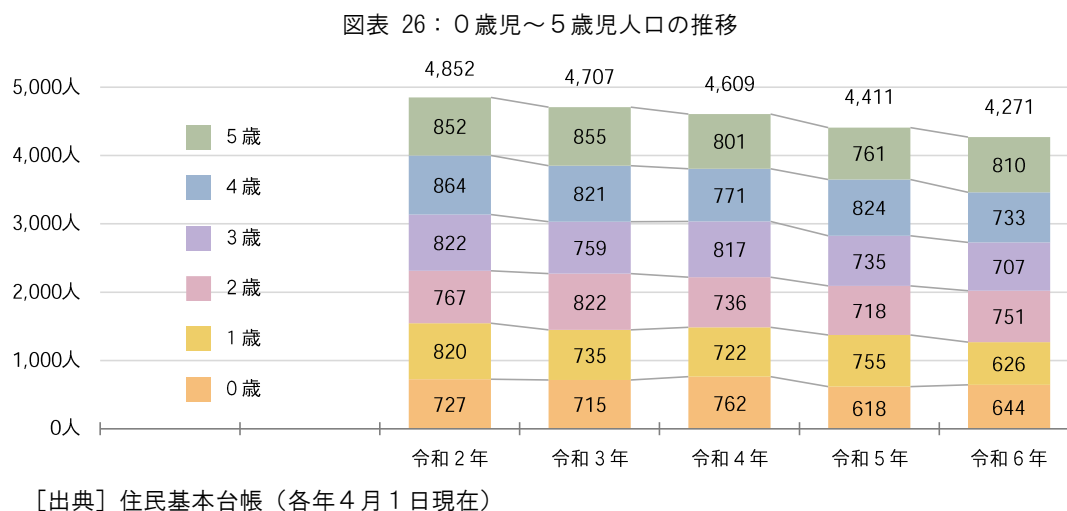
※図 25：保育所等に在籍する児童のうち、特別児童扶養手当または障害者手帳を保持する者の数

*9 特別支援学級：障害のある児童生徒が、その障害に合わせた教育を受けるために、小学校や中学校に設置されている学級をいう。

4 児童福祉の状況

(1) 就学前児童数の状況

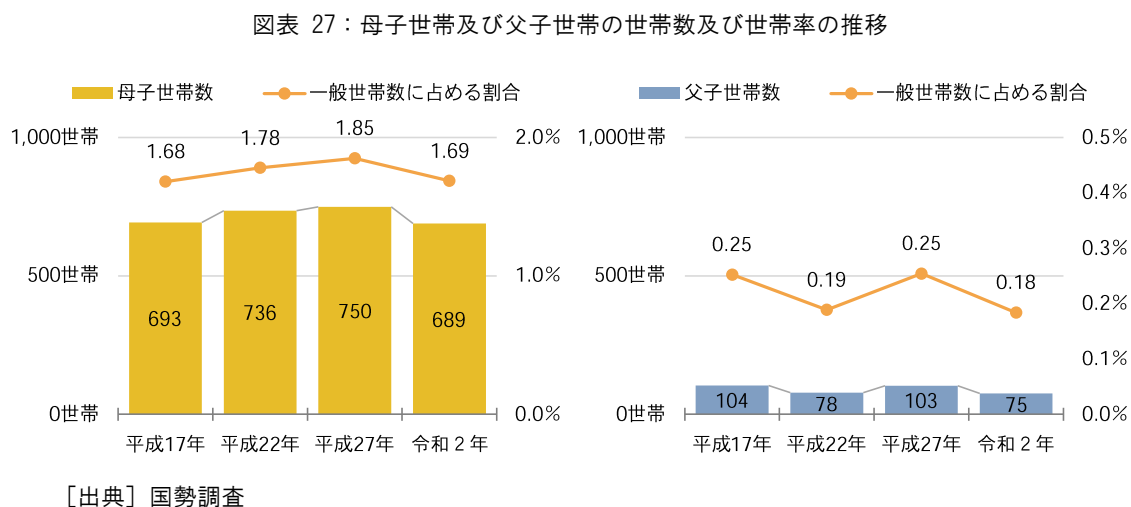
就学前児童数は、年々減少傾向にあります。令和2年から令和6年にかけて581人（12.0％）の減少となっています。



(2) ひとり親（母子・父子）世帯の状況

令和2年の母子世帯は689世帯、父子世帯は75世帯です。

母子世帯数は平成27年まで増加傾向にありましたが、令和2年には減少に転じました。父子世帯数は横ばい傾向で推移しており、母子世帯と同様、一般世帯数に占める割合は平成27年から令和2年にかけて低下しました。



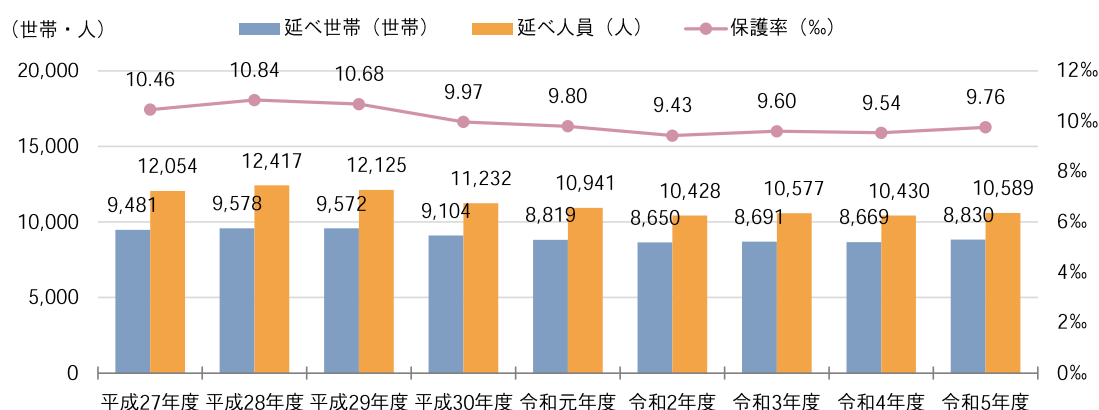
5 特別な支援を必要とする人の状況

(1) 生活保護（被保護世帯数、被保護人員及び保護率の推移）

本市における生活保護法による被保護世帯数・人員は、令和5年度現在で8,830世帯・10,589人で保護率は9.76パーミル^{*10}です。

保護率は平成28年度まで上昇傾向で推移していましたが、その後、令和2年度までゆるやかに下降し、令和5年度からは上昇傾向にあります。

図表 28：被保護世帯数、被保護人員及び保護率の推移

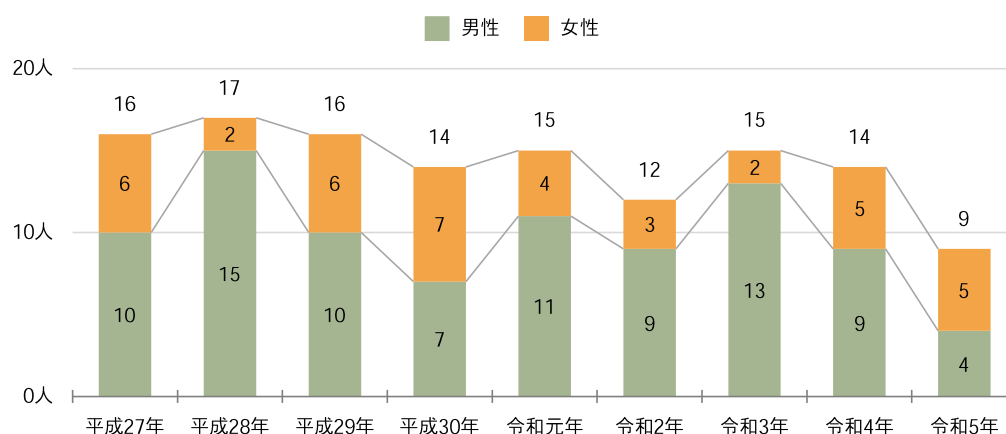


〔出典〕 統計さつまさんだい

(2) 自殺

年間自殺者数は、増減を繰り返しながらもゆるやかに減少しています。性別でみると女性よりも男性の自殺者が多い傾向が続いています。

図表 29：自殺者数の推移



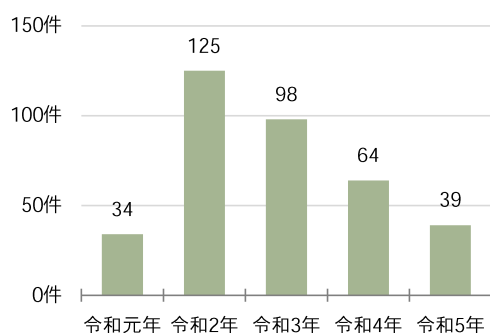
〔出典〕 厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」A7表(市町村・自殺日・住居地)

^{*10} パーミル（‰）：1000分の1を1とする単位で、千分率とも呼ばれる。ここでは人口1000人あたりの人数を指す。

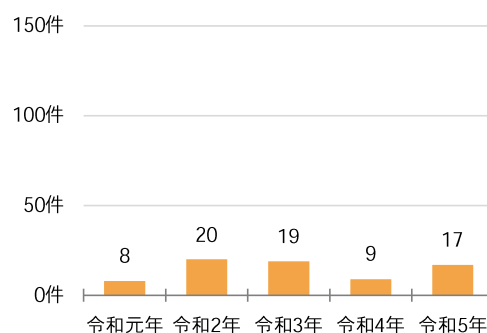
(3) 虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）

各種虐待^{*11}の相談・通報件数の推移をみると、児童虐待の相談・通報件数は令和2年の125人をピークに減少傾向にあるものの相談内容の複雑化、深刻化に対応する必要があり、高齢者虐待及び障害者虐待はここ数年ほぼ横ばい状態が続いています。また令和5年の配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）に関する相談・通報件数については36件となっています。

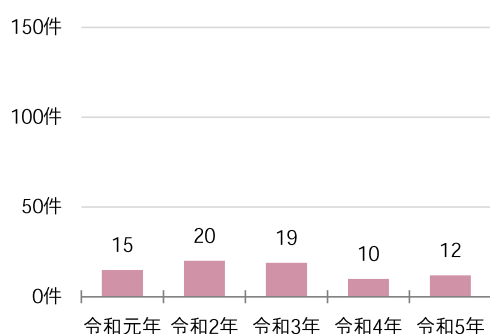
図表 30：児童虐待相談・通報件数の推移



図表 31：高齢者虐待相談・通報件数の推移

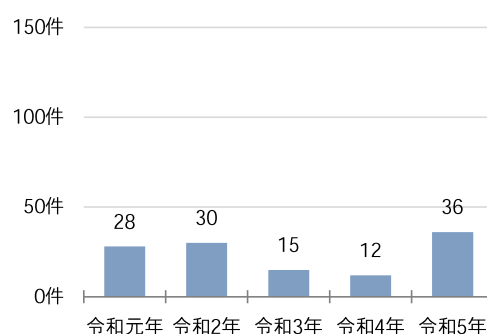


図表 32：障害者虐待相談・通報件数の推移



〔出典〕社会福祉課（各年4月1日現在）

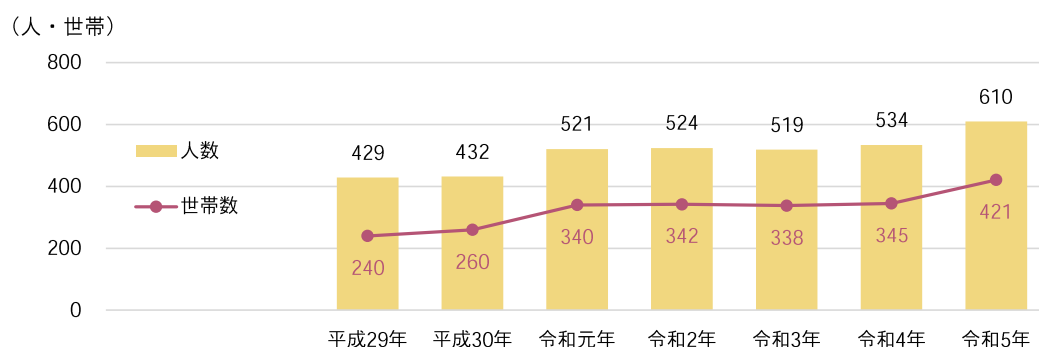
図表 33：DVに関する相談・通報件数の推移



(4) 外国人

本市に居住する外国人人口及び世帯数は増加傾向にあります。

図表 34：外国人人口及び世帯数の推移



〔出典〕統計さつまさんだい

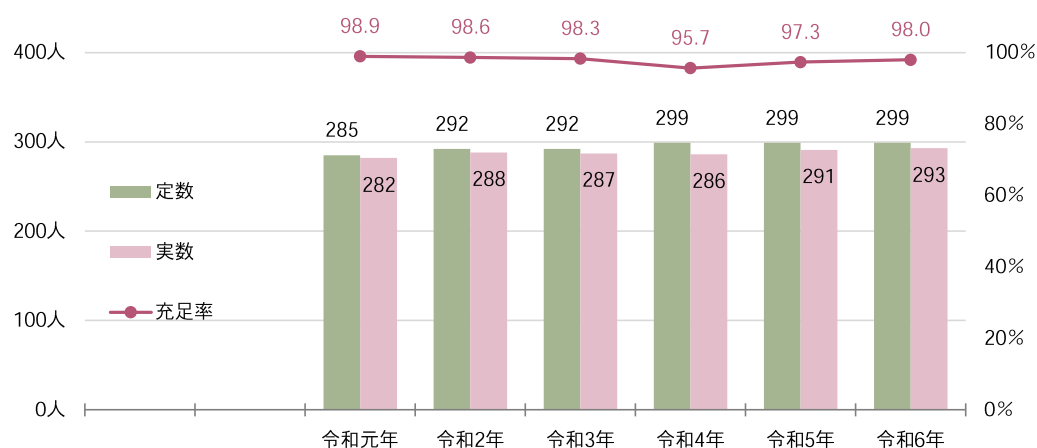
*11 虐待：子どもを含む、弱い立場にある人に対し、身体的、性的、心理的、またはネグレクト（放置）といった行為で、その人に対して大きな苦痛や危害を与えることをいう。

6 その他

(1) 民生委員・児童委員

令和4年度以降、本市の民生委員・児童委員^{*12}の定員は299人で推移しています。充足率は、令和4年度の95.7%から令和5年度を経て、令和6年度には98.0%まで上昇しています。

図表 35：民生委員・児童委員数の推移

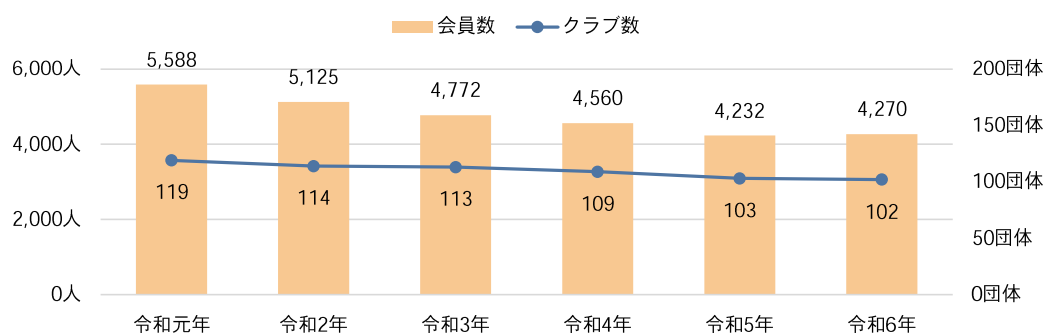


〔出典〕統計さつまさんだい（令和元年～令和5年）、社会福祉課（令和6年）
基準日：令和元年～令和5年（各年12月1日現在）、令和6年（9月1日現在）

(2) 高齢者クラブ

本市の高齢者クラブ^{*13}は、会員数・クラブ数ともに減少傾向にあります。

図表 36：老人クラブ会員数・クラブ数の推移



〔出典〕高齢・介護福祉課
基準日：令和元年～令和5年（各年度3月31日現在）、令和6年（9月1日現在）

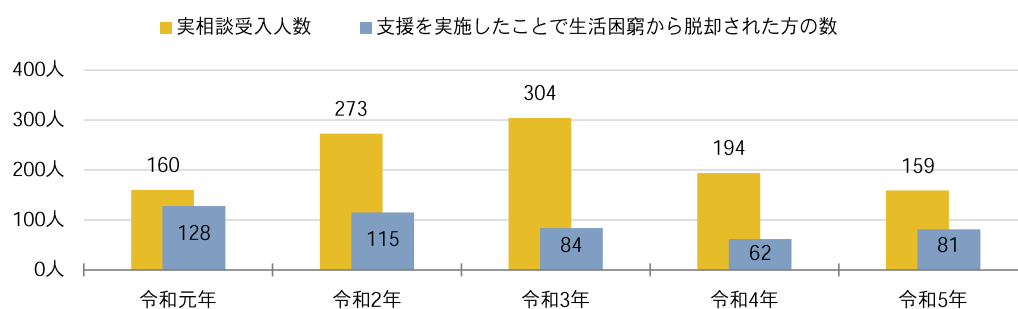
*12 民生委員・児童委員：要保護者の保護指導にあたり、社会福祉の増進に努めることを任務とする名誉職。市・特別区・町・村に置かれる。任期は三年、都道府県知事・指定都市および中核市の市長の推薦によって、厚生労働大臣（もとは厚生大臣）が委嘱。児童委員を兼任する。
*13 高齢者クラブ：地域を基盤とした、60歳以上の方を中心に自主的に集まって活動する組織。

(3) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度は、「生活保護は受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方」を対象に、相談を受け止め、安定した生活に向けて仕事や住まい、家計相談、こどもの学習・生活習慣の改善など様々な面で支援する制度です。

相談の受入人数は令和3年の304人をピークに減少傾向にありますが、事業による支援により実際に生活の困窮から脱却でされた方の人数は横ばいで推移しています。

図表 37：生活困窮者自立相談支援事業の状況



[出典] 社会福祉課（各年3月31日現在）

7 アンケート調査からみえる現状

図表 38：調査概要

調査地域	薩摩川内市全域
調査対象	薩摩川内市に住所を有する18歳以上の市民
調査期間	令和6年7月～8月
調査件数	3,000件
回収状況	1,023件（回収率：34.1％）

※アンケート調査結果概要は資料編に掲載しています。

（１）外出について

- 全体の8割が「2～3日に1回程度」外出しているものの、他の年齢区分と比較して75歳以上では外出頻度の低下がみられます。外出の手段についてはいずれの属性においても「自家用車」とする割合が高く、74歳以下では8割以上、75歳以上においても6割が自家用車と回答しています。
- 外出の困難さについてみると、全体的に「ふつう」と回答する人が多いものの75歳以上では「とても大変」または「やや大変」と回答する人が約3割を占めています。外出が困難な理由としては、「目的地まで遠い」と回答する人が半数以上を占め、外出支援サービスの提供があったとしても、外出を希望しない人が3割に達しています。

（２）日常生活の不安について

- 日常生活における不安としては、健康、経済、介護に関する意見が多く、前回調査と大きな変化はみられませんでした。
- 月1回以上会う・話す家族や親族がいると回答した人は9割以上ですが、「いない」と回答した人は前回比0.6ポイント増加しました。一方、友人については、月1回以上会う・話す友人がいないと回答した人が前回比9.6ポイント増加するなど、友人とのつながりの希薄化が伺えます。また、個人的な話ができたり助けを求めたりできる友人・親族が「いない」と回答した人の割合もそれぞれ上昇しました。
- 日本語版 Lubben Social Network Scale 短縮版（LSNS-6）に基づく社会的孤立状態の割合は46.2％となり、約2人に1人が社会的孤立状態にあることが明らかになりました。これは前回調査から8.2ポイントの上昇であり、社会的孤立が深刻化している状況が伺えます。性別では女性の方が男性よりも社会的孤立の割合が高く、年代別では特に40代から60代の割合が高くなっていることが特徴です。

（３）地域との関わりについて

- 居住地域への愛着を感じる住民の割合は７割と、前回調査から６．４ポイント減少しました。また、子どもがいきいきと育つ環境が整っている、高齢者に対する福祉サービスが充実している、近隣住民との助け合いが良好であるといった項目に対する肯定的な回答も減少しました。一方、若者や高齢者、障がいのある人が暮らしやすい環境が整っている、市民の福祉活動が活発である、防災・防犯体制が充実しているといった項目に対する肯定的な回答は増加しました。
- 日常的に近隣住民と交流がないと回答した人の割合が５．７ポイント増加し、前回調査に引き続き、４割の人が地域コミュニティの弱体化を実感しているという結果となりました。
- 生活上の問題が生じた際、まず相談するのは「家族・親族」という傾向は今回調査でも変わりません。一方で、市役所や社会福祉協議会、弁護士などの専門家、民生委員・児童委員等に相談したいと考えている人も多く、専門的な支援を求めるニーズが高いことがわかります。しかしながら、実際にこれらの機関に相談できている人は少なく、相談相手が全くいない人も全体の５％となっていることから、相談しやすい環境の構築の必要性が高くなっています。
- 日常生活における手助けの需要と供給については、安否確認や声掛け、買い物等の外出支援でバランスがとれている一方で、災害時の手助けやごみ出し、草取りなど外回りの家事、高齢者の介護等で需要が供給を上回っています。

（４）災害に対する備えについて

- 日常的に災害時の備えができている割合は、前回調査よりも５．６ポイント上昇し２４．８％となりました。しかしながら依然として７割以上が備えをできていない状況です。
- 避難場所については、前回調査同様８割が認知しているものの４０歳未満の認知度が他の年代と比較して低くなっています。また全体の２割が避難行動や避難の判断ができないと回答しており、性別では女性、年代別では７５歳以上でそれぞれ発生率が高くなっています。
- 前回調査同様、避難行動を支援してくれる人をいないとする回答が過半数を占めており、女性の発生率が高くなっています。

(5) 地域活動について

- 自治会や子供会、PTAなどの地域活動に参加中もしくは参加経験があるとする回答は8割、未経験は2割でした。前回調査と比較した場合、参加経験がない割合は8.9ポイントの上昇がみられます。
- 参加経験のある活動としては「地区コミュニティ・自治会の活動」が9割であり、参加していない理由については、自治会への未加入や個人の体調や時間的制約の他、機会がなかったり、参加方法がわからなかったりするなどの意見も挙がっています。
- 今後必要な地域活動については、「高齢者を支援する活動」や「住みやすい地域にする活動」、「災害時の支援などの活動」などが挙がっています。また、地域における助け合い・支え合いの活動を活発化していくためには、地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRすること、活動の資金的な支援が必要であるとの意見が多くなっています。

(6) 社会貢献について

- ボランティア活動への参加経験がないと回答した人の割合は、前回調査から10.4ポイント増加し、55.6%に達しました。参加していない主な理由は、仕事や学業との両立が難しい、体力的な問題、活動に関する情報不足などが挙げられます。一方、参加経験のある人からは、活動の継続に必要な人材の確保や、活動場所の不足が課題として挙げられました。

(7) その他

- 福祉のことで市役所や社協に相談したとき解決できなかった人の割合が55.4%に上りました。様々な相談に対し、親身になって寄り添う姿勢が必要だと思われます。
- 再犯防止に協力する民間協力者として、保護司、少年指導員を挙げる割合が高くなっています。また、犯罪をした人等の立ち直りに協力したい人は「思う」「思わない」が25.1%に対して「わからない」とする割合が30.3%で最も高く、続いて「あまり思わない」、「思わない」の順となっており、再犯防止に関するボランティア活動に参加する人がいる半面、自分や家庭の身に何か起きないか不安をもっている人が多数いることが挙げられます。

8 住民座談会からみえる現状

対象地区	48地区コミュニティ協議会
参加メンバー	地区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー等
テーマ	本協議体（座談会）は「地域のつながり」と「地域の居場所」等をテーマに、住民が日常で感じる不安や孤立や交流不足、地域の居場所への要望について意見を共有し、今後の取組の方向性を探る場として開催しました。

（実施概要）

日付	協議体（座談会）名	日付	協議体（座談会）名
R6. 6. 6	永利地区協議体（座談会）	R6. 9. 8	藺牟田地区協議体（座談会）
R6. 6. 24	吉川地区協議体（座談会）	R6. 9. 10	西方地区協議体（座談会）
R6. 7. 21	亀山地区協議体（座談会）	R6. 9. 11	市比野地区協議体（座談会）
R6. 7. 23	斧淵地区協議体（座談会）	R6. 9. 11	山田地区協議体（座談会）
R6. 7. 29	高来地区協議体（座談会）	R6. 9. 11	里地区協議体（座談会）
R6. 7. 30	可愛地区協議体（座談会）	R6. 9. 12	上甕地区協議体（座談会）
R6. 8. 1	朝陽地区協議体（座談会）	R6. 9. 18	手打地区協議体（座談会）
R6. 8. 2	水引地区協議体（座談会）	R6. 9. 18	子岳地区協議体（座談会）
R6. 8. 4	野下地区協議体（座談会）	R6. 9. 18	西山地区協議体（座談会）
R6. 8. 6	八幡地区協議体（座談会）	R6. 9. 18	長浜地区協議体（座談会）
R6. 8. 20	鳥丸地区協議体（座談会）	R6. 9. 18	内川内地区協議体（座談会）
R6. 8. 22	隈之城地区協議体（座談会）	R6. 9. 18	青瀬地区協議体（座談会）
R6. 8. 22	大馬越地区協議体（座談会）	R6. 9. 18	鹿島地区協議体（座談会）
R6. 8. 23	寄田地区協議体（座談会）	R6. 9. 27	湯田地区協議体（座談会）
R6. 8. 23	副田地区協議体（座談会）	R6. 9. 27	南瀬地区協議体（座談会）
R6. 8. 23	八重地区協議体（座談会）	R6. 10. 4	育英地区協議体（座談会）
R6. 8. 25	平佐西地区協議体（座談会）	R6. 10. 7	倉野地区協議体（座談会）
R6. 8. 25	峰山地区協議体（座談会）	R6. 10. 17	藤本地区協議体（座談会）
R6. 8. 27	城上地区協議体（座談会）	R6. 10. 22	平佐東地区協議体（座談会）
R6. 8. 29	陽成地区協議体（座談会）	R6. 10. 28	樋脇地区協議体（座談会）
R6. 8. 30	川内地区協議体（座談会）		
R6. 9. 2	清色地区協議体（座談会）		
R6. 9. 6	滄浪地区協議体（座談会）		
R6. 9. 6	藤川地区協議体（座談会）		
R6. 9. 8	黒木地区協議体（座談会）		
R6. 9. 8	上手地区協議体（座談会）		
R6. 9. 8	大村地区協議体（座談会）		
R6. 9. 8	轟地区協議体（座談会）		

(1) つながりについて

○ 高齢者の孤立

- ・ 配偶者を亡くしてから誰とも話さない日が増えた。家に閉じこもりがちで体調も不安。
- ・ 足腰が弱くなり、地域のイベントや集まりに参加できなくなった。近所の人と顔を合わせる機会が減った。
- ・ スマホを使えないので、地域情報がわからない。連絡がとりづらい。

○ 交流の機会が少ない

- ・ 若い世帯との交流の機会がなく、お互いのことをよく知らない。
- ・ 地域の集まりで高齢者向けが多く、家族で参加できる場所が少ない。
- ・ 日中の地域の集まりが多いので、仕事をしていると参加も難しく地域に暮らす高齢者の顔を合わせる事がほとんどない。
- ・ つながりが薄くなり、若い世帯が自治会行事や高齢者に無関心で、高齢者側も若い世帯が何を考えているかわからないと感じている。
- ・ 転入者が増えているが、地域行事に参加する人が少なく顔を知らない。
- ・ 地域に対する思いの違いが生まれている。交わらない。
- ・ 自然と交流できる場や機会が少ない。

○ 災害時の支援体制が不明

- ・ 災害がおきたとき、地域の誰に相談すればよいか分からない。
- ・ 近所に1人暮らしの高齢者がいるが、災害時に避難するかどうか分からない。
- ・ 避難所に移動するのが難しそうな高齢者の災害時の対応がわからない。
- ・ 災害時の対応が自治会で決まっているかどうか分からない。

○ 取り組んでいきたいこと

- ・ 支え合いマップを活用して、つながりを構築したい。
- ・ 世代間交流の機会をつくり、自然とつながりがうまれる環境をつくりたい。
- ・ 災害時に必要な情報を事前に整理し、いざという時に備える。
- ・ 回覧板の仕組みを活用して、高齢者1人暮らしの所へ手渡しをする。
- ・ スマホが使用できるように自治会で研修会をおこなう。

(2) 地域の居場所について

○ 高齢者の居場所

- ・ サロン活動はあるが、参加する方は決まっている。
- ・ サロン会場まで遠く、移動手段がない方の対応に困る時がある。
- ・ 初めて参加するときに知り合いがいないと、仲良くなっている場所に入りづらい。
- ・ 集いの場所が1つで、内容が合わず足が向かなくなる。

○ 子どもや若者の居場所

- ・ 地域の居場所は高齢者向けのサロンや集いが多く、子どもたちが集まって遊んだり学んだりできる場所はほとんどなく、地域で姿をみかけない。

- ・ 地域の公園や学校はあるが、子どもたちが集まって遊んだり、勉強したりするための居場所があるようでない。
- ・ 学校帰りも、働いている親が多いので、地域で過ごすより学童や習い事をしている子どもが多いのではないかと感じている。
- ・ 自治会に子どもが少なく、子ども向けの行事やイベントをしたくても、計画が難しい。プレゼント企画になってしまう。

○ 誰でも利用できる居場所

- ・ 誰でも利用できる居場所は限られていて、地区によってはない場所もあり、交流の機会がない。
- ・ 理想はオープンスペースのような、公民館を開放して誰でも気軽に立ち寄れるようにしたいが、まだそこまでの自治会の理解が進まない。

○ 学校や公民館など既存施設等活用できる場所が少ない

- ・ 学校と一緒に活動する機会が少ないので、協力出来る事を伝えたい。
- ・ 学校内で地域交流できるスペースがあれば、世代間交流も自然とできるのではないかな。
- ・ 地域の歴史や昔遊びなどを伝える機会が減ってきた。
- ・ 学校と一緒に地域でできるボランティアを考えていきたい。

○ 居場所の構築するときの難しさ

- ・ 忙しさや時間の制約「地域で活躍する人は決まっていて、1人何役もする状況となっているため、時間の制約がでてしまう。」
- ・ 人手不足やリーダーの不在「交代するリーダーがいらない。1人で何でもしていたことが課題となり。後継者が出てこない。若い世帯に伝える場面もない。」
- ・ 居場所づくりのスペース「公民館がなく、気軽に集まれる場所を探す事から始めないといけない。」

○ 取り組んでいきたいこと

- ・ オープンカフェスペースサロン「高齢者が気軽に集まれる自治会解放型カフェサロン」
- ・ 地域多世代スポーツイベント「グラウンドゴルフやモルックや体操教室など一緒にスポーツで楽しめる企画を考える」
- ・ 地域のワークショップや作業イベント「地域行事を子どもと一緒に体験等で参加できる内容にしていく。」
- ・ 地域のイベント「子どもが参加しやすい内容を取り入れていき、自然な交流の機会を考える。」
- ・ 多世代交流型の食事交流会「子ども食堂（コミュニティ食堂）で、一緒に食事を楽しんだり、高齢者が食事を作るボランティアとして調理する事で、食事を通じてお互いの理解を深め、世代間の交流を促していく。」

(3) 移動について

○ 免許返納後の不安

- ・ 現在住んでいる場所では、免許返納後の移動について買い物や病院までの移動に不安がある。
- ・ 免許返納後に外出をしなくなり会わなくなった高齢者の方がいる。
- ・ 免許を返納するといっきに活動制限がかかってしまう印象があるので、出来る限り返したくない。
- ・ 移動時に誰かのお世話にならないといけない事に負担を感じてしまう。

○ 公共交通への不安

- ・ バスや公共手段を使いには乗り慣れておらず、乗り方に不安がある。
- ・ 移動の度にお金を使っていると年金生活者には負担が大きい。
- ・ 本数も少ないので、不便に感じる。
- ・ 移動時間がとても長く感じる。出かけるのが億劫に感じる。

○ 高齢者の運転

- ・ 視力低下が進んでいるご近所の方の運転が心配だが、免許返納には強く拒否をされている。
- ・ 夕方になると視界がほとんど見えなくなるので、活動時間が決められてくることから、地域の集まりに参加できない事がある。
- ・ ゴミ出しを車で出しに来ている高齢者の車に傷が増え続けている。ご近所をかなりのスピードで走っていた。

○ 移動時の助け合い

- ・ 地域の集まりや病院や買い物を連れて行ってくれる自治会内にボランティアがあるから助かっている。
- ・ 社会福祉法人施設のドライブサロンはとても助かっている。みんなで出かけられるので楽しく利用もできている。

○ 取り組んでいきたいこと

- ・ 社協の車両貸出事業について知ったので、地域の困り事に対応できるような事を考えていきたい。
- ・ 移動について自治会内で調査をし、何があったらいいのかを考えていきたい。

(4) 見守り体制について

○ 地域住民間の連携不足・担い手不足

- ・ 自治会長、民生委員、健やか支援アドバイザーと連携がうまくとれていない。
- ・ 長年地域の役をしている方がいる間は安心だが、いなくなると情報がつながらないのではないかという不安がある。
- ・ 高齢者が多くなり、見守りをする対象者が増えると見守り役の人だけでは活動が難しくなるのではないかと感じる。
- ・ 高齢者の1人暮らしの方で緊急時の連絡先が確認できていない方がいるので、いざという時に対応が難しいのではと困るのではないかと不安になる。
- ・ それぞれの立場の人が集まって話す機会がない。

○ 個人情報の取り扱いの理解

- ・ 見守り体制を整えたいと思っても、個人情報の発言があるとその先がすすまない。
- ・ それぞれが持っている情報を共有する事ができれば、見守りしやすいが、地域の理解が進まなく見守り役として困る。

○ 地域の差

- ・ 自治会内で連携が取れている自治会と取れていない自治会での見守り対象者の情報の差が大きいと感じた。
- ・ 役員の担い手が自分の自治会は見つかりにくい、隣の自治会は連携が取れており、初めて役になる人の不安がないと感じた。
- ・ 地域で集まりがあるところはそこで見守り活動もされていると、地域情報が豊富であると感じた。

○ 取り組んでいきたいこと

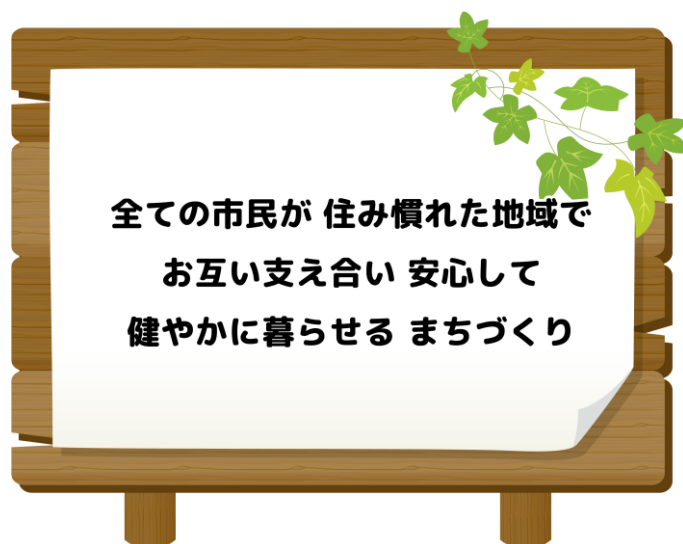
- ・ 他地区の取組を聞いて支え合いマップで共有できる場を作りたい。
- ・ 誰ともつながっていない人が気になる。支え合いマップを活用して対象者の確認がしたい。
- ・ 自分たちの住んでいる地域を知り（共有し）、必要な取組を整理していきたい。
- ・ 高齢者だけではなく、見守りが必要な人に対して支え合いができるように情報を整理していきたい。

第3章 基本理念と基本目標

計画の基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、これからの地域福祉のまちづくりの方向性を示すものです。また、基本目標は、地域福祉推進のキーワードとなるもので、具体的な施策の方向性を示すものです。

本計画では、基本理念、基本目標を次のとおり定めます。

1 基本理念



今後も少子高齢化・核家族化等の進行が予想され、市民や地域のみなんでつくりあげていく、ふれあい、支え合う地域社会のあり方がますます重要になってきていることから、本計画の基本理念はこれまでの計画基本理念を踏襲し、誰もが安心して暮らせる地域福祉の構築を目指します。

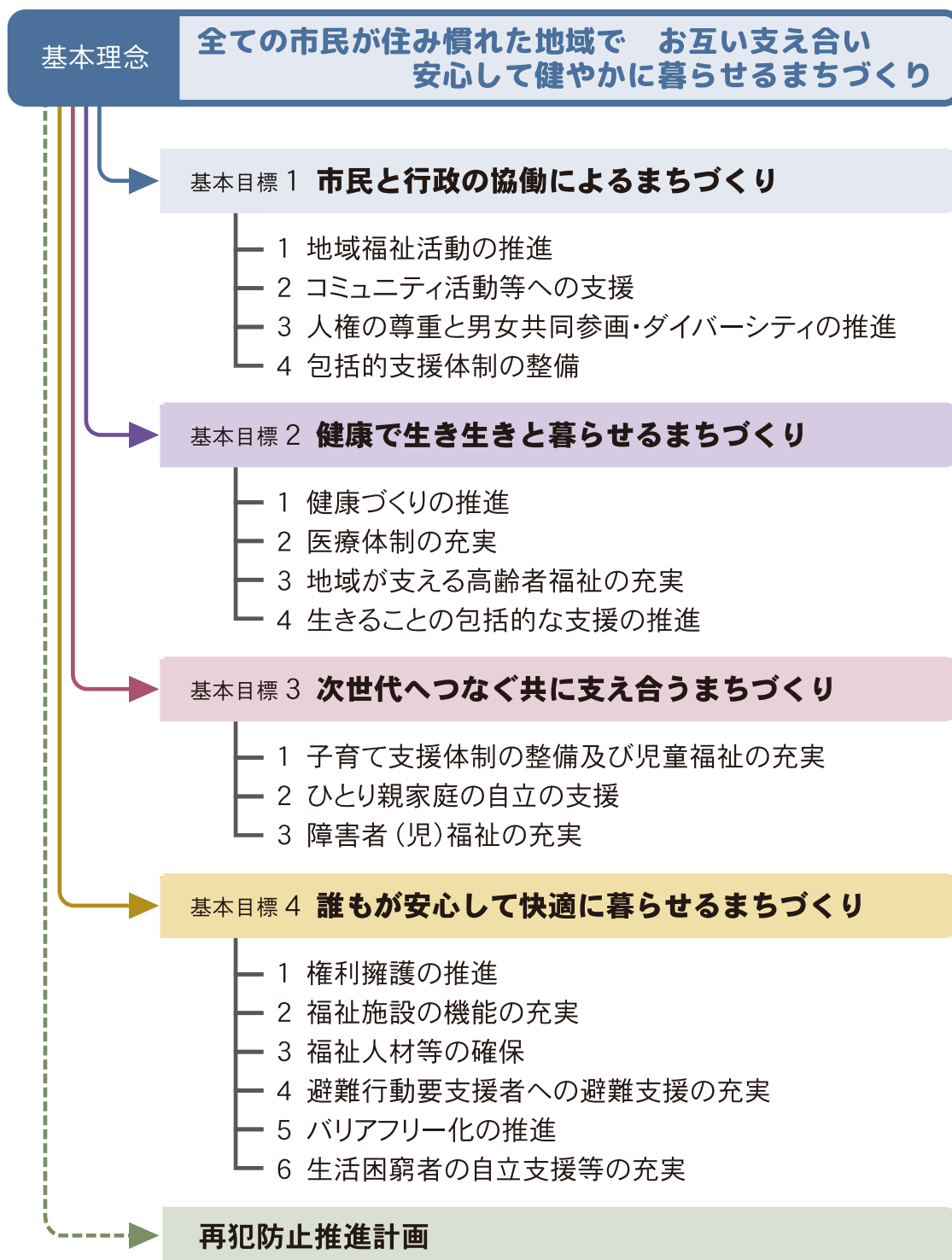
2 基本目標

計画の基本目標は、基本理念の実現を目指し、薩摩川内市が地域住民や社会福祉協議会、事業者と連携して地域福祉を推進していくために、施策展開の基本方向として設定するものです。

図表 39：計画の基本目標

市民と行政の協働によるまちづくり	健康で生き生きと暮らせるまちづくり
地域に暮らす人々が共に助け合い、支え合いながら、支援や児童の健全育成などに積極的に取り組み、複合的な課題に対応する包括的な体制づくりを進めることで、思いやりのある地域社会づくりを目指します。	少子高齢化が進む中、市民一人ひとりが『自分の健康は自分で守る』との意識を持ちながら、心身ともに健やかに暮らせる地域社会を目指します。
次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり
子どもの育ちと子育てを社会全体で支援し、また障害のある方などが安心して暮らし、積極的に社会に参画できるなど、全ての市民がお互いを尊重し、共に暮らせる優しい地域社会を目指します。	全ての市民が地域の中で、安全・快適に暮らすことができるよう、生活課題を総合的に解決できる環境づくりに取り組みます。

3 計画の体系



第2部

地域福祉計画

第1章 市民と行政の協働によるまちづくり

近年、これまでの制度やサービスでは十分に対応できない問題やケースが増えてきています。地域住民が抱えるさまざまな生活課題や福祉ニーズを少しでも解決していくためには、どこにどのような問題があるのかを発見し、誰がどのように対応していくのかということを決め、取り組んでいく仕組みづくりが重要です。

そのためには、何よりも地域住民一人ひとりがお互いに理解し合い、自分が住む地域のさまざまな問題に関心を持ち、その解決に向けて考えていく姿勢が大切です。

今後は、こうした生活課題や福祉ニーズをとらえ、解決していくための人材育成や発掘、地域に眠っている社会資源としての人材を最大限に活用するための取組が必要です。

1 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉の活動の強化

地域に住む人々が共に助け合い、支え合うことができるよう地域福祉に関する学びの機会の充実に努め、支援が必要な方を地域で支援する意識の浸透を図ります。

また、高齢者クラブなどの活性化を支援するとともに、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザー^{*14}等の連携を図り、地域における福祉活動を支える体制づくりを促進します。

(2) 社会福祉協議会等の機能の充実

地域福祉を積極的に推進していくため、その中心的役割を果たす社会福祉協議会など関係機関の機能の充実に図り、地域社会における福祉ネットワークづくりを目指します。

(3) ボランティア意識の高揚

地域におけるボランティアの輪を広げていくため、市民一人ひとりが能力や個性を生かし、主体的にボランティア活動等に参加できるよう、関係機関と連携を図り、広報やセミナーの開催などあらゆる機会を通じて、連帯と相互扶助^{*15}の精神、ボランティア意識の高揚に努めます。

^{*14} 健やか支援アドバイザー：自治会長や民生委員、在宅介護支援センターと連携して、地域での見守り活動を行ったり、健康づくりを地域で広める活動を行ったりしている方をいう。

^{*15} 相互扶助：お互いに助け合い、支え合うこと。

(4) ボランティア活動の支援及び人材の育成

市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、市が市民活動災害補償保険^{*16}に加入し、保険制度の面から種々のボランティア活動を支援するとともに、関係機関と連携して、企業・団体に対するボランティア休暇制度の普及・啓発に努めます。

また、SSプラザせんだい内に市民活動センターを設置し、市民が共に助け合い、支え合う地域社会システムの構築の一環として、NPO法人、ボランティア団体等の活動支援や人材確保、育成を進めていきます。

(5) 地域の見守り体制の充実

民生委員・児童委員や自治会長、健やか支援アドバイザーを中心とした地域の見守り体制の充実を図ります。

独居高齢者等の孤独死の防止や、消費者被害の防止、児童の健全育成のため、民間事業所や関係機関との協力による高齢者や児童等の見守り活動を行い、支援の拡充を図ります。

2 コミュニティ活動等への支援

(1) コミュニティ意識の醸成

世代や性別の枠にとらわれない地域住民の交流を促進するとともに、地域が一体となって取り組むことのできる地域活動の創出を図り、コミュニティ意識の醸成及び地域の一体感の高揚を図ります。

また、地域における相互扶助意識の啓発により、青少年や高齢者、障害者にやさしい地域社会の形成を促進します。

(2) コミュニティ組織の強化と人材育成

自治会や地区コミュニティ協議会、市民活動団体等の組織の自主的活動を尊重しながら、その運営を側面から支援するとともに、これらの組織への加入の促進や連携に努めます。

また、自治会や地区コミュニティ協議会、市民活動団体等の活動を通じて、コミュニティを担う人材の育成を図ります。

^{*16} 市民活動災害補償保険：市が加入し、市民活動中に不測の事故が発生し、指導者・参加者自身がケガをしたり死亡されたような場合や、活動の参加者や第三者に損害を与え、責任者等が法律上の損害賠償義務を負うことになった場合に補償するもの。

（３）コミュニティ活動における市民参画の促進

市民の自主性と自発性に基づくコミュニティ活動への参画を促進するため、市の広報紙やホームページ、市民活動情報サイトなどの広報媒体を用いて各地区のコミュニティ活動に関する情報を迅速に、かつ、分かりやすく市民に伝えとともに、出前講座や説明会等の開催により意識の啓発を図ります。

３ 人権の尊重と男女共同参画・ダイバーシティの推進

（１）人権の尊重と相談体制の充実

子ども、高齢者、女性、障害者等に関する人権問題や、インターネット社会における新たな人権侵害への対応、またＬＧＢＴＱ^{*17}の方々が生活しやすい環境整備など、一人ひとりの人権が尊重される環境づくりを進めていく必要があります。

また、人権や男女共同参画について正しい理解をするなど、社会全体での意識改革につなげるため、啓発・広報活動を積極的に推進するとともに相談体制の充実を図ります。

（２）家庭生活と職業生活、地域活動との調和

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康や趣味、学習といった個人的領域だけでなく、仕事、ボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能とし、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して生活していく上で重要です。このため、仕事と生活の調和を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場、地域などにおいてこれらの調和を支援する気運の醸成等を図るための広報活動や情報提供を行います。

（３）多様性を認め合う地域づくり活動の推進

地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動が、地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画・ダイバーシティ^{*18}社会の実現に向けた取組が不可欠です。

このことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画・ダイバーシティの視点に立った地域づくり活動を推進します。

*17 LGBTQ：レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字をとった言葉で、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)を表す総称の１つ。

*18 ダイバーシティ：人種や性別、宗教、価値観など、さまざまな属性を持った人々が共存している状態を指す言葉。

4 包括的支援体制の整備

(1) 市の相談支援体制の構築

社会問題化している虐待やひきこもり、生活困窮などの相談業務を一元化することで情報共有や取組の強化を図ります。

また、個人の世帯が抱える複合的な課題の的確な把握や支援のため、専門の相談員の配置や職員の資質向上に努め、各分野が横断的に連携し対応する体制や多機関とのネットワークの構築を推進します。

(2) 地域と連携した支援体制の充実

虐待やDVなど、重大な人権侵犯事件になり得る案件については、課題が多様化し、複雑さや解決の困難さの度合いが増しているため、相談窓口を核として、国・県・関係機関や地域全体と連携した見守りや相談支援体制の充実に努めます。

(3) 重層的支援体制整備事業

人口減少・高齢化、地域社会の脆弱化など社会構造が変化する中で、すべての人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域住民等が支えあい、地域を創ることができる「地域共生社会」の実現が求められています。

そのような中、地域における生活課題の解決を図るための包括的な支援体制の整備を具体的に進めていくこと等を目的として、社会福祉法が改正され「重層的支援体制整備事業^{*19}」が創設されました。

本市でも「重層的支援体制整備事業」に取り組むことで包括的な支援体制の充実に努めます。

*19 重層的支援体制整備事業：市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。市町村の手あげによる任意事業であるが、実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援を創設することが必須条件となっている。

第2章 健康で生き生きと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが自分の年代に合わせた健康課題を認識し、それに対処していくことや、生涯を通じた健康づくりが大切になってきます。

健康は個人の問題ですが、一人では解決できない要因が絡み合っています。そこで、地域活動の一環として地域で暮らす一人ひとりがともに支え合いながら健康増進を図り、家族や地域の仲間や組織（学校・職場・地域等）と一緒に問題に取り組んでいくことが必要です。

市民の誰もが、住み慣れた地域で、健やかに生きがいを持って暮らせるよう、健康づくりと福祉分野の連携を強化し、総合的に施策を推進します。

1 健康づくりの推進

（１）生涯を通じた市民全体の健康づくり

病気の発生予防対策にとどまらず、生きがいづくり、人とのふれあいの促進、自分らしい生き方の発見等、元気を増やす健康づくりを目指し、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という主体的な健康づくりの意識を持てるよう、それぞれのライフステージ^{*20}や生活の場に応じて、きめ細かな健康づくりを展開していきます。

（２）生活習慣病の予防と早期発見

がん検診や特定健診の受診勧奨を行い、がんや生活習慣病の早期発見に努めるとともに、生活習慣の改善支援に取り組み、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努めます。

（３）健康づくり推進体制及び社会環境整備の充実

市民の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉・教育・職域など、健康づくりに関係のある各機関の相互の連携を強化するとともに、地域住民と一体となって健康づくりに取り組む各地域のリーダーの育成・支援に努めます。

また、楽しみながら健康づくりや社会貢献する個人を地域で支える介護予防元気度アップ事業など、市民全体の健康づくりにつながる「ヘルスプロモーション^{*21}に基づく健康づくりの取組」の拡大・充実に努めます。

^{*20} ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

^{*21} ヘルスプロモーション：人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスのこと。

2 医療体制の充実

(1) 医療体制の整備

市民の身近なところで地域医療を担う「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」の定着と在宅医療を促進します。

在宅当番・夜間当番病院の維持、休日の医師及び看護師等の確保、救急医療に関する情報提供など、安心して医療を受けられるよう、医療機関と行政が連携し、救急医療体制を堅持します。

甌島地域の医療体制については、診療施設の効率的配置及び充実に図り、医師・看護師の負担を軽減することによる安定的な医療体制の確保に努めます。

(2) 人材の確保

内外の高等教育機関をはじめとする関係機関との連携を深めながら、各地域の実情に合わせて、医療従事者の確保に努めます。

(3) 在宅医療の推進

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を安心して続けられるよう、地域における医療・福祉・介護の関係者機関による多職種での在宅療養の連携を推進するとともに、在宅医療支援センター等の活動を支援し、包括的な在宅医療・介護の提供を目指します。

3 地域が支える高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加のための環境づくり

健康・体力の維持増進や介護予防に向けた主体的に生きがいを感じながら地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

また、生涯学習や高齢者クラブ、シルバー人材センター^{*22}等の活動内容を紹介するなど、雇用を含めた社会参加に対する意識の啓発に努めます。

(2) 地域における支え合いの推進

ボランティア等により提供される住民主体の支援を創出するなど、支援が必要な高齢者等を身近な地域で支える体制づくりを促進するとともに、多職種協働による個別事案、地域課題の解決を図ります。

^{*22} シルバー人材センター：定年退職者その他の健康な高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する業務を担う公益法人で、運営費が国の補助対象となっている事業団。

（３）地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステム^{*23}の中心的役割を担う地域包括支援センターにおいては、在宅介護支援センター等と連携し、地域の誰もが相談しやすい環境を整え、高齢者やその家族を取り巻く様々な相談や潜在的ニーズ、地域課題に対して関係機関と連携を密にし、適切な支援を行い、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を送れるよう連携体制づくりを推進します。

４ 生きることの包括的な支援の推進

誰も自殺に追い込まれることのない一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

（１）正しい知識の普及啓発の推進

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こり得る危機であり、その多くが防ぐことが出来る社会的な問題であることから、社会全体の自殺リスクの低下とともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢での生きる支援を推進します。

また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があるため、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除き、自殺を考える人の存在に気づき、思いに寄り添い、必要に応じて関係機関や医療につなぎ、見守るという自殺対策における一人ひとりの役割等について広報活動、教育活動等の取組を推進します。

（２）人材の確保と支援体制の充実

自殺対策に係る人材の確保や資質の向上を図るため、幅広い分野で自殺対策の教育や研修等を行います。

ゲートキーパー^{*24}の役割を広く周知するとともに、その役割を担う人材を養成するほか、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因が複雑に関係しており、様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、包括的な支援体制づくりを推進します。

*23 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた土地で最期まで暮らし続けられるよう、介護・医療・生活支援などのサービスを一体的に提供する地域体制。

*24 ゲートキーパー：自殺を図るおそれのある人が発する兆候にいち早く気づき、声をかけて話を聞き、必要な支援につなげるなどの適切な対応をとれる人のこと。

第3章 次世代へつなぐ共に支え合うまちづくり

子どもが安心して育まれるとともに、子どもたち一人ひとりが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤独感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していく必要があります。

地域でともに暮らす全ての市民が安心して暮らせる優しい社会を、次の世代を担う子どもたちに伝える環境整備を推進します。

1 子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実

(1) 母子保健体制の充実

妊産婦や乳幼児の健康の増進に向けて、保健指導、健康相談、妊産婦・乳幼児健康診査の実施など、母子保健事業の充実を図ります。

(2) 各地域の育児支援体制等の整備

健全な子どもの育成のために地域で取り組んでいる子育てサークル、子育てサロン等、地域子育て支援センターの充実に努めるとともに、主任児童委員の活動を促進するなど、子育てを地域ぐるみで支援していくネットワークの形成を進めます。

(3) 子育ての負担・不安の軽減

育児の負担や不安の軽減のための訪問指導や育児相談の実施など、育児支援に努めます。また、子育てに要する経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や子ども医療費の窓口負担無償化など、経済的支援を進めます。

(4) 多様な保育サービスの提供

引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、認定こども園等保育施設の効率的な設置や、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、地域子育て支援センター事業などの各種保育サービスの充実・強化に取り組みます。

また、保護者が昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。

（５）児童の健全な育成を図る体制の構築

本市要保護児童対策地域協議会を中心に、県児童相談所と連携を図りながら、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携・協力体制を強化し、児童虐待、いじめ等により心に問題を持つ子どもの早期発見・早期対応に努めます。

また、ヤングケアラーへの対応については、教育委員会、各学校を始めとする関係機関と連携を深め、迅速に対応できるようにします。

（６）子育て相談体制の充実

子どもを安心して育てられる環境を作るため、現在の相談体制や地域による見守りの取組を継続するとともに関係機関との連携強化に努めます。

また、こども家庭センター^{*25}機能の充実を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を実施します。

２ ひとり親家庭の自立の支援

（１）相談・指導体制の充実

ひとり親家庭のそれぞれが置かれた状況を的確に把握し、さまざまな悩みにきめ細かに対処するため、関係機関や民生委員・児童委員等との連携の強化、多様な相談・指導体制の充実を図るとともに、諸制度の情報提供に努めます。

（２）生活の安定の確保に向けた支援

子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多い、ひとり親家庭などに対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成など支援策の継続及び自立・就業に向けた総合的な支援を図るとともに、保育所等におけるひとり親家庭の優先的な入所など、関係機関等との連携を図りながら、それぞれの家庭の実情に合わせた支援策を講じます。

（３）就業機会の確保

ひとり親家庭に対する事業者の理解を促進するとともに、公共職業安定所等との連携の下に、それぞれの職業適性、就業経験等に応じた適切な助言を行う就業相談、就業情報の提供等を行い、就業機会の拡大と雇用条件の改善を図ります。

^{*25} こども家庭センター：すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、一体的かつ総合的に相談・支援を行う機関。

3 障害者（児）福祉の充実

（１）障害者福祉に関する意識の啓発

障害を理由とする差別の解消を推進するため、地域で取り組む障害者との交流により、障害者に対する理解を深め、障害者への協力を促進するとともに、あらゆる機会を通じて障害者や障害者福祉に関する市民の意識の啓発に努めます。

また、生涯を通じ、地域社会の主体として、日常生活や社会生活をおくるため学校教育における良好な環境づくりに取り組みます。

（２）在宅福祉サービス等の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、居宅介護、短期入所、地域生活支援事業など、多様なニーズに応じた障害者の在宅福祉サービスの周知を図るとともに、必要なサービスを適切に提供するための人材育成と確保を促進するなど、質と量の両面からの充実に努めます。

また、障害者基幹相談支援センター^{*26}を中核として、相談支援機関との連携強化を図り、地域で暮らせる環境づくりを行います。

（３）早期療育体制の充実

保健所、医療機関など関係機関との連携を図りながら、障害の早期発見に努めるとともに、障害児の早期療育・訓練等の充実に努めます。

また、療育の必要な子どもとその家族を支援するため、小学校、幼稚園、保育所等をはじめ、関係機関との連携を図りながら、療育体制の充実に努めます。

（４）地域活動への参加促進

障害者の社会参加を促進するため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進するとともに、交流の場やコミュニケーション機会の提供・充実に努めます。

（５）雇用環境の整備、職業相談の充実

障害者が、その能力に応じた職業に従事できるよう、多様な就業機会の確保に努めるとともに、個々の障害のある人の特性に配慮した相談・訓練・紹介等の充実に努めます。

^{*26} 障害者基幹相談支援センター：障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関。障害に関する相談に応じ、障害福祉サービス利用手続き等の支援を行うとともに、障害者虐待防止センターとして相談・通報を受け付け、虐待防止のための支援を行う。

第4章 誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり

地域には、さまざまな理由で支援を必要としている人が暮らしています。そうした人のニーズを的確に把握し、社会全体で支え合う仕組みづくりが求められています。

地域の中で、安心して快適に暮らせるために、福祉分野と生活関連分野全般にわたり連携を図りながら、生活課題を総合的に解決することができる体制を整えます。

1 権利擁護の推進

成年後見制度^{*27}の周知や利用促進に取り組みつつ、様々な相談に対応するために、権利擁護ネットワークの連携の強化に取り組みます。

2 福祉施設の機能の充実

施設での福祉サービスは、障害者や高齢者が在宅で生活することが困難な場合に生活の場の確保や生活訓練、機能訓練等を行うためのものであり、今後も継続して障害者や高齢者の家庭の状況等に応じたニーズを把握するとともに、自己選択と自己決定の尊重の下、個々の状況に対応したサービス提供の充実を図ります。

3 福祉人材等の確保

福祉サービスの維持と質の向上を図るため、人材の確保や育成に努めます。

また、社会福祉協議会やNPO法人^{*28}等が行う人材育成の取組に対する支援や、新たな地域の担い手が生まれるような環境づくりに努めます。

^{*27} 成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人を保護するための制度。家庭裁判所が成年後見人を選任し、本人の財産管理や身上監護などを行うことで、本人の権利を擁護し、社会生活を送れるように支援するもの。

^{*28} NPO 法人：特定非営利活動法人（NPO 法人）制度に基づいて法人格が付与された、営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のことを指す。

4 避難行動要支援者への避難支援の充実

避難行動要支援者^{*29}避難支援等制度に基づき、地域への情報提供と支援体制構築をサポートし、災害時に避難支援が必要な在宅の高齢者や障害者等について近隣住民などが連携し、日ごろから見守りや声かけを行い、災害時やそのおそれがある時に、地域全体で支援する体制を整備します。

また、福祉避難所の指定等により避難行動要支援者の避難生活への備えを進めます。

5 バリアフリー化の推進

高齢者や障害者など誰もが、地域で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加できるやさしいまちにするため、物と心のバリアフリー^{*30}化を推進します。公共建築物はもちろんのこと民間の建築物についても事業者の理解と協力を得ながら全ての市民が安心して生活するためのユニバーサルデザイン^{*31}化や情報アクセシビリティ^{*32}の向上などを推進します。

6 生活困窮者の自立支援等の充実

多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立のため、地域社会の一員として社会参加ができるよう、相談対応から、就労、家計改善、子どもの学習等の支援を包括的に行います。また、傷病等で自立した生活が困難な人に対しては、その状況に応じ必要な支援を行いつつ、必要な専門機関と連携して支援します。

*29 避難行動要支援者：災害が発生した際に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする人のことを指す。

*30 バリアフリー：高齢者、障害者など、全ての人が快適に利用できるよう、物理的な障壁や社会的障壁を取り除くこと。

*31 ユニバーサルデザイン：あらゆる人が利用しやすいよう、最初から誰もが使いやすい製品や環境をデザインすること。バリアフリーの概念をさらに広げた考え方。

*32 アクセシビリティ：情報やサービスに、誰もが平等にアクセスできること。

第5章 再犯防止推進計画

犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者等様々な課題を抱えている者が多く存在します。

再犯を防止し、地域社会全体で罪を犯した人の立ち直りや社会復帰を支援することが、市民の安全で安心して暮らせるまちづくりにつながります。

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯数も減少しているため、再犯率は相対的に増加傾向にあります。法務省発行の「令和5年版 再犯防止推進白書」によると、平成15年の再犯者率が35.6%であったのに対し、令和4年の再犯者率は47.9%となっており、19年の間に12.3ポイント増加しています。

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たな被害者を生まない安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止法」という。）を施行し、平成29年12月に策定された「第一次再犯防止推進計画」に引き続き、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定しました。鹿児島県は、再犯防止法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」の改定版として、令和6年3月に「第2次鹿児島県再犯防止推進計画」を策定しました。

本市においても、このような状況を踏まえ、本市における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に一層寄与するため、「薩摩川内市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、再犯防止法第8条第1項の規定に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付けます。また、犯罪や非行をした人が孤立せずに、本市と関係機関が連携し、社会復帰に必要な支援の体制整備に努める必要があることから、「第4期薩摩川内市地域福祉計画（令和7年度から令和11年度）」に包含して策定することとします。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

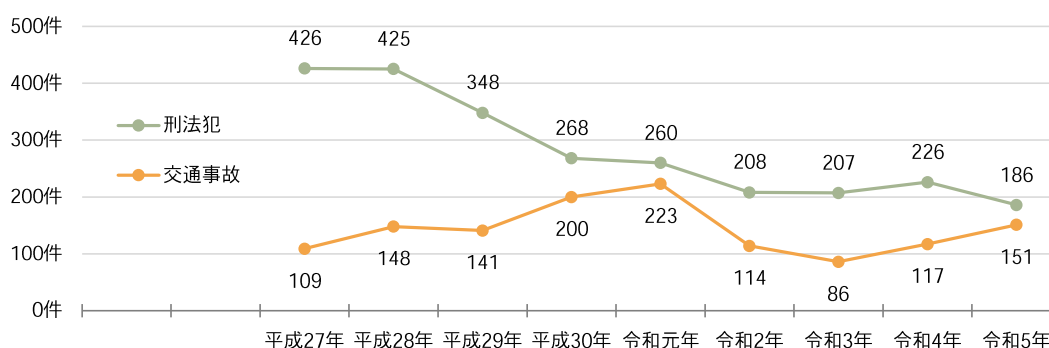
3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 本市の現状

薩摩川内警察署管内における刑法犯の発生件数は、平成27年から令和元年にかけて増加傾向にありましたが、その後、令和3年まで減少に転じ、令和4年以降、毎年30件程度増加しています。

図表 40：刑法犯及び交通事故発生件数の推移

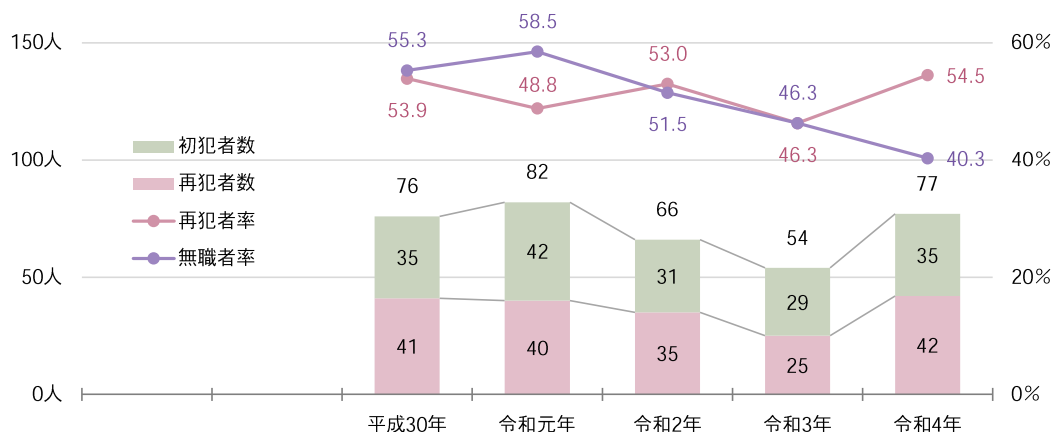


資料：統計さつまさんだいを基に薩摩川内市作成

薩摩川内警察署管内で令和4年に検挙された人員のうち、初犯者は35人、再犯者は42人で、再犯者率は約40%となっています。

また、令和4年の刑法犯の犯行時における無職者の割合は、約40%となっています。

図表 41：薩摩川内警察署管内における刑法犯の検挙人員のうち再犯者率及び犯行時の無職者率の推移



資料：法務省矯正局提供データを基に薩摩川内市作成

※ 刑法犯の検挙人員は少年を除いた人数で、無職者率は学生・生徒等を除いた割合

5 課題

国及び県の再犯防止推進計画を踏まえ、次の課題に取り組みます。

- (1) 国、県及び民間団体等との連携強化
- (2) 就労及び住居の確保
- (3) 保健医療及び福祉サービスの利用の促進
- (4) 非行の防止と学校及び矯正施設等と連携した就学支援の実施
- (5) 民間協力者の活動の促進、広報及び啓発活動の推進

6 主な取組

5つの課題に対するそれぞれの取組は、次のとおりです。

(1) 国、県及び民間団体等との連携強化

鹿児島保護観察所、県のほか、薩摩保護区保護司^{*33}会等の関係機関や団体との連携を強化し、定期的に情報共有を行うなど、国、県及び民間団体等との連携を強化します。

(2) 就労及び住居の確保

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業のほか、協力雇用主^{*34}会の活動に対する支援の充実、住居確保給付金の支給や市営住宅の提供等、就労及び住居を確保するための取組を推進します。

(3) 保健医療及び福祉サービスの利用の促進

支援を必要とする人や非行をした人に対し、適切に保健医療及び福祉サービスを提供していくため、関係機関等と連携して、相談支援や情報提供の更なる充実を図ります。

*33 保護司：刑務所や少年院を出所した人などが、社会に再び適応し、健全な生活を送れるよう、国から委嘱された民間人がその更生を支援する役割を担うもの。法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員と位置づけられる。

*34 協力雇用主：犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々をいう。

（４）非行の防止と学校及び矯正施設等と連携した就学支援の実施

民生委員・児童委員による相談・見守り活動や青少年教育指導員・少年愛護委員による街頭補導を行うなど、児童生徒の非行の未然防止に努めます。また、学校では、児童生徒の居場所づくりや児童生徒同士の絆づくりに取り組む「魅力ある学校づくり」の推進や道徳教育の充実等による問題行動の未然防止に努めます。さらに、心理的・情緒的要因により登校できない状態にある児童生徒を対象に、仲間との触れ合いの場を提供したり、スクールソーシャルワーカー^{*35}やスクールカウンセラー^{*36}、関係各課や児童相談所等の福祉機関と連携した学校や家庭での状況の見守りを行うことで、児童生徒の社会的自立を促します。

（５）民間協力者の活動の促進、広報及び啓発活動の推進

薩摩保護区保護司会が行う保護観察活動を支援し、薩摩川内市更生保護女性会^{*37}、川内地区ＢＢＳ会^{*38}、他関係団体とともに更生保護事業の普及・啓発に努めるほか、“社会を明るくする運動”^{*39}への参加を通じて、メッセージ伝達や懸垂幕の掲示などを行い、再犯防止に関する理解促進を図り、民間協力者の活動を促進します。

*35 スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

*36 スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務等に従事する心理の専門家。

*37 更生保護女性会：地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

*38 ＢＢＳ会：様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。（ＢＢＳ：Big Brothers and Sisters Movement の略）

*39 社会を明るくする運動：全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。強調月間である７月を中心に１年を通じて、広く周知し、理解を深めてもらうための取組を実施する。

第3部

.....

地域福祉活動計画

基本理念

全ての市民が住み慣れた地域で、
お互い支え合い安心して健やかに暮らせるまちづくり

基本目標	施策の方向	具体的取組
基本目標Ⅰ 支え合う福祉の地域づくり	1 地域における交流活動の促進	(1) ふれあい・いきいきサロン事業の推進 (2) 子育てサロン事業の推進 (3) 子ども食堂（コミュニティ食堂）の推進 (4) おやじごはん教室の推進 (5) コミュニティカフェの推進 (6) きりんの推進 (7) はんとけん体操事業の推進
	2 支え合い活動の推進	(1) 協議体（座談会）の推進 (2) 住民支え合いマップの推進 (3) ちいきささえ愛事業（有償ボランティア）の推進 (4) 赤い羽根共同募金配分金事業の推進
	3 災害時に備えた体制の強化	(1) 災害ボランティアセンター設置訓練の推進 (2) 福祉避難所の設置訓練の推進 (3) 日本赤十字社事業の推進
基本目標Ⅱ 安心して暮らせる福祉の仕組みづくり	1 相談・支援体制の充実	(1) 地域包括支援センター事業の推進 ア 権利擁護事業の推進 イ 包括的・継続的支援マネジメント事業の推進 ウ SOSネットワーク事業の推進 エ 総合相談事業の推進 オ 介護予防ケアマネジメント事業の推進 (2) 生活困窮者自立支援事業の推進 (3) 心配ごと相談事業（財産・登記相談）の推進 (4) 生活福祉資金貸付事業の推進 (5) 緊急つなぎ資金貸付事業の推進
	2 高齢者・障害者（児）福祉サービスの充実	(1) 福祉バス運営事業の推進 (2) 子ども発達支援センターつくし園における各事業の推進 ア 児童発達支援センター機能強化事業の推進 イ 巡回支援専門員整備事業の推進 ウ 障害者基幹相談支援センター事業の充実 ※次の事業は P78～P80 に記載 ○ 甌島地域における福祉サービス事業の推進 ＜介護保険事業等＞ ○ 子ども発達支援センターつくし園における各事業の推進 ＜障害児通所給付費事業分＞

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる福祉の仕組みづくり	3 権利擁護の推進	(1) 権利擁護センター（中核機関）事業の推進 ア 市民後見人養成講座の開催 イ 甌島地域成年後見制度研修会の開催 ウ 市民後見人養成講座修了生フォローアップ研修会の開催 エ 個別相談会の開催 オ 権利擁護セミナーの開催 カ 意思決定支援研修会の開催 (2) 法人後見事業の充実 (3) 日常生活自立支援事業の推進
基本目標Ⅲ 福祉を支える人づくり	福祉を支える担い手の養成	(1) 地域福祉を推進する広報活動の充実 (2) 各種ボランティア養成講座の推進 (3) 収集ボランティア事業の推進 (4) 子ども達のボランティア活動の推進（ふれあいボランティア事業、サマーボランティア事業、ボランティア協力校事業） (5) 社会福祉フェスタの推進

別記：薩摩川内市社会福祉協議会が実施する介護保険・障害児通所給付費事業等

1 甌島地域における福祉サービス事業の推進＜介護保険事業等＞

- (1) 一般介護予防事業（ミニデイ）の推進
- (2) 居宅介護支援事業の推進
- (3) 訪問介護事業の推進
- (4) 通所介護事業の推進
- (5) 特別養護老人ホームにおける施設サービスの充実等
 - ア 特別養護老人ホーム甌島敬老園
 - イ 地域密着型特別養護老人ホーム鹿島園
- (6) 養護老人ホームにおける施設サービスの充実等
- (7) 福祉有償運行事業

2 子ども発達支援センターつくし園における事業の推進＜障害児通所給付費事業分＞

- (1) 児童発達支援事業の推進
- (2) 保育所等訪問支援事業の推進
- (3) 障害者（児）相談支援事業の充実

※以下の事業は P70 に記載

- 児童発達支援センター機能強化事業の推進
- 巡回支援専門員整備事業の推進
- 障害者基幹相談支援センター事業の充実

基本 目標Ⅰ 支え合う福祉の地域づくり

身近な地域で住民同士が交流し合い、地域課題の解決や災害時に備えられるよう、支え合い、つながれる福祉の地域づくりを進めます。

1 地域における交流活動の促進

目標：地域において交流を促進し、人と人とのつながりを強化します。

現 状 と 課 題

少子高齢化や核家族化、社会構造の変化等により、人と人とのふれあいや交流の希薄化がみられる社会となっています。市民アンケート結果や協議体（座談会）のなかでも、子どもから高齢者まで、地域に住む人の誰もがふれあい、温かい人と人との関係を生み出す居場所づくりの必要性が求められております。

今後、ふれあい・いきいきサロンや子ども食堂^{*40}（コミュニティ食堂）等の居場所づくりを推進し、地域課題解決を図っていく必要があります。

具体的な取組

（１）ふれあい・いきいきサロン事業の推進

高齢者の孤独感の解消や閉じこもり予防、介護予防を目的とする事業です。年齢に関係なく住民支え合いマップや協議体（座談会）等で各自治会での集いの場を把握していき、必要とされる場所にサロンの立ち上げや運営面を支援していきます。お住まいの地域で気軽に参加できるように市内全自治会での開催を目指します。

	実績（見込み）	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
サロン実施会場数（自治会数）	278	350	400	450	500	556
参加者数（延べ）	50,000 人	55,000 人	60,000 人	65,000 人	70,000 人	75,000 人

*40 子ども食堂：地域のボランティアらが運営し、無料または低額で子どもたちに食事を提供する食堂。低所得家庭や、親の帰りが遅く 1 人で食事をする子どものために始まった取組で、高齢者や地域住民らの交流拠点としての役割も強まっている。

(2) 子育てサロン事業の推進

子育てに悩みや不安を抱える親同士の情報交換や就学前の子どもの集いの場として開催する事業です。

子育てサロン活動を知って参加できるよう、活動の様子を社協だより・ホームページ・SNS等での見える化を強化していきます。また、専門的な子育てに関する外部講師等の派遣や計画的にイベントなども実施することで親子の楽しみを増やしていけるような魅力ある場づくりを目指します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
参加者数（延べ）	2,042 人	2,050 人	2,060 人	2,070 人	2,080 人	2,090 人

(3) 子ども食堂（コミュニティ食堂）の推進

食を通じた子どもから高齢者まで地域住民の居場所づくりを目的とする事業です。令和6年2月に「NP0 法人かごしまこども食堂支援センターたくして」と連携協定を締結し、これにより「子ども食堂（コミュニティ食堂）」の新規立ち上げや運営面の支援を実施しています。子ども食堂応援事業として、運営者や協力企業等によるネットワーク^{*41}拡大を図り、居場所を必要されている多くの方が参加できるよう食堂拡充や他事業と関連した取組の強化に努めていきます。また、子ども食堂を資金面で支援していけるよう募金額を増やしていくことを目指します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
実施会場数	22 会場	27 会場	32 会場	37 会場	42 会場	47 会場
実施回数（延べ）	242 回	300 回	360 回	420 回	480 回	540 回
参加人数（延べ）	13,990 名	14,500 名	15,100 名	15,700 名	16,300 名	16,900 名

(4) おやじごはん教室の推進

家族やご自分のために料理を学ぶとともに、仲間づくりや、共に学んだ仲間地域活動の展開を目的とする事業です。参加者間のネットワーク構築を図り、薩摩川内市社会福祉協議会（以下「本会」という。）主催のイベントや地域イベントなどでの料理販売を実施していきます。また、団体登録を増やし、教室を通じて子ども食堂（コミュニティ食堂）などの地域活動の展開を目指します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
会場数	1 会場	3 会場	4 会場	5 会場	6 会場	7 会場
参加者数	10 人	20 人	25 人	30 人	35 人	40 人

*41 子ども食堂応援事業における運営者や協力企業等によるネットワーク：子ども食堂運営者や子ども食堂を支援する企業や団体等とのつながりをいう。令和6年2月時点で約35団体が登録しており、年3～4回ネットワーク交流会を実施している。

(5) コミュニティカフェの推進 <受託事業>

ひきこもり状態にあった若者などが社会的自立へのきっかけとして、カフェを通じて主体的な就労体験と他者とのコミュニケーションが持てる場や社会的自立者を増やすことを目的に適度な開催を継続的に実施していきます。

(6) きりんの推進 <受託事業>

不登校児童など生徒の出かけるきっかけとなる場であり、居場所の一つとなっています。必要とされる子ども達がひとりでも多く参加できるよう、『第3の居場所』として内容の充実を図ります。

(7) はんとけん体操事業の推進

平成30年度から、平佐西地区コミュニティ協議会を中心に「はんとけん体操」の名称で、地域住民の支え合いや「つながり」を目的に体操を通して健康づくりを行う事業です。はんとけん体操の取組や効果について交流会やフォーラムなどを開催しながら、市民への周知を強化していきます。また、はんとけん体操を推進する「推進員」の養成を行っていき、市内各地域において新規立ち上げの支援と継続に向けての側面的な支援を実施し、フレイル^{*42}予防の推進を目指します。

	実績(見込み)	計画				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施会場数	50	55	60	65	70	75
実施回数(延べ)	2,184回	2,500回	2,750回	3,000回	3,250回	3,500回
参加人数(延べ)	32,760人	35,200人	37,600人	40,000人	42,400人	44,800人

具体的な取組に向けて、地域住民みんなのできるこ



- それぞれの集いの場に参加してみましょう。
- サロンやはんとけん体操など主体的に開催してみましょう。
- 集いの場を知り、必要な方に紹介しましょう。

^{*42} フレイル：加齢や疾患によって身体的・精神的なさまざまな機能が徐々に衰え、心身のストレスに脆弱になった状態をいう。

2 支え合い活動の推進

目標：地域住民が主体的に多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて取り組む地域活動を支援します。

現状と課題

核家族化やプライバシー確保や公的サービスの充実などにより昔ながらの地域活動やご近所付き合い、支え合いが希薄になってきています。市民アンケートにおける結果や各地区において定期的な協議体（座談会）の開催や「住民支え合いマップ」を実施するなかで、「ゴミ出し支援」、「地域での見守り・話し相手」、「買い物支援」、「草刈り支援」などの地域課題が挙げられています。課題解決を図るための地域活動の展開に向けて、協議体（座談会）や支え合いマップの更なる推進を図っていく必要があります。

具体的な取組

（１）協議体（座談会）の推進

小学校区、自治会単位での住民座談会を開催し、地域住民と共に生活支援や今後の地域活動などに向けての意見交換を行う場です。協議体（座談会）を計画的に開催していき、各地区での生活支援体制の構築と強化を図ります。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
開催地区数	48 地区	各年度 48 地区				
参加人数	928 人	1,000 人	1,050 人	1,100 人	1,150 人	1,200 人

（２）住民支え合いマップの推進

大きな住宅地図に地域の交流状況などを直接書き込むことで、自然と見えてくる地域の実態や課題を把握する手法になります。「マップを実施する、あるいは実施したい。」と思う自治会を増やすことを目的に、住民支え合いマップの効果等を計画的に周知していきます。また、実施自治会に対しては更新の必要性を伝えながら、マップの更新をする中で地域における支え合い体制を推進します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
実施自治会数	186	260	330	400	470	556

（３）ちいきささえ愛事業（有償ボランティア）の推進

ごみ捨てや買い物などの日常生活上でのお困りごとに対して、生活支援を受けたい方（お願い会員）と支援をする方（まかせて会員）をマッチングし、有償（30 分 300 円、60 分 600 円）でお困りごとの解決を図る事業です。生活課題を抱えながら生活している方の把握と課題解決に向けて、専門職や地区コミュニティ協議会、民生委員等と連携し事業を推進していきます。また、「まかせて会員」としての協力が増えることによる地域での生活支援の支え合いの展開を目指します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
お願い会員数	351 人	355 人	360 人	365 人	370 人	375 人
まかせて会員数	268 人	350 人	355 人	360 人	365 人	370 人
マッチング数	890	900	910	920	930	940

（４）赤い羽根共同募金配分金事業の推進

共同募金は数ある募金活動の中で唯一、社会福祉法に明記されている募金活動です。厚生労働大臣の告示により毎年１０月１日から１２月３１日の期間中、全国各地で行われています。赤い羽根共同募金配分金事業では、共同募金で集められた募金を財源に地域の実情に合わせ地域福祉向上のために様々な事業を実施しております。

深刻化する社会課題の解決のために、地域住民による支え合いや助け合いといった住民主体の仕組みづくりと共同募金配分金を活用した事業との連動性のある事業を展開していきます。

また、地域住民と共に考え資金面での支援が実施できるよう、赤い羽根共同募金についての普及啓発活動に努めていき、地区コミュニティ協議会主催等のイベントでの募金活動や企業関係、街頭募金活動を積極的に実施していきます。



■赤い羽根共同募金配分金事業（令和6年度現在）

	配分先団体	期間
1	薩摩川内市手をつなぐ育成会	通年
2	薩摩川内市ことばをはぐくむ親の会	通年
3	薩摩川内市精神保健福祉促進の会	通年
4	薩摩川内市身体障がい者協会	通年
5	薩摩川内市更生保護女性会	通年
6	川内地区 BBS 会	通年
7	薩摩川内市母子寡婦福祉会	通年
8	薩摩川内市食生活改善推進員協議会	通年
9	薩摩川内市高齢者クラブ連合会	通年
10	下甗地域郊外生活指導連絡協議会	通年
11	東郷ときわ木会	通年
12	祁答院ボランティアグループ	通年
13	入来くノー	通年
14	入来子ども食堂	通年
15	慈恵学園	通年
16	高江1日クラブ	通年
17	地区コミュニティ協議会	通年
18	薩摩川内市民生委員・児童委員協議会連合会	通年
19	薩摩川内市社会福祉協議会	通年

	実績(見込み)	計画				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
街頭募金 ^{*43}	55回	57回	59回	61回	63回	65回
法人募金 ^{*44}	447事業所	460事業所	470事業所	480事業所	490事業所	500事業所
職域募金 ^{*45}	107事業所	120事業所	130事業所	140事業所	150事業所	160事業所
イベント募金 ^{*46}	29カ所	32カ所	34カ所	36カ所	38カ所	40カ所

具体的な取組に向けて、地域住民みんなでできること



- 協議体（座談会）に主体的に参加してみましょう。
- 住民支え合いマップを実施してみましょう。参加してみましょう。
- ちいささ愛事業（有償ボランティア）のまかせて会員として活動してみましょう。
- 共同募金運動に対しての住民同士での呼びかけや協力をしてみましょう。

*43 街頭募金：人通りの多い場所で一般の人から寄付を呼び掛けること。

*44 法人募金：企業等の社会貢献活動の一環として、企業収益の一部を寄付すること。

*45 職域募金：企業等の職場内で募金箱等を設置して従業員から募ること。

*46 イベント募金：地域のイベントやスポーツイベントの中での収益等を募ること。

3 災害時に備えた体制の強化

目標：大規模災害時に備え、関係団体・市の防災訓練等と連携し、災害ボランティアセンターや福祉避難所の体制強化を図ります。

現状と課題

近年、全国各地で地震や線状降水帯等による大規模な災害が多発しています。想定をはるかに超える災害も多く、災害に対する備えの必要性が高まっている状況です。本会は令和5年4月6日「災害時における福祉避難所に関する協定」の締結、令和6年6月5日「薩摩川内市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定」の締結を行い、大規模災害時における相互の応援や協力体制、関係機関との業務内容、業務分担の確認を行いました。これにより、関係機関と共同で災害ボランティアセンターをスムーズに運営するために災害ボランティアセンター設置・運営訓練を年1回開催していますが、国内各地で設置されてきた災害ボランティアセンターの運営状況を鑑みると、より実践に近い運営訓練の実施が求められています。

今後は災害ボランティアセンターの運営が円滑にできる本会職員の資質を高めていくとともに多様な災害に備えるために、支所地域に災害ボランティアセンターを設置するなどした、より実践に近い訓練を実施していく必要があります。

具体的な取組

(1) 災害ボランティアセンター設置訓練の推進

各関係機関と協力し、被災現場を想定した市内各地で開催する現地災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。また、各班（総合受付・オリエンテーション・マッチング・資機材等・現地調査等）の役割について、より実践を想定した動きの習得に努めます。

	計画				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
訓練会場	川内地域 入来地域	川内地域 甕島地域	川内地域 樋脇地域	川内地域 東郷地域	川内地域 祁答院地域

(2) 福祉避難所の設置訓練の推進

福祉避難所は災害時において、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする方々を対象とする避難所です。令和5年度に医療的ケアを必要とする方々の避難ができるよう総合福祉会館内に非常用発電装置を設置したことから、福祉避難所として市と協定を締結しました。

今後は避難所生活が適切に運営できるように必要な資機材の整備に努めるとともに、災害時において職員が迅速な対応ができるよう福祉避難所の設置運営訓練を計画的に実施していきます。

	計画				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
設置運営訓練回数	年1回	年1回	年2回	年2回	年2回

(3) 日本赤十字社事業の推進

国内外で頻発する災害等に日本赤十字社の行う人道的な活動について市民への理解を深め、継続的な協力を得られるよう、地区コミュニティ協議会等と連携し、イベント開催時に日本赤十字社のブースを設置し、被災地での救援活動の紹介や非常炊き出し体験を行うことで市民に対し、広報周知活動等を積極的に推進します。

また、各種災害等に対応するため、市役所等の関係機関と連携し、救援物資の配布を迅速かつ確に行う他、地域の赤十字奉仕団をはじめ関係機関と連携し防災訓練等に参加し、炊き出し訓練の実施や各種防災に関する講習会の開催に努めます。

ア 地域に密着した地区コミュニティ協議会や自治会等を中心に日本赤十字社の事業に関する広報活動の推進を図るとともに、地域でのイベントに積極的に参加し、若年層に対する広報活動を強化します。

イ 自治会による会費募集を中心としながら、個人や企業、法人に対してダイレクトメール等を活用し支援者の裾野を拡げる取組を積極的に展開することで会費増強を推進します。

ウ 日本赤十字社が実施する救急法等の赤十字講習会や非常炊き出し体験の周知を地区コミュニティ協議会や自治会、イベント開催時に積極的に周知し、非常時における地域で支え合う体制の強化に取り組みます。

エ 災害（火災・水害・地震・台風等含む）時において、日本赤十字社鹿児島県支部や市役所等と連携し、被災者に迅速に救援物資（毛布、緊急セット、タオルケット、ブルーシート）の支給及び死亡弔慰金の支給を行う体制を構築します。

オ 国内外の義援金・救援金等の募集について、公共施設など市民が多く集まる場所へ義援金箱の設置を積極的に展開します。また、本会ホームページやInstagram、社協だよりを活用し、広く市民へ義援金、救援金の情報を積極的に周知します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
イベント等での 日赤ブース設置 回数	3 回	3 回	3 回	4 回	4 回	4 回

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
イベント等での 非常炊き出し体 験の実施回数	3 回	3 回	3 回	4 回	4 回	4 回

具体的な取組に向けて、地域住民みんなでできること



- 災害ボランティアセンター設置訓練に参加してみましょう。
- 救急法等の赤十字講習会や非常炊き出し体験に参加して、平時化から地域防災に積極的に取り組みましょう。
- 頻発する地震や大雨災害の被災者を支援するため、救援活動を実施する日本赤十字社の取組に協力しましょう。

基本 目標Ⅱ 安心して暮らせる福祉の仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

1 相談・支援体制の充実

目標：誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談・支援体制を強化し、様々な困りごとを受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

現状と課題

社会構造の変化等により、市民生活ニーズも多様化してきており、今後ますます、総合相談窓口の機能充実が求められています。そのため相談窓口の広報周知に努め、対応する職員のスキルの向上と地域格差のない福祉サービスの提供につなげていく必要があります。また、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、各種相談事業所等との連携を強化するためネットワークを構築していく必要があります。

具体的な取組

(1) 地域包括支援センター事業の推進 ＜受託事業＞

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職を配置し、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、総合的な相談支援を行います。介護に関すること以外に、健康や福祉、医療や生活、認知症に関する相談などを受け、適切な機関やサービスにつないで高齢者とその家族を支援していきます。

ア 権利擁護事業の推進

課題を抱えて生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を権利擁護センターと連携して行います。

イ 包括的・継続的支援ケアマネジメント事業の推進

介護支援専門員を中心とした包括的・継続的ケアマネジメントが行いやすい環境を整えるよう医療・保健・介護分野とのネットワークを構築し、援助に困難を感じている介護支援専門員へのサポートを行います。

ウ SOSネットワーク事業^{*47}の推進

徘徊のおそれのある高齢者等について、地域包括支援センターに事前登録をしていただくことで、関係機関はもとより市内事業者（登録制）の協力を得て、より広域的に見守りを行い行方不明発生の早期発見・保護に努めます。

エ 総合相談事業の推進

高齢者の各種相談に幅広く総合的に対応しています。高齢者の困りごとに対して、必要なサービスや制度を紹介し、解決に導きます。

オ 介護予防ケアマネジメント事業の推進

要支援と認定された人や、支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるように介護予防を目的とした支援を行います。

（２）生活困窮者自立支援事業の推進 ＜受託事業＞

経済的に困窮している方の自立に向け、「自立相談支援事業」をはじめ、「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」を活用し一体的に支援を行っています。

支援が必要な方の早期発見・早期解決に向けて、チラシ・SNS・ホームページを活用した相談窓口の周知強化と各関係機関と連携した支援を強化していきます。

（３）心配ごと相談事業（財産・登記相談）の推進

財産・登記の相談や金銭貸借など契約全般の相談を対象とした「財産・登記相談」を川薩地区司法書士会と連携し開催しています。必要な方が必要なときに利用できるよう広報活動に努めていきます。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
相談者数	69 人	70 人	71 人	115 人	116 人	117 人
開催数	12 回	12 回	12 回	24 回	24 回	24 回

^{*47} SOS ネットワーク事業：センターに登録いただいた方が行方不明になった場合、市内の登録事業者等の協力を得て早期発見を目指す仕組み。

(4) 生活福祉資金貸付事業の推進

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、生活資金を貸し付けるとともに、必要な援助指導や相談支援を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように援助します。

自立相談支援機関と連携し、償還指導を通して自立更生に向けた支援を実施します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
総合支援資金貸付件数	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件
福祉費貸付件数	4 件	5 件	6 件	7 件	8 件	9 件
緊急小口貸付件数	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件
教育支援貸付資金	5 件	6 件	7 件	8 件	9 件	10 件

(5) 緊急つなぎ資金貸付事業の推進

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等で緊急を要する支出に対応することが困難な方々へ資金を貸し付けるとともに、必要な援助指導や相談支援を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように援助します。

借受世帯の諸課題について、自立相談支援機関等と連携して、償還計画をもとに生活再建に向けた指導を実施し、未償還金額の解消を目指します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
未償還人数	270 人	222 人	174 人	126 人	78 人	30 人

2 高齢者・障害者（児）福祉サービスの充実

目標：支援を必要とする人が、必要なサービスを利用できるよう様々な機会をとらえ、サービスに関する情報を発信しその利用を促進します。

現状と課題

地域内交流の希薄化による閉じこもりや日常生活に不安を抱える高齢者が健康で生きがいを感じながら安心して暮らしていけるように支援する体制が求められています。

また、障害者（児）が地域で生活できるよう発達支援の更なる機能充実や発達に課題を抱える子どもの急増への対応や就学後のフォロー体制の構築などが求められています。

甑島地域において介護が必要な高齢者への支援は本会が主な担い手となっており、支援が必要な人に適切に支援ができるよう体制を整えていく必要があります。

具体的な取組

福祉バス運営事業による高齢者クラブや福祉関係団体の研修活動の支援や、生活に不安を抱える高齢者の金銭管理をはじめとする相談体制の充実を図ってまいります。

また、甑島地域における高齢者や障害者（児）の福祉サービスの充実や、発達に課題を抱える子どもたちが地域において健やかに生活できるよう、子ども発達支援センターつくし園の各事業の一層の推進に努めます。

（1）福祉バス運営事業の推進

高齢者クラブをはじめ福祉関係団体等が、本会の福祉大型バス・福祉マイクロバス・身障マイクロバス3台を活用して、福祉事業や研修会等に積極的に参加することで、各団体の資質の向上と社会参加の推進に努めます。

なお、福祉関係団体等が利用しやすいように年間を通して予約できることとし、計画的な利用が図れるよう努めます。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
福祉バスの運行回数	337 回	340 回	340 回	345 回	345 回	350 回

(2) 子ども発達支援センターつくし園における各事業の推進 <受託事業>

ア 児童発達支援センター機能強化事業の推進

児童発達センター機能強化事業は、「こども相談所つくし園」を設置し、障害児の発達支援に関する専門性を活かしたきめ細やかな相談業務を展開する事業です。

市内の障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所との連携を強化し、家庭や子育ての悩みに積極的に相談に応じ、ゆとりをもって子育てができるよう、保護者の気持ちに寄り添った継続的な支援を行っていきます。

イ 巡回支援専門員整備事業の推進

巡回支援専門員整備事業は市内の保育園や幼稚園などに相談員が直接訪問し、保育上の課題や発達支援について、指導助言などを行い支援する事業です。子どもの発達全般におけるニーズは幅広いため、子どもの成長に悩みを持つ保育園や幼稚園のサポート、「子ども発達支援センターつくし園」との連携を一層強化していき、子どもの特性や行動の理解について、機関を越えて「橋渡し」をする等、ライフステージを見通した「切れ目のない支援」を目指します。

ウ 障害者基幹相談支援センター事業の充実

障害者基幹相談支援センターは、障害のある方の相談支援の拠点の一つとして総合的な相談業務や権利擁護・虐待防止をはじめ、障害者の地域移行などを目的とする事業です。

障害者の虐待など困難な事例も増えてきており、福祉サービス制度間の狭間も課題となってきたことから、インフォーマルサービスを含めた社会資源の開発の研究等も行っています。

以下の事業はP78～P80に記載

別記 社会福祉協議会が実施する介護保険・障害児通所給付費事業等

- 1 甕島地域における福祉サービス事業の推進<介護保険事業等>
- 2 子ども発達支援センターつくし園における各事業の推進<障害児通所給付費事業分>
 - (1) 児童発達支援事業の推進
 - (2) 保育所等訪問支援事業の推進
 - (3) 障害者(児)相談支援事業の充実

3 権利擁護の推進

目標：判断能力が十分でない高齢者・障害者の権利を守り、本人の意思や自己決定を尊重する取組を進めるとともに、本人や家族をはじめ、支援者等への権利擁護の普及や各制度の利用を促進します。

現 状 と 課 題

成年後見制度は、超高齢化社会においてますます重要となっておりますが、成年後見人等の認識不足や制度周知の不足などの課題が指摘されております。国の「成年後見制度利用促進基本計画」では、これらの課題に対し、地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の利用促進を図ることを目指しています。

本会では日常生活自立支援事業や法人後見事業などの直接的な支援を行いながら、「薩摩川内市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき薩摩川内市をはじめ関係機関との連携を図りながら総合的な相談機関としての体制確立を進めております。また、権利擁護への意識の普及啓発や障害者団体、医療機関など幅広い地域連携のネットワークの整備が求められています。

具体的な取組

(1) 権利擁護センター（中核機関）事業の推進

権利擁護センターは権利擁護の立場から、本人を取り巻く保健、医療、福祉等の専門機関による「地域連携ネットワーク」の中核的な機関です。

成年後見制度の利用を必要とする人の尊厳のある本人らしい生活の継続や、権利擁護を必要とする市民を速やかに適切な支援に結び付けるため、年次的に広報機能・相談機能の拡充を図り、権利擁護支援・意思決定支援・成年後見制度の普及・啓発、利用促進を図ります。

ア 市民後見人養成講座の開催

成年後見制度の観点から、認知症、知的障害、精神障害などの障害特性に関する理解を深め、人権の尊重、権利の擁護、意思決定支援の重要性を学び、市民後見人や地域福祉の担い手として、障害等の有無に関係なく住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、市民後見人養成講座を開催します。

イ 甑島地域成年後見制度研修会の開催

甑島地域で成年後見制度に関する研修会を開催し、制度の理解を深め、島内において必要な方々に支援の手が届くように成年後見制度の普及を図ります。

ウ 市民後見人養成講座修了生フォローアップ研修会の開催

市民後見人養成講座の全課程を修了した修了生を対象に制度や権利擁護等に関する更なる学びの場を設け、認知症、知的障害、精神障害における障害の特性や権利の擁護について理解した市民後見人または地域で活躍できる人材の育成を図ることを目的に研修会を開催します。

エ 個別相談会の開催

成年後見制度に関する質問や現に親族後見等を受任している方々の疑問にお答えすることを目的に定期的に専門職による個別相談会を開催します。

オ 権利擁護セミナーの開催

全市民を対象に権利擁護について考える機会として、専門的な知見を有している様々な分野から講師を招き、講演やパネルディスカッションによるセミナーを開催します

カ 意思決定支援研修会の開催

医療・福祉の現場で日常的な課題となっている本人の意思や自己決定を尊重した支援ができていないかを考える機会として薩摩川内市をはじめ医療、福祉関係者との協力により一体的に研修会を開催します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
市民後見人養成講座 総修了生数	年 1 回開催	年 1 回開催				
	(夜間)18 人	(夜間)20 人	(日中)22 人	(夜間)24 人	(日中)26 人	(夜間)28 人
甑島地域成年後見制 度研修会参加者総数	年 1 回開催	年 1 回開催				
	(上甑地域) 7 人	(下甑地域) 10 人	(上甑地域) 10 人	(下甑地域) 15 人	(上甑地域) 15 人	(下甑地域) 20 人
市民後見人養成講座 修了生フォローアッ プ研修会参加者数	年 2 回開催	年 2 回開催				
	(日中・夜間) 110 人	(日中・夜間) 112 人	(日中・夜間) 114 人	(日中・夜間) 116 人	(日中・夜間) 118 人	(日中・夜間) 120 人
個別相談会	令和7年度 から実施 予定	年 3 回開催	年 4 回開催	年 5 回開催	年 6 回開催	年 6 回開催
		(本土 2 回、 甑島地域 1 回)	(本土 2 回、 甑島地域 2 回)	(本土 3 回、 甑島地域 2 回)	(本土 4 回、 甑島地域 2 回)	(本土 4 回、 甑島地域 2 回)
権利擁護セミナー 参加者数(本土地域開 催分)	—	200 人	210 人	220 人	230 人	240 人
権利擁護セミナー参加 者数(甑島地域開催分)	年 1 回開催 (上甑地域) 12 人	年 1 回開催 (下甑地域) 10 人	年 1 回開催 (上甑地域) 15 人	年 1 回開催 (下甑地域) 15 人	年 1 回開催 (上甑地域) 20 人	年 1 回開催 (下甑地域) 20 人
意思決定支援研修会 参加者数	89 人	100 人	110 人	120 人	130 人	140 人

(2) 法人後見事業の充実

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方に対し、本会が法人として成年後見人^{*48}、保佐人^{*49}又は補助人^{*50}になり、家族や弁護士等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、本人の判断能力を補い、安心して日常生活ができるよう支援する事業です。

家庭裁判所からの選任を受け、被成年後見人等の心身及び生活の状況に応じ、本人に代わり預金通帳や資産を適切に管理するなど必要な財産管理や介護、福祉サービスの契約・解約の手続き等の身上監護事務をおこない、本人の意思を尊重した支援を実施します。

また、親族後見人支援の場として、家族、親族で後見人になられている方が支援をするにあたり、困りごとや心配ごとを話せる集いの場として開催します。(支援の個別相談にも応じる。専門的な相談の場合は、司法士による個別相談につなげる。)

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
受任者累計	26 人	30 人	35 人	40 人	45 人	50 人
親族後見人支援 (集いの場)	計画検討	実態調査	1 回	1 回	2 回	2 回
市民後見人選任	0 人	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人

(3) 日常生活自立支援事業の推進

本事業は県社会福祉協議会から委託を受けて実施している事業です。認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、本人との契約により福祉サービスの利用に関する相談、助言、手続きや医療費、公共料金、日用品購入など日常生活のお金の出し入れ・支払い等の援助を行っており令和 5 年度末での利用者数は 95 名になります。

本人の意向に寄り添いながら安心して地域生活が過ごせるよう支援するとともに、利用者の判断能力等の状態に応じ成年後見制度への移行も行っておりまいます。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
利用者数	86 人	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人

*48 後見人：判断能力が全くない方を対象に、全般的な代理権、取消権を有する。

*49 保佐人：判断能力が著しく不十分な方を対象に、特定の事項（借金、訴訟行為、相続の承認など）についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く。）及び代理権を有する。

*50 補助人：判断能力が不十分な方を対象に、特定の事項（借金、訴訟行為、相続の承認など）についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く。）及び代理権を申し立てにより有する。

基本 目標Ⅲ 福祉を支える人づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に深く関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加する人づくりを進めます。

福祉を支える担い手の養成

目標：市民一人ひとりが福祉への関心を持ち、福祉活動に参加しようとする意識の醸成に努めます。また、地域の福祉課題の解決等に向け、自主的に活動する人材を育成します。

現 状 と 課 題

地域福祉に関する活動は、地域づくり、子育て支援、障害者や高齢者へのサポート、災害支援など、複雑化する社会課題に対処するための重要な手段のひとつとなっていますが、多様化するニーズへの対応が困難な現状があります。今後、様々な地域活動等に参加できるボランティアの必要性が高まってくることが想定されますが、市民アンケート結果から、「ボランティア活動をしたことがない」が半数を超えています。一方で座談会（協議体）においてもボランティアの必要性が挙げられていることなどから、次世代を担う子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした、ボランティアを育成し、地域福祉を支える人材を養成していく必要があります。

具体的な取組

(1) 地域福祉を推進する広報活動の充実

本会の各種事業に対する理解を深め、地域のつながりや連帯感を醸成し、地域における孤立化解消を推進するための広報活動を積極的に行います。

具体的には、「社協だより」やホームページ、SNS、インスタグラムなどの広報手段を一層充実し、本会各種事業の紹介や地域におけるボランティア活動の様子、見守り活動、子ども食堂（コミュニティ食堂）などの居場所づくりの取組などを広く紹介し、本会への理解と協力をはじめ地域福祉活動への市民参加を推進します。

また、広報活動に関する興味関心を把握するため、アンケートやアクセス数等の調査を実施し、市民が求める情報の発信に努めます。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
ウェブサイトへのアクセス数	47,800	48,000	48,200	48,400	48,600	48,800
S N S フォロワー数	550	600	650	700	750	800

(2) 各種ボランティア養成講座の推進

養成講座を計画的に開催し、多くの市民に参加していただくことで、求められている地域課題に対して、活動・活躍できるボランティアの育成に努めていきます。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
養成講座開催回数	10 回	12 回	13 回	14 回	15 回	16 回
参加人数	80 人	90 人	100 人	110 人	120 人	130 人

※取組項目：生活支援講座・ボランティア養成講座・災害ボランティア講座・運転ボランティア講座・草刈りボランティア講座・子ども食堂（コミュニティ食堂）担い手養成講座

(3) 収集ボランティア事業の推進

プルタブやエコキャップ等を集め身近な活動を通じ福祉の心を育み、支え合い・助け合いを学ぶことを目的とした事業です。事業所や学校、地区コミュニティ協議会、自治会等への収集の協力依頼を強化します。事業効果の見える化と収集後の流れについて把握できるように、チラシ等を活用した周知活動を積極的に推進します。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
エコキャップ	4,900 kg	5,000 kg	5,100 kg	5,200 kg	5,300 kg	5,400 kg
プルタブ	270 kg	260 kg	265 kg	270 kg	275 kg	280 kg
ランドセル	55 個	60 個	62 個	64 個	66 個	68 個

(4) 子ども達のボランティア活動の推進

(ふれあいボランティア事業・サマーボランティア事業・ボランティア協力校事業)

ボランティア活動に応じてカードにポイントを付与することでボランティアを始めるきっかけづくりなる「ふれあいボランティア事業」、夏休みを活用して福祉施設等でボランティアを体験する「サマーボランティア事業」、社会福祉への理解と関心を高めることを目的とする「ボランティア協力校事業」による活動を実施することで、将来的な福祉を支える担い手育成を目指していきます。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
ふれあいボランティアへの取組人数	80 人	105 人	110 人	115 人	120 人	125 人
サマーボランティア参加人数	370 人	380 人	390 人	400 人	410 人	420 人
協力校受入学校数	39 校	39 校	39 校	40 校	40 校	40 校

(5) 社会福祉フェスタの推進

本会が目指すまちづくりを推進するための大きな取組のひとつです。広く市民や関係者をお招きし、永年にわたる功績のあった方々への社会福祉表彰や、学用品等の支え合いバザー・ミニコンサート・福祉施設等による活動紹介をはじめ、社会的課題となっている、地域づくりや居場所づくりなど関連する社会的課題の解決に向けた講演会やフォーラム、シンポジウムを開催します。

多くの市民に社会福祉フェスタに参加していただき、本市の地域福祉活動を身近に感じてもらい、社会福祉についての理解を深めていただけるよう関係機関の協力をいただきながら一層の内容充実を図ります。

	実績(見込み)	計画				
	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
来場者数	300 人	320 人	340 人	360 人	380 人	400 人

具体的な取組に向けて、地域住民みんなでできること



- ふれあいボランティアやサマーボランティアに参加してみましょう。
- 気軽に始めることができる活動として、収集ボランティアに取り組んでみましょう。
- 各種ボランティア養成講座に参加し、学んだことを周りに伝えましょう。
- 社会福祉フェスタに参加しましょう。

(別記) 薩摩川内市社会福祉協議会が実施する介護保険・障害児通所給付費事業等

1 甕島地域における福祉サービスの推進 <介護保険事業等>

本会では甕島地域において次の在宅福祉事業や施設サービス事業が利用者等にとってより満足のいく福祉サービスを提供できるよう、各事業間での連携を密にとるとともに、職員の資質向上に努めながら推進してまいります。

(1) 一般介護予防事業（ミニデイ）の推進

一般介護予防事業は高齢者が要介護状態になることの予防、または要介護状態の場合であればその悪化の防止を目指すとともに、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する事業です。

現在の下甕地域だけではなく、高齢者のニーズに即したサテライト開催も視野に入れた事業展開を図り利用者の拡大と事業内容の充実に努めます。

(2) 居宅介護支援事業の推進

介護の必要な高齢者が自宅で自立した生活を送るために、本人や家族の心身の状況や生活環境、希望などに沿って居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成や高齢者福祉サービスの調整を行います。地域包括支援センターをはじめ医療・福祉関係機関と連携し、高齢者一人ひとりの相談やニーズに応じながらその利用者にあったサービスを提供できるよう推進します。また、「甕島居宅介護支援事業所」の認知度を高めるよう周知に努めます。

(3) 訪問介護事業の推進

訪問介護員（ホームヘルパー）などが利用者の自宅を直接訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助などの「身体介護」や調理、洗濯、掃除等の家事といった「生活援助」を行う事業です。高齢者一人ひとりのニーズに沿ったサービスを提供し、利用者だけでなく利用者の家族が安心して日常生活が送れるようサービスの向上に努めます。

(4) 通所介護事業の推進

通所介護事業は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図る事業です。

高齢者の心身の健康を維持し一人でも多く利用していただけるようレクリエーションなど事業内容の充実に努めてまいります。本会では「地域密着型通所介護事業所」として里町と下甕町に事業所を設置しています。

(5) 特別養護老人ホームにおける施設サービスの充実等

特別養護老人ホーム甌島敬老園と鹿島園では、入所者一人ひとりに寄り添い、入所者の尊厳を保ちながら身体機能の維持、ＱＯＬの改善に努めています。また、短期入所生活介護を併設し、生活不安を抱える高齢者とその家族の在宅生活を支えています。近年、介護職員の人材確保が大きな課題となっており、ホームページやＳＮＳ等様々な広報手段を活用し積極的に求人活動を行い人材確保に努めます。また施設や設備の老朽化が随所に見られることから、市と協議していきます。

ア 特別養護老人ホーム甌島敬老園（定員：入所 30 名、短期入所 8 名）

季節感のある様々な行事を取り入れ、入所者とその家族との交流を大切に職員の資質向上等介護サービスの充実を図ります。また、令和５年度から招聘している外国人技能実習生が地域との交流や介護技術の向上を図られるよう努めていきます。今後も甌島敬老園が地域において、身近な選ばれる施設として認識していただけるよう推進してまいります。

イ 地域密着型特別養護老人ホーム鹿島園（定員：入所 29 名、短期入所 6 名）

特別養護老人ホーム甌島敬老園のサテライトとして運営している地域密着型の特別養護老人ホームです。小規模な特養として地域に密着したサービスを提供しています。小規模の特性を活かし、安心して快適に過ごしてもらうために入所者との関係性を大切にし、ニーズに応えることを心がけています。また、短期入所生活介護の提供についても周知に努め、地域の高齢者の在宅生活を支え、入所者の家族や地域の方々との交流を促進しています。

(6) 養護老人ホームにおける施設サービスの充実等

養護老人ホーム甌島敬老園は、生活環境上及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者の心身の健康や生活の安定のため、必要なサービスの提供を行い自立した日常生活や社会参加のための援助を行っております。高齢者が安心して生活できるよう適正な運営を図るとともに職員間の連携を密にし、不足がちな職員の確保に努めるとともに経営の安定に努めます。

また、施設の老朽化が著しいことや適正な利用者の居住スペースの確保など、高齢者の方々に安心した施設での生活を保証するためにも、今後、市と協議し養護老人ホームの環境整備に努めます。

(7) 福祉有償運送事業の推進

道路運送法に基づく自家用有償旅客運送者として、介護保険の要支援・要介護及び障害を持つ方々が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、甌島地域における移動手段を提供し生活支援に努めます。

2 子ども発達支援センターつくし園における各事業の推進 <障害児通所給付費事業分>

(1) 児童発達支援事業の推進

児童発達支援事業は未就学児を対象として発達に不安のある子どもたちのケアや、課題解決の手伝いをしたりするなどの発達支援を行う事業です。

子どもの個性を大切に、発達段階や個人の特性を考慮しながら、日常生活における基本的な動作の指導や訓練、技能や知識の習得などを行い、家族への継続的な支援を行い負担軽減を図ります。

つくし園では、一人でも多くの療育的支援を必要とする児童が、早期にサービスが受けられるよう年次的に受け入れ体制を整えていきます。

一方で、医療的ケア児及び重症心身障害児の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が市内に不足していることから、職員の資格取得や施設設備の設置など年次的に推進し、市内における同様のサービス展開が可能な体制を整備していきます。

(2) 保育所等訪問支援事業の推進

保育所等訪問支援事業は、発達に不安のある子どもたちが、保育園等や小・中学校等で適切に保育や教育が受けられるように、対象となる子どもたちに集団生活への適応のための専門的な視点から直接的な支援や、訪問先の職員に間接的な支援を行います。また、保護者に対しては、支援内容に加え、子どもの姿や周りの関わりの様子を伝えます。

つくし園では、専門員の配置に加え、通所サービス職員の協力を得るなどして、複数人体制で受け入れ人数を年次的に増やしていきます。また、巡回支援専門員整備事業や機能強化事業との共同推進体制を整え、甕島地域を含めた地域格差のない、また切れ目のないニーズ対応を目指します。

(3) 障害者（児）相談支援事業の充実（相談支援事業所「トマト」）

相談支援事業所は障害者（児）の生活に関する様々な課題や将来の暮らしに対する不安などの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、包括的な支援に結び付けていく事業です。相談支援事業所「トマト」では、相談支援専門員2名を配置し、障害者（児）の生活ニーズの多様化に応じた福祉サービス利用に向けたきめ細やかなコーディネートを行っています。また、薩摩川内市をはじめ障害者基幹相談支援センターとの連携を深め重層的な相談支援体制の強化に努めます。

※以下の事業はP70記述のとおり

- 児童発達支援センター機能強化事業の推進 <受託事業>
- 巡回支援専門員整備事業の推進 <受託事業>
- 障害者基幹相談支援センター事業の充実 <受託事業>

第4部

.....

推進体制の整備

第1章 推進体制の整備

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あたたかな絆やふれあいを大切にしまちづくり、地域でのきめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかしながら、今日の複雑化した社会環境の中で、地域ではさまざまな生活課題や困難な問題を抱える人たちが増えており、もはや行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。そのため、市民、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取組を進める必要があります。

1 関係機関・団体等相互の連携

地域福祉計画は、市が責任を持って推進していく行政計画である一方、具体的な計画の推進にあたっては、市民、事業者、社会福祉協議会との役割分担を明確にしながら、協働して進める『パートナーシップ型』の計画です。更なる地域福祉の充実を進めるため、具体的な推進体制を整備します。

(1) 庁内推進体制の構築

地域自治や市民活動を推進する部署、地域福祉関連部署との連携体制を強化し、本計画の進捗状況の確認を行うとともに、関連個別計画との整合を図るなど連携し、全庁的な合意の下で計画の総合的かつ効果的な推進に努めます。

(2) 市民協働型推進体制の構築

地域福祉を具体的に推進するためには、市民の積極的な参加と協力が必要です。地域福祉をめぐる社会環境の変化に柔軟に対応するとともに、新たな地域福祉ニーズや市民の声を具体的な行動とするため、広く市民の声を求めながら協働型推進体制の構築に努めます。

(3) 福祉サービス提供者間のネットワークの確立

さまざまな立場から広く意見を求めるため、一般市民のみならずさまざまな専門家やサービス提供者なども参加し、行政も含め定期的に意見交換を行うことにより、福祉・保健・医療・介護サービスを提供する者同士の有機的なネットワークの確立を目指します。

2 それぞれの役割

(1) 市民の役割

市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるのかを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが求められています。

最も身近で基盤となる組織である自治会等の各種団体に加入し、地域の特性や課題を住民同士で共有しながら、様々な世代が地域福祉活動へ参加することが期待されています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、市民の多様なニーズに積極的に応えることが求められています。また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービスとの連携の中で、総合的なサービス提供の取組が期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられました。計画を推進する上では、地域福祉活動への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役として、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(4) 市の役割

市は、地域福祉の充実に向け、常に地域の実態や市民ニーズを把握するとともに、市民レベルの自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、本計画の基本理念にのっとり、地域福祉を進めるための諸施策を市民、事業者、社会福祉協議会との協働で、総合的に推進します。

3 策定後の推進と評価体制

本計画の着実な推進を図るためには、計画がどこまで進んできたのか、効果があったのか、進行管理を市民レベルでしっかりと行うことが必要です。また、地域福祉をめぐる社会環境や制度が目まぐるしく変化することも予想される中で、随時、推進事業の検証、見直しを柔軟に進めていくことが大切です。

本市では、薩摩川内市地域福祉推進委員会設置要綱に基づき設置した『地域福祉推進委員会』において、本計画の進行管理を行い、透明で誰もが計画の推進に関われる体制を構築します。

.....

資料編

薩摩川内市地域福祉推進委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定した薩摩川内市地域福祉計画（以下「計画」という。）を推進するため、薩摩川内市地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況の点検・評価
- (2) 計画の推進方策の検討
- (3) 計画の改定
- (4) その他計画の推進に必要な事項の検討

（組織）

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる者をもっておおむね20人以内で組織する。

- (1) 地域的な協働活動を行う者
- (2) 社会福祉の関係事業者
- (3) 社会福祉等に関する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

（委員の委嘱）

第4条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進委員会は、委員長が招集し、委員長となって議事を整理する。

- 2 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会等)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する者で組織する。

- (1) 推進委員会が選任した者
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 行政関係職員
- (4) その他部会長が特に認めた者

3 作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長を置くものとする。

4 作業部会は部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行なうため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課で行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (平成19年12月12日)

1 この要綱は、平成19年12月12日から施行する。

(薩摩川内市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 薩摩川内市地域福祉計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

区分	委員種別	選出先	
第1号委員	地域的な協働活動を行う者	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会	2人
第2号委員	社会福祉の関係事業者	薩摩川内市社会福祉協議会	1人
		川薩地区老人福祉施設協議会	1人
		鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部	1人
第3号委員	社会福祉等に関する活動を行う者	薩摩川内市民生委員・児童委員協議会連合会	1人
		薩摩川内市女性団体連絡協議会	1人
		薩摩川内市心身障害者福祉協議会	1人
		薩摩川内市高齢者クラブ連合会	1人
		薩摩川内市PTA連合会	1人
		薩摩川内市生涯学習推進本部	1人
		ボランティア・NPO代表	1人
		薩摩保護区保護司会	1人
		薩摩川内市川内更生保護女性会	1人
第4号委員	学識経験者	鹿児島純心大学	1人
		川内市医師会	1人
		薩摩川内市歯科医師会	1人

薩摩川内市地域福祉推進委員会委員名簿

(任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日)

令和7年3月1日現在

区分	委員種別	氏 名	選出先団体（職名）
第1号委員	地域的な協働活動を行う者	赤 崎 弘 熙	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会 （会長、隈之城地区コミュニティ協議会会長）
〃	〃	東 実	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会 （副会長、青瀬地区コミュニティ協議会会長）
第2号委員	社会福祉の 関係事業者	上 屋 和 夫	薩摩川内市社会福祉協議会 （薩摩川内市社会福祉協議会 会長）
〃	〃	田 中 晴 樹	川薩地区老人福祉施設協議会 （わかまつ園 園長）
〃	〃	上 薗 美 都	鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部 （鹿児島県介護支援専門員協議会川薩支部 副支部長）
第3号委員	社会福祉等に関 する活動を行う者	岡 留 和 子	薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会 （理事、亀山地区民生委員児童委員協議会会長）
〃	〃	土 田 裕 子	薩摩川内市女性団体連絡協議会
〃	〃	和 田 岩 男	薩摩川内市身体障がい者協会 （薩摩川内市身体障がい者協会 会長）
〃	〃	井 上 仁	薩摩川内市高齢者クラブ連合会 （薩摩川内市高齢者クラブ連合会 会長）
〃	〃	福 永 幸 央	薩摩川内市PTA連合会 （薩摩川内市PTA連合会 会長）
〃	〃	新 満 裕 子	薩摩川内市生涯学習推進本部 （薩摩川内市生涯学習推進本部 副本部長）
〃	〃	柳 裕 子	ボランティア・NPO代表 （薩摩川内市ボランティアセンター個人ボランティア）
〃	〃	田 中 実	薩摩保護区保護司会 （薩摩保護区保護司会 会長）
〃	〃	家 村 純 子	薩摩川内市更生保護女性会 （薩摩川内市更生保護女性会 会長）
第4号委員	学識経験者	塩 満 芳 子	鹿児島純心大学 （看護栄養学部 教授）
〃	〃	坂 口 由 一	川内市医師会 （川内市医師会 副会長）
〃	〃	銀 屋 一 彦	薩摩川内市歯科医師会 （薩摩川内市歯科医師会 会長）

アンケート調査結果概要

1 調査の目的

本調査は、第4期薩摩川内市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る基礎資料として、市民の地域福祉に関する実態や要望・意見等を把握することを目的として実施した。

2 調査の方法

調査地域	薩摩川内市全域
調査対象者	薩摩川内市に住所を有する18歳以上の市民3,000人
調査期間	令和6年7月～8月
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネットの回答フォームからの回答

3 回収状況

配布数	回収数		回収率	無効回答※	有効回収数
3,000	1,023	郵送：860	34.1%	11	1,012
		インターネット：163			

※無効回答とは、白紙での回答及び集計期間外に回収され集計対象とならなかったものを指す。

4 回収状況

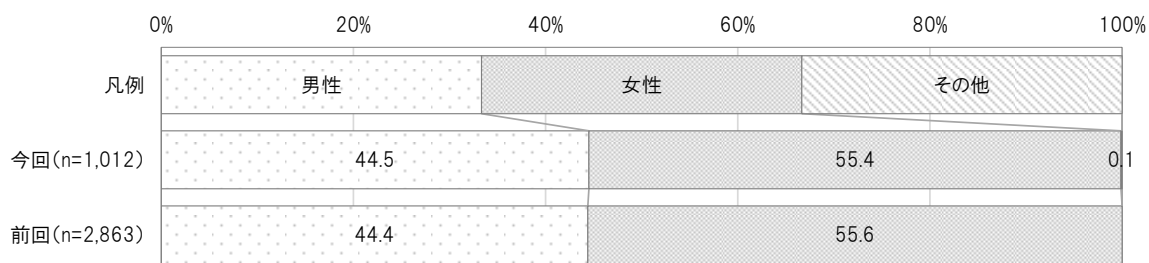
- 本来回答すべき者が回答していない場合、いわゆる「無回答」については、各集計において除外し処理を行っている。なお、有効サンプル数は、本文中（n）として表記している。
- 集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならない場合がある。
- 複数回答の場合、選択肢ごとの有効回答者数に対してそれぞれの割合を示している。そのため、割合の合計が100%を超える場合がある。
- 本文中、設問や選択肢、表内の表記、グラフ内のラベルなど、ページのレイアウトの都合上、一部また全部を省略・縮小して表記している場合がある。
- 有意差検定には「 χ^2 乗検定」を用い、有意水準を5%（p値が0.05未満なら有意差あり）とする。検定により有意差が検出された表に対し「*」の印を用いている。
- 本書では、単数回答を「SA」、複数回答を「MA」、数値の記入式回答を「FA」として表記している。

5 調査結果

(1) 回答者の属性

問 1	性別をお答えください。
S A	

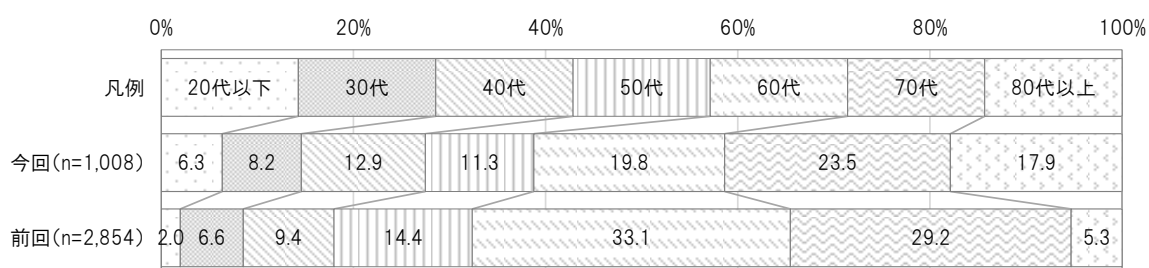
「男性」とする割合が 44.5%、「女性」が 55.4%、「その他」が 0.1%となっている。



※前回調査には「その他」は含まれない。

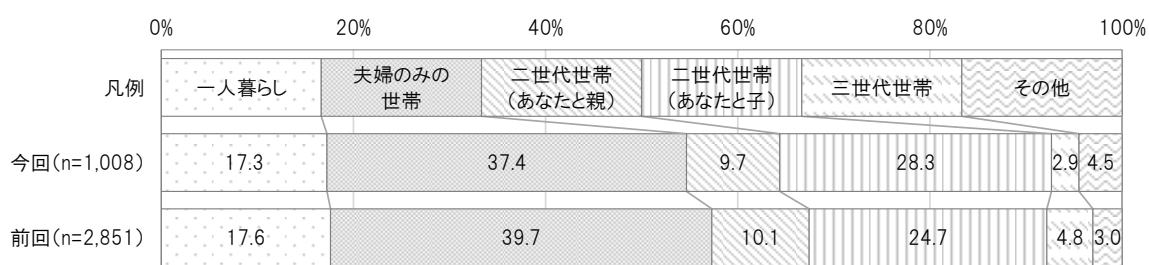
問 2	年齢を教えてください。(令和6年4月1日現在)
S A	

「70代」とする割合が 23.5%で最も高く、次いで「60代」が 19.8%、「80代以上」が 17.9%となっている。



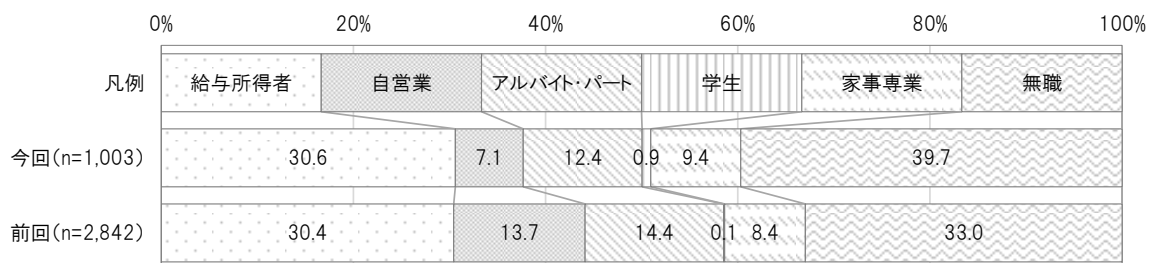
問 3	家族構成はどれにあてはまりますか。
S A	

「夫婦のみの世帯」とする割合が 37.4%で最も高く、次いで「二世世代世帯（あなたと子）」が 28.3%、「一人暮らし」が 17.3%となっている。



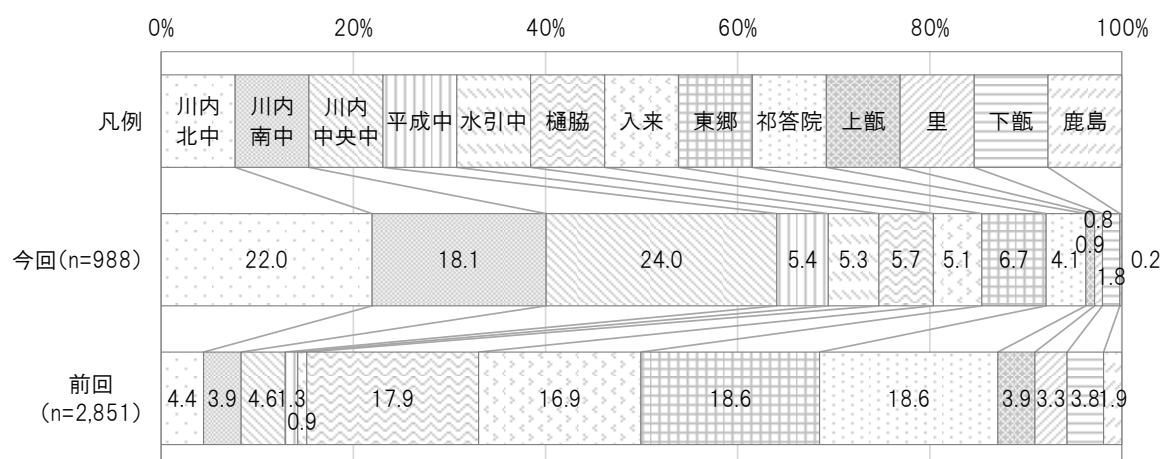
問 4	現在のご職業はどれにあてはまりますか。
S A	

「無職」とする割合が 39.7%で最も高く、次いで「給与所得者」が 30.6%、「アルバイト・パート」が 12.4%となっている。



問 5	現在どちらの地域にお住まいですか。
S A	

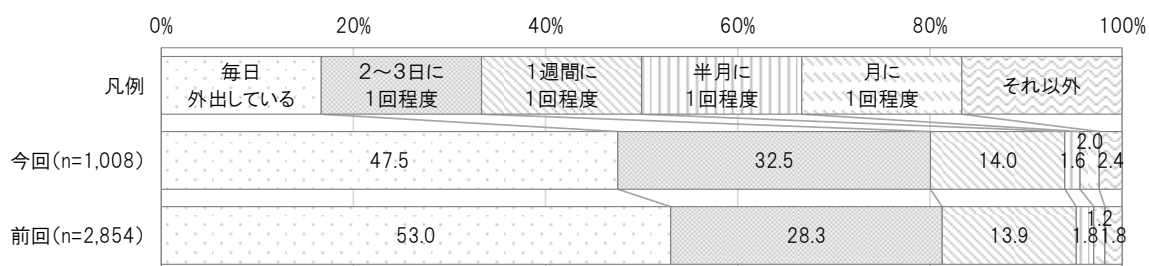
「川内中央中」とする割合が 24.0%で最も高く、次いで「川内北中」が 22.0%、「川内南中」が 18.1%となっている。



(2) 外出（ちょっとした買い物も含む）について

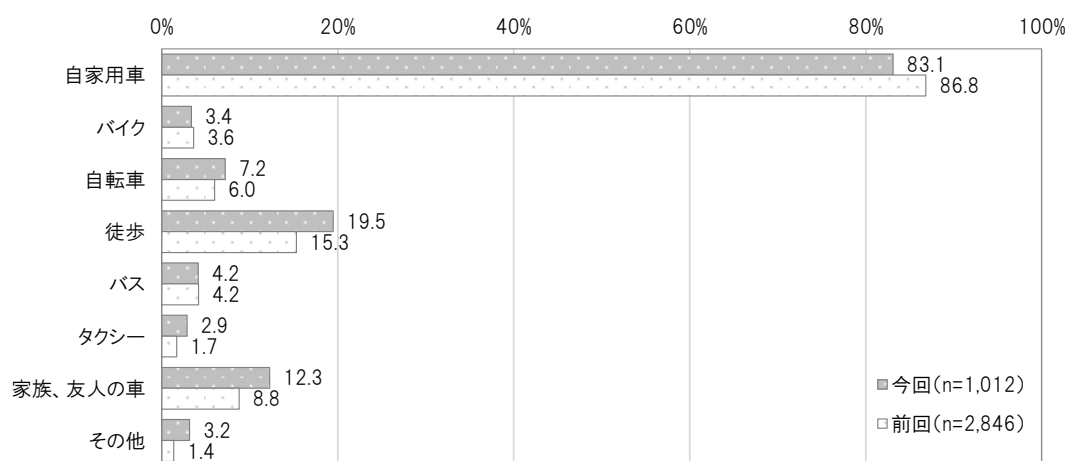
問 6	外出の頻度について教えてください。
S A	

「毎日外出している」とする割合が 47.5%で最も高く、次いで「2～3日に1回程度」が 32.5%、「1週間に1回程度」が 14.0%となっている。



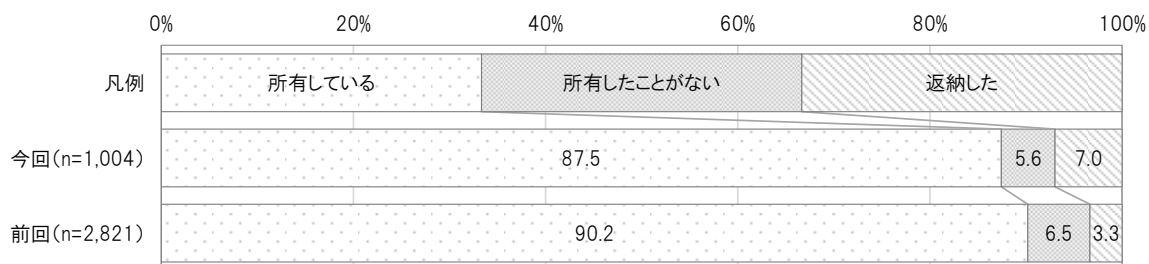
問 7	外出の手段について教えてください。
MA	

「自家用車」とする割合が 83.1%で最も高く、次いで「徒歩」が 19.5%、「家族、友人の車」が 12.3%となっている。



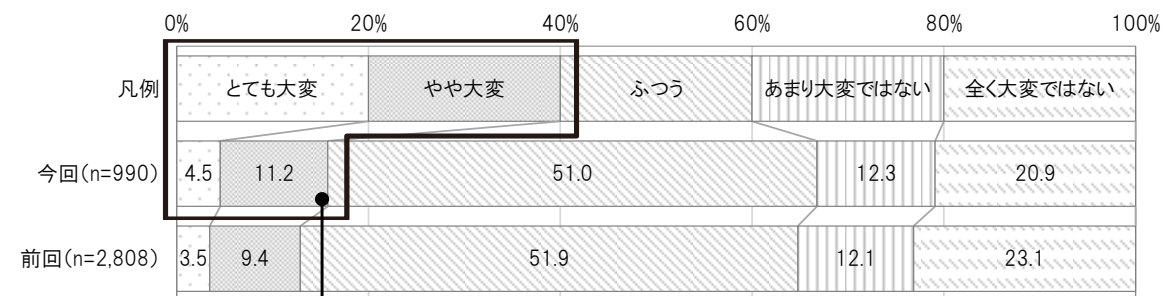
問 8	運転免許証の所有について教えてください。
S A	

「所有している」とする割合が 87.5%、「所有したことがない」が 5.6%、「返納した」が 7.0%となっている。



問9	日ごろの外出についてどう感じていますか。
SA	

「ふつう」とする割合が51.0%で最も高く、次いで「全く大変ではない」が20.9%、「あまり大変ではない」が12.3%となっている。



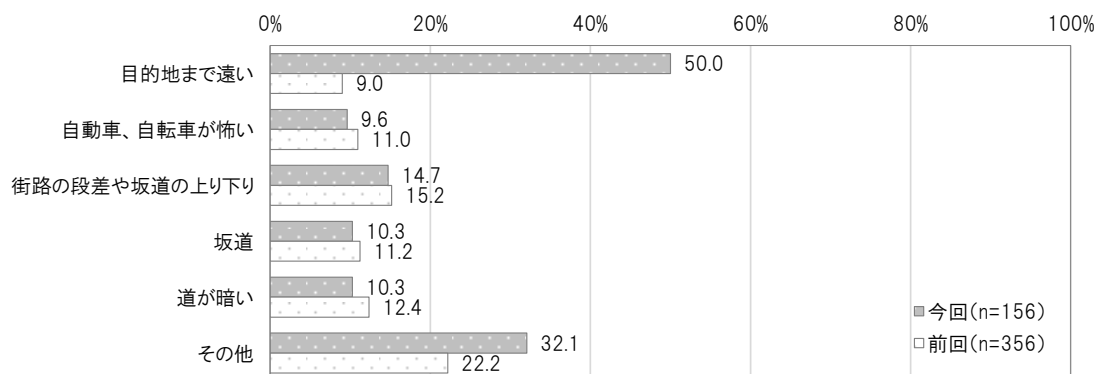
クロス集計		回答数				割合			
		全体	大変	ふつう	大変ではない	全体	大変	ふつう	大変ではない
全体		990	156	505	329	100.0	15.8	51.0	33.2
性別	男性	436	56	214	166	100.0	12.8	49.1	38.1
	* 女性	553	99	291	163	100.0	17.9	52.6	29.5
	* その他	1	1	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0
年代別	* 40歳未満	145	28	78	39	100.0	19.3	53.8	26.9
	40～64歳	330	36	170	124	100.0	10.9	51.5	37.6
	65～74歳	229	17	125	87	100.0	7.4	54.6	38.0
	* 75歳以上	282	74	131	77	100.0	26.2	46.5	27.3
居住地区別	川内北中	211	27	109	75	100.0	12.8	51.7	35.5
	川内南中	171	24	88	59	100.0	14.0	51.5	34.5
	川内中央中	236	32	124	80	100.0	13.6	52.5	33.9
	* 平成中	52	3	31	18	100.0	5.8	59.6	34.6
	水引中	50	14	19	17	100.0	28.0	38.0	34.0
	* 樋脇	54	9	27	18	100.0	16.7	50.0	33.3
	* 入来	50	12	25	13	100.0	24.0	50.0	26.0
	* 東郷	65	11	32	22	100.0	16.9	49.2	33.8
	* 祁答院	41	10	20	11	100.0	24.4	48.8	26.8
	* 上甌	9	0	5	4	100.0	0.0	55.6	44.4
	* 里	8	2	6	0	100.0	25.0	75.0	0.0
	* 下甌	18	5	7	6	100.0	27.8	38.9	33.3
	* 鹿島	2	1	1	0	100.0	50.0	50.0	0.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

※問9で「とても大変」「やや大変」と答えた人にお伺いします。

問10	大変と感じる理由は何ですか。
SA	

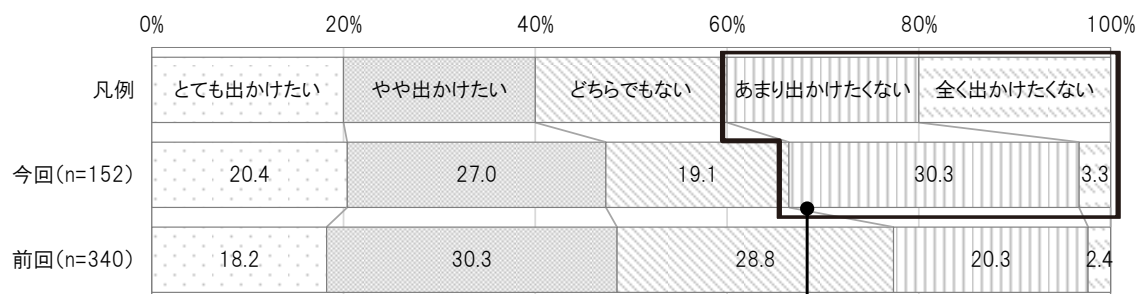
「目的地まで遠い」とする割合が50.0%で最も高く、次いで「その他」が32.1%、「街路の段差や坂道の上下り」が14.7%となっている。



※問9で「とても大変」「やや大変」と答えた人にお伺いします。

問 11	外出について、支援があれば積極的に出かけますか。
S A	

「あまり出かけたくない」とする割合が30.3%で最も高く、次いで「やや出かけたいたい」が27.0%、「とても出かけたいたい」が20.4%となっている。



クロス集計 外出支援がある場合に出かけたいたいと思うか

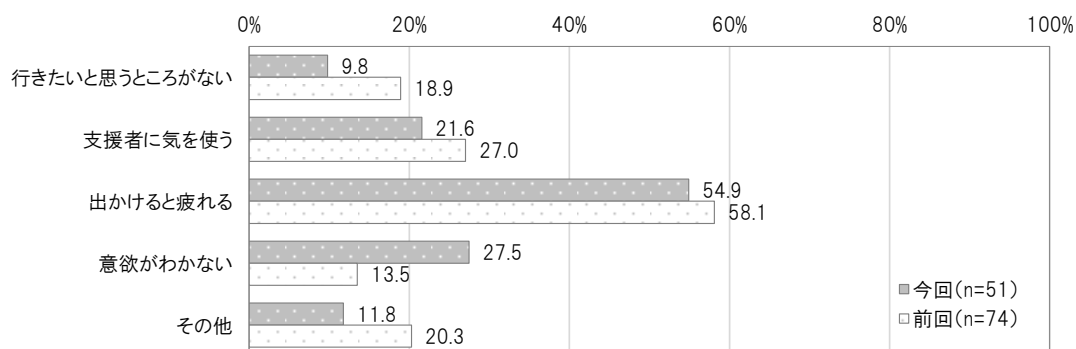
クロス集計		回答数				割合			
		全体	出かけた たい	どちらで もない	出かけた たくない	全体	出かけた たい	どちらで もない	出かけた たくない
性別	全体	152	72	29	51	100.0	47.4	19.1	33.6
	男性	56	26	7	23	100.0	46.4	12.5	41.1
	女性	96	46	22	28	100.0	47.9	22.9	29.2
	その他	0	0	0	0	-	-	-	-
年代別	40歳未満	28	15	9	4	100.0	53.6	32.1	14.3
	40～64歳	33	16	8	9	100.0	48.5	24.2	27.3
	65～74歳	16	8	4	4	100.0	50.0	25.0	25.0
	* 75歳以上	74	33	7	34	100.0	44.6	9.5	45.9
居住地区別	川内北中	27	14	4	9	100.0	51.9	14.8	33.3
	川内南中	24	8	5	11	100.0	33.3	20.8	45.8
	川内中央中	31	13	7	11	100.0	41.9	22.6	35.5
	平成中	3	1	1	1	100.0	33.3	33.3	33.3
	水引中	14	7	2	5	100.0	50.0	14.3	35.7
	樋脇	9	5	1	3	100.0	55.6	11.1	33.3
	入来	12	5	4	3	100.0	41.7	33.3	25.0
	東郷	10	5	3	2	100.0	50.0	30.0	20.0
	祁答院	10	7	1	2	100.0	70.0	10.0	20.0
	上甕	0	0	0	0	-	-	-	-
	里	2	2	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0
	下甕	4	2	0	2	100.0	50.0	0.0	50.0
	鹿島	1	1	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

※問11で「あまり出かけたくない」「全く出かけたくない」と答えた人にお伺いします。

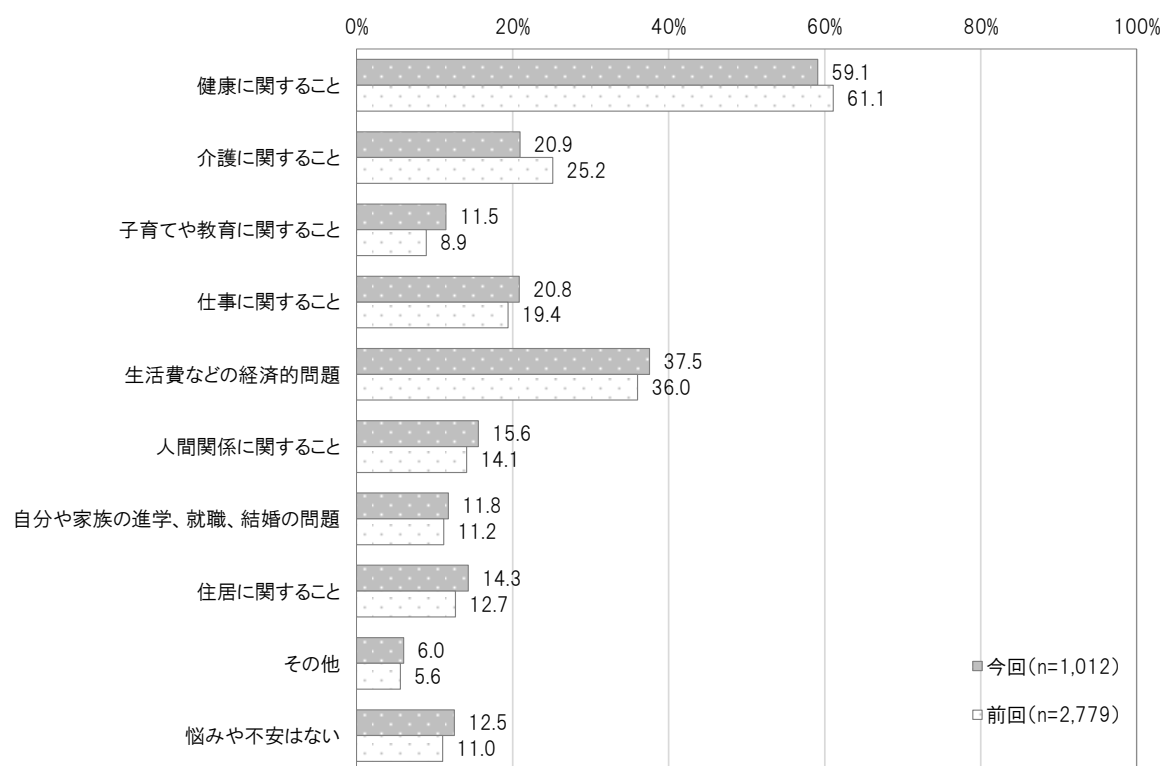
問 12	出かけたくない理由は何ですか。
MA	

「出かけると疲れる」とする割合が54.9%で最も高く、次いで「意欲がわかない」が27.5%、「支援者に気を使う」が21.6%となっている。



問 13	あなたは毎日の生活の中でどのような悩みや不安を感じていますか。
MA	

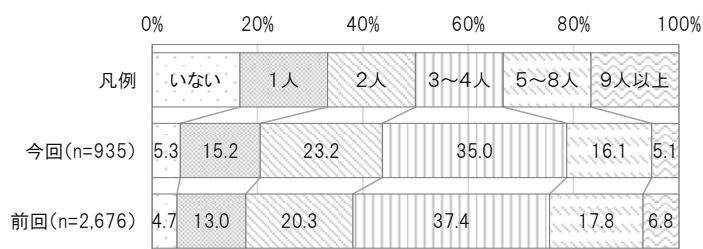
「健康に関すること」とする割合が59.1%で最も高く、次いで「生活費などの経済的問題」が37.5%、「介護に関すること」が20.9%となっている。



問 14	あなたは毎日の生活の中でどのような悩みや不安を感じていますか。
S A	

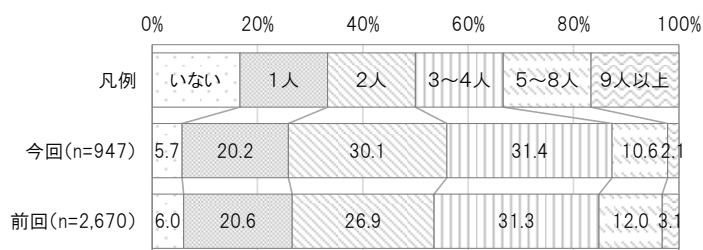
① 少なくとも月1回、会ったり、話をしたりする家族や親族

「3～4人」とする割合が35.0%で最も高く、次いで「2人」が23.2%、「5～8人」が16.1%となっている。



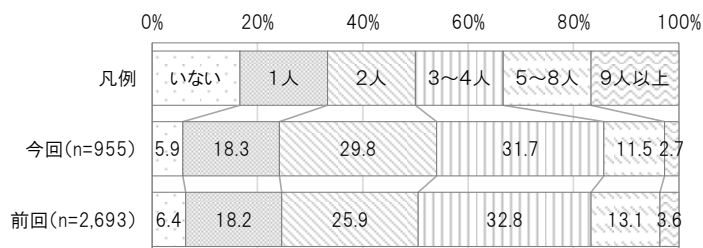
② 個人的なことでも話せる家族や親族

「3～4人」とする割合が31.4%で最も高く、次いで「2人」が30.1%、「1人」が20.2%となっている。

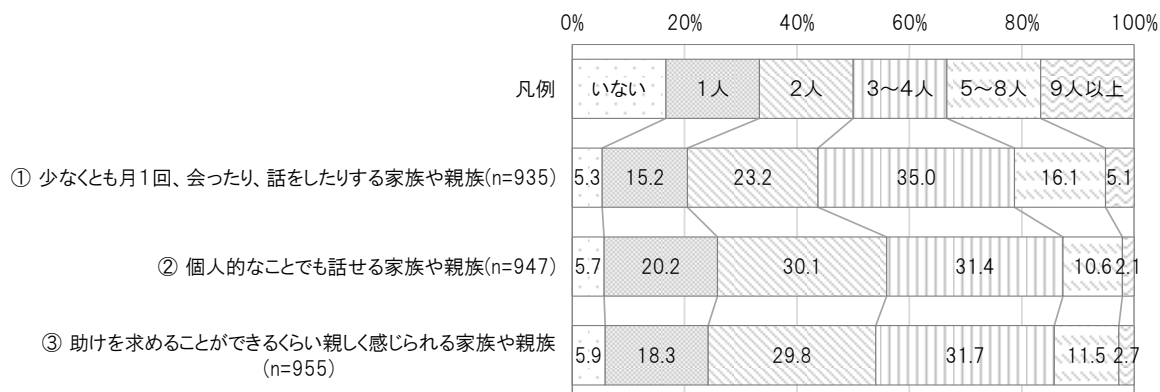


③ 助けを求めることができるくらい親しく感じられる家族や親族

「3～4人」とする割合が31.7%で最も高く、次いで「2人」が29.8%、「1人」が18.3%となっている。



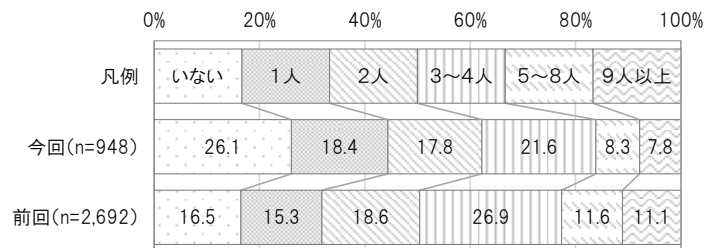
再掲 ①～③の割合比較（家族・親族）



問 15	近くに住んでいる人を含む、あなたの友人全体についてお尋ねします。
S A	

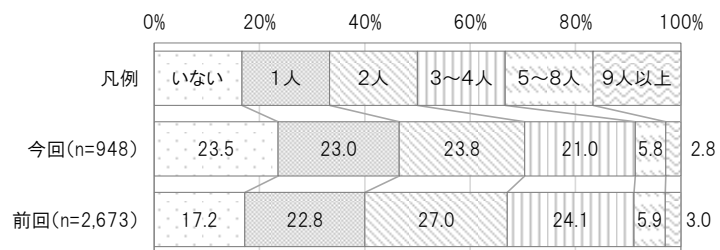
① 少なくとも月1回、会ったり、話をしたりする友人

「いない」とする割合が26.1%で最も高く、次いで「3～4人」が21.6%、「1人」が18.4%となっている。



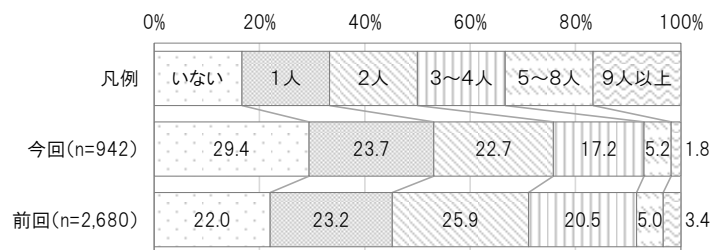
② 個人的なことでも話せる友人

「2人」とする割合が23.8%で最も高く、次いで「いない」が23.5%、「1人」が23.0%となっている。

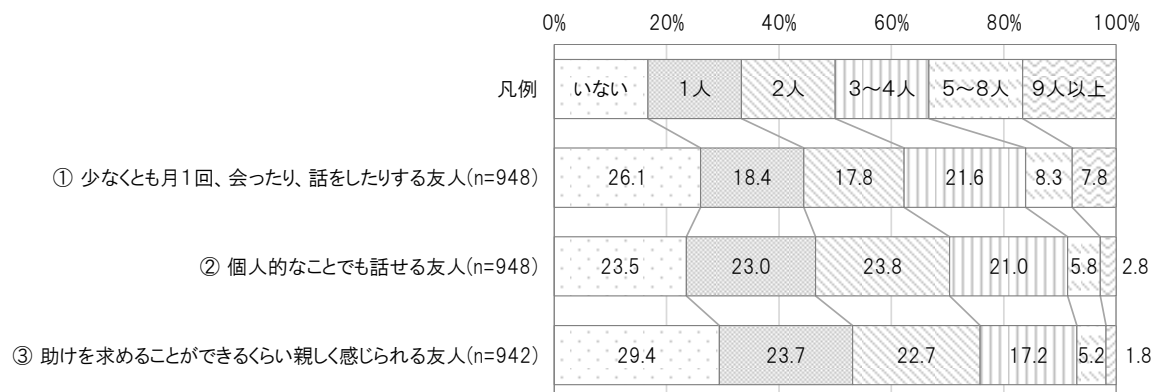


③ 助けを求めることができるくらい親しく感じられる友人

「いない」とする割合が29.4%で最も高く、次いで「1人」が23.7%、「2人」が22.7%となっている。



再掲 ①～③の割合比較（友人）

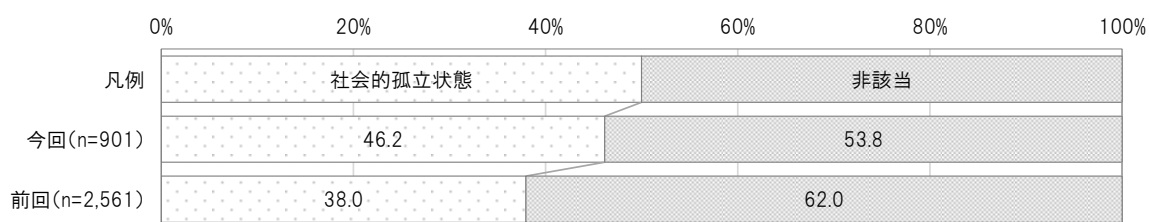


社会的孤立状態に関する追加集計

問 14①～③及び問 15①～③の回答について、「いない」を0点、「1人」を1点、「2人」を2点、「3～4人」を3点、「5～8人」を4点、「9人以上」を5点として合計30点満点で点数化処理を行い、12点未満を『社会的孤立状態』、12点以上を非該当として評価を行った。

その結果、「社会的孤立状態」にあると考えられる人は46.2%、非該当と考えられる人は53.8%となっている。前回調査と比較すると、社会的孤立状態の割合が8.2ポイント上昇した。

※評価に際しては、問 14①～③及び問 15①～③の6設問全てに回答している人を対象としている。
※日本語版 LubbenSocial Network Scale 短縮版(LSNS-6)



性別では女性(43.8%)よりも男性(49.1%)の割合が高く、年代別では40～64歳(50.9%)、居住地区別では鹿島(100%)がそれぞれ高くなっている。なお、居住地区別の鹿島については対象者数が1人のためデータの取り扱いには注意が必要である。

クロス集計		回答数			割合		
		全体	該当	非該当	全体	該当	非該当
全体		901	416	485	100.0	46.2	53.8
性別	男性	383	188	195	100.0	49.1	50.9
	女性	514	225	289	100.0	43.8	56.2
	その他	1	1	0	100.0	100.0	0.0
年代別	40歳未満	137	55	82	100.0	40.1	59.9
	40～64歳	326	166	160	100.0	50.9	49.1
	65～74歳	209	90	119	100.0	43.1	56.9
	75歳以上	226	103	123	100.0	45.6	54.4
居住地区別	川内北中	194	77	117	100.0	39.7	60.3
	川内南中	156	76	80	100.0	48.7	51.3
	川内中央中	214	99	115	100.0	46.3	53.7
	平成中	46	21	25	100.0	45.7	54.3
	水引中	43	17	26	100.0	39.5	60.5
	樋脇	51	27	24	100.0	52.9	47.1
	入来	44	18	26	100.0	40.9	59.1
	東郷	61	27	34	100.0	44.3	55.7
	祁答院	37	19	18	100.0	51.4	48.6
	上甑	8	4	4	100.0	50.0	50.0
	里	7	2	5	100.0	28.6	71.4
	下甑	18	10	8	100.0	55.6	44.4
	鹿島	1	1	0	100.0	100.0	0.0

(前回調査との比較)

	今回調査	前回調査	割合比較
全体	46.2	38.0	↑ 8.2pt
男性	49.1	41.8	↑ 7.3pt
女性	43.8	35.1	↑ 8.7pt
その他	100.0	—	—
40歳未満	40.1	32.9	↑ 7.2pt
40～64歳	50.9	41.4	↑ 9.5pt
65～74歳	43.1	37.1	↑ 6.0pt
75歳以上	45.6	43.0	↑ 2.6pt
川内北中	39.7	37.1	↑ 2.6pt
川内南中	48.7	36.0	↑ 12.7pt
川内中央中	46.3	39.5	↑ 6.8pt
平成中	45.7	41.2	↑ 4.5pt
水引中	39.5	42.3	↓ 2.8pt
樋脇	52.9	40.9	↑ 12.0pt
入来	40.9	44.7	↓ 3.8pt
東郷	44.3	36.2	↑ 8.1pt
祁答院	51.4	33.3	↑ 18.1pt
上甑	50.0	31.6	↑ 18.4pt
里	28.6	38.6	↓ 10.0pt
下甑	55.6	35.4	↑ 20.2pt
鹿島	100.0	37.0	↑ 63.0pt

※■は割合が下がった区分

社会的孤立状態の対象者抽出方法

STEP1

問14①～③と問15①～③で
点数化処理(30点満点)

いない	0点
1人	1点
2人	2点
3～4人	3点
5～8人	4点
9人以上	5点

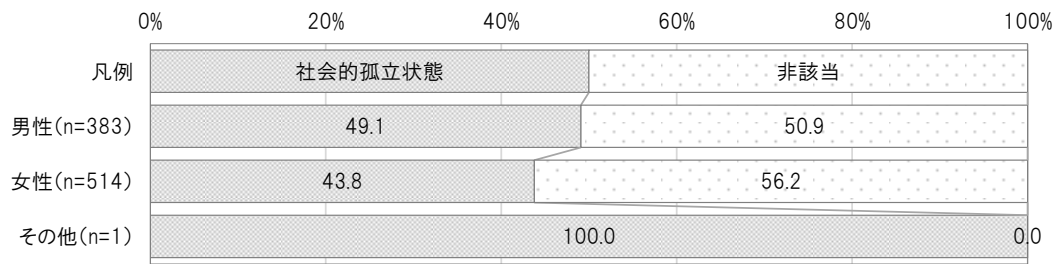
※5点×6問=30点満点

STEP2

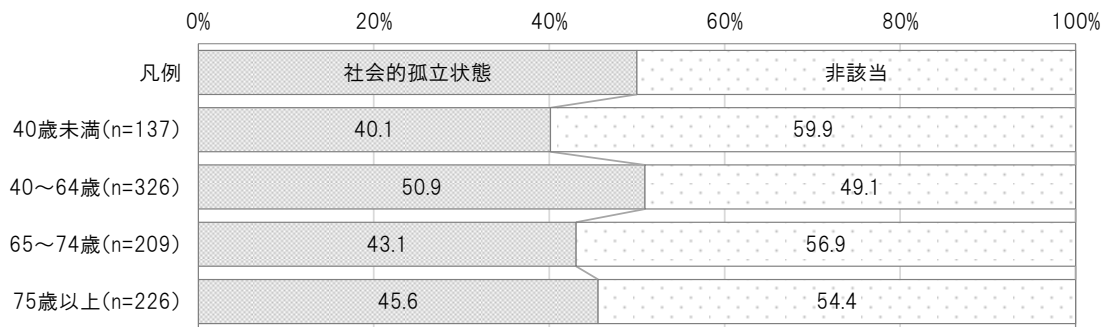
STEP1の合計点を下表に当てはめ、
社会的孤立状態の対象者を抽出

0～5点	社会的孤立状態
6～11点	
12～17点	
18～23点	
24～30点	
	非該当

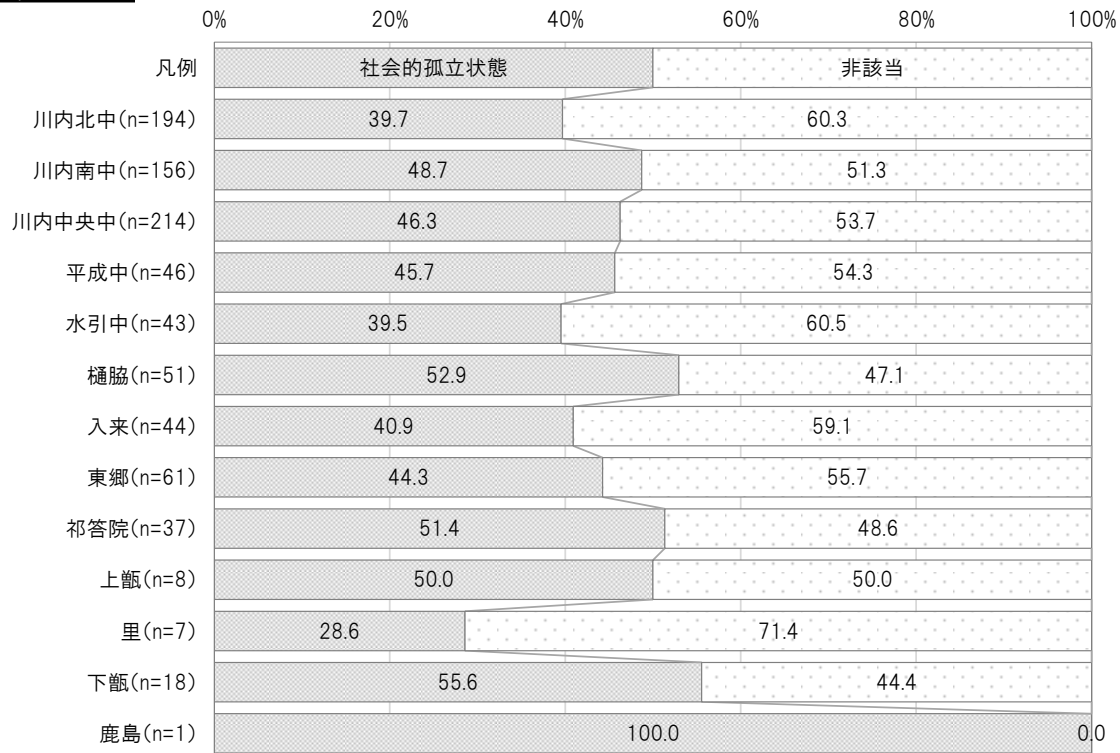
男女別



年代別



居住地区別



(3) 地域との関わりについて

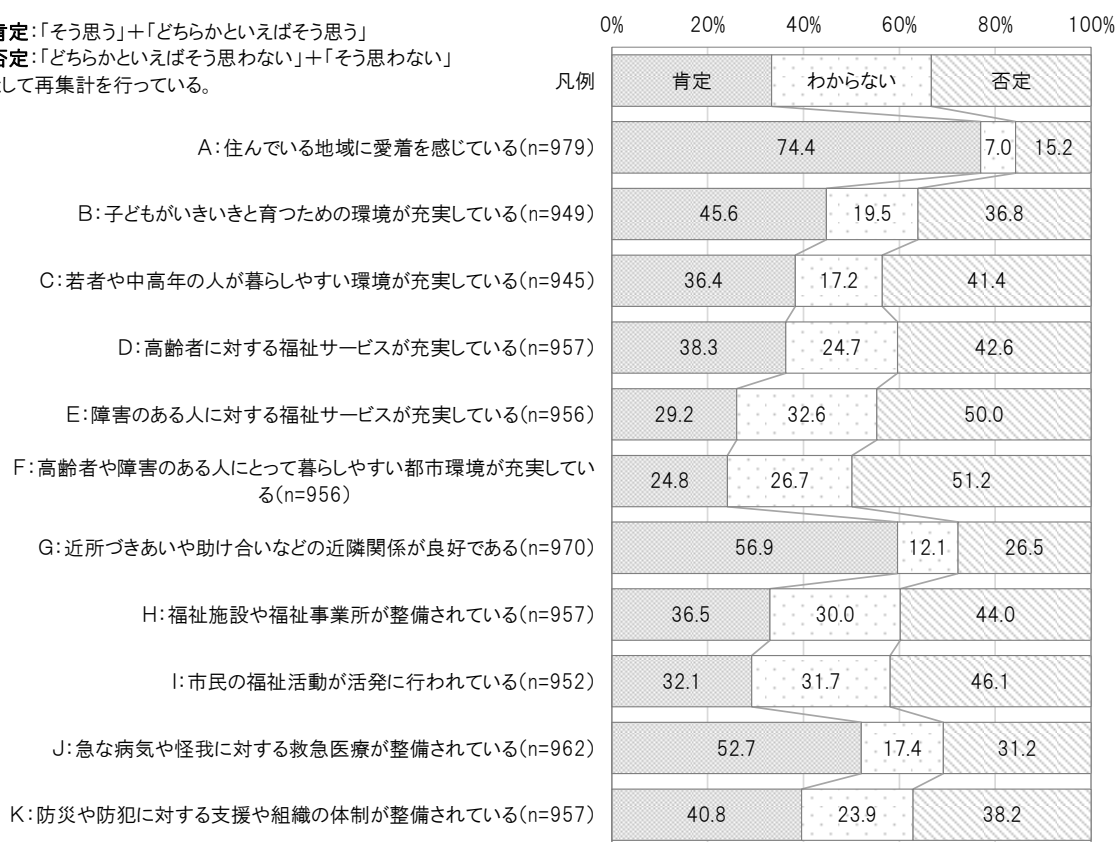
問 16	お住まいの地域や周辺の環境について、あてはまるものに○をつけてください
S A	い。

肯定では、「A：住んでいる地域に愛着を感じている」の割合が74.4%で最も高く、次いで「G：近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である」が56.9%、「J：急な病気や怪我に対する救急医療が整備されている」が52.7%となっている。

一方否定では、「F：高齢者や障害のある人にとって暮らしやすい都市環境が充実している」が51.2%で最も高く、次いで「E：障害のある人に対する福祉サービスが充実している」が50.0%、「I：市民の福祉活動が活発に行われている」が46.1%となっている。

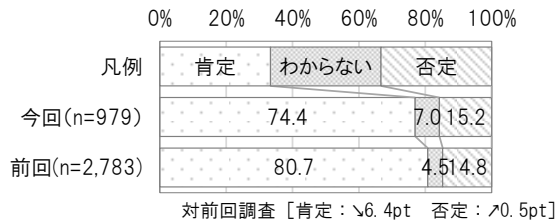
肯定：「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」

否定：「どちらかといえばそう思わない」＋「そう思わない」
として再集計を行っている。

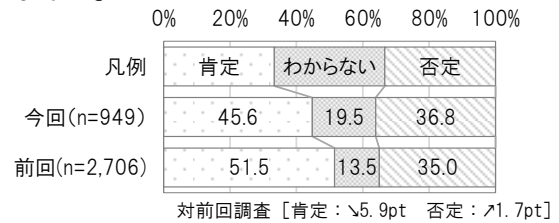


前回調査との比較

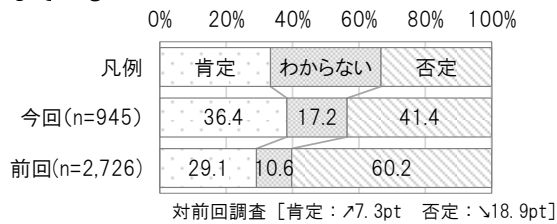
A：住んでいる地域に愛着を感じている



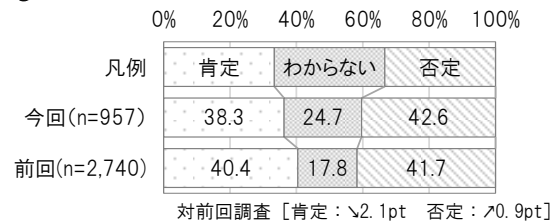
B：子どもがいきいきと育つための環境が充実している



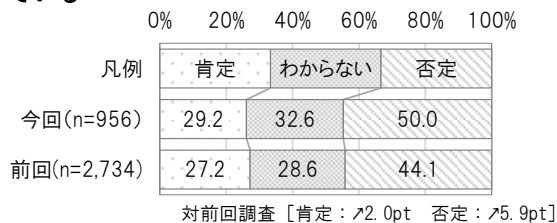
C：若者や中高年の人が暮らしやすい環境が充実している



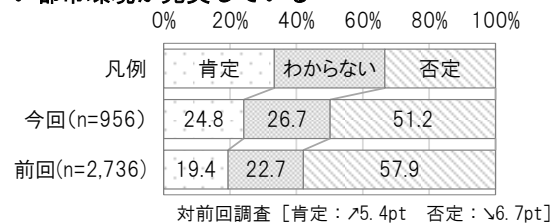
D：高齢者に対する福祉サービスが充実している



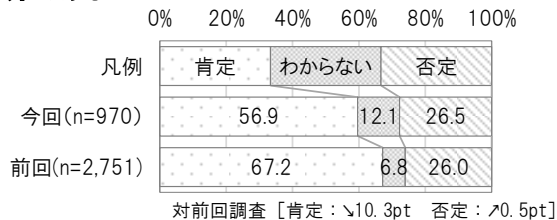
E：障害のある人に対する福祉サービスが充実している



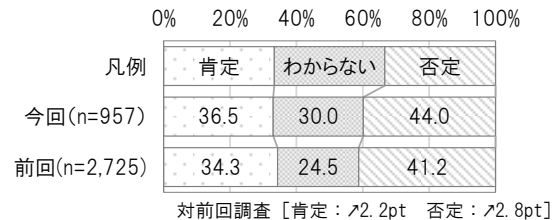
F：高齢者や障害のある人にとって暮らしやすい都市環境が充実している



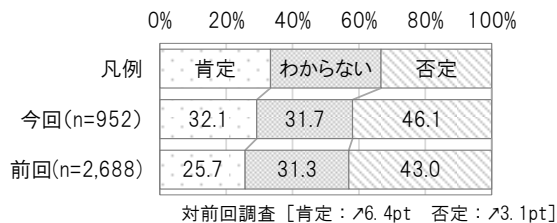
G：近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である



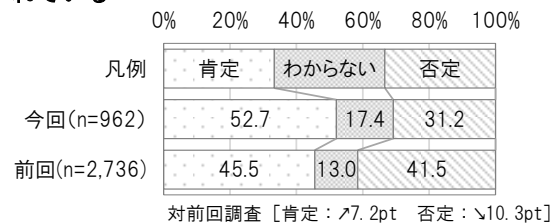
H：福祉施設や福祉事業所が整備されている



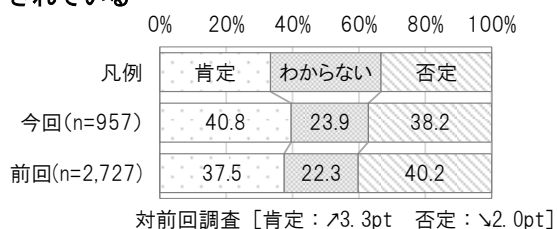
I：市民の福祉活動が活発に行われている



J：急な病気や怪我に対する救急医療が整備されている

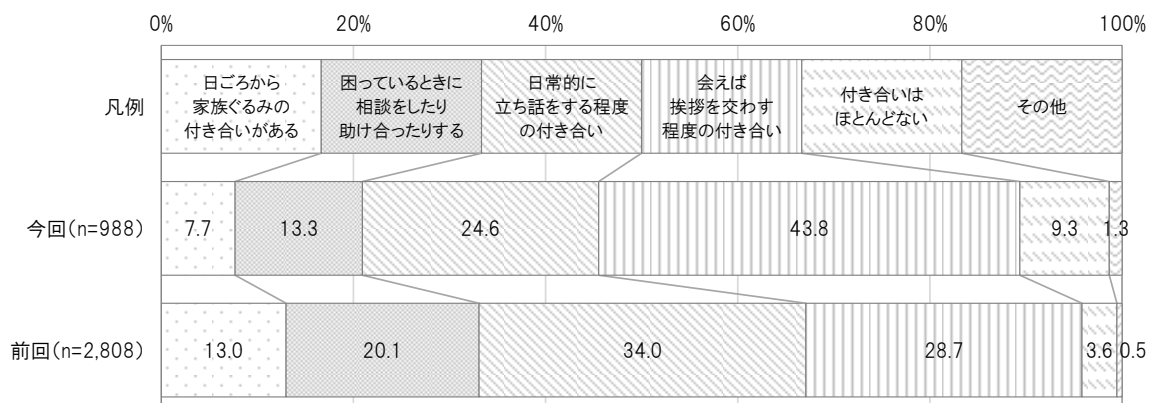


K：防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されている



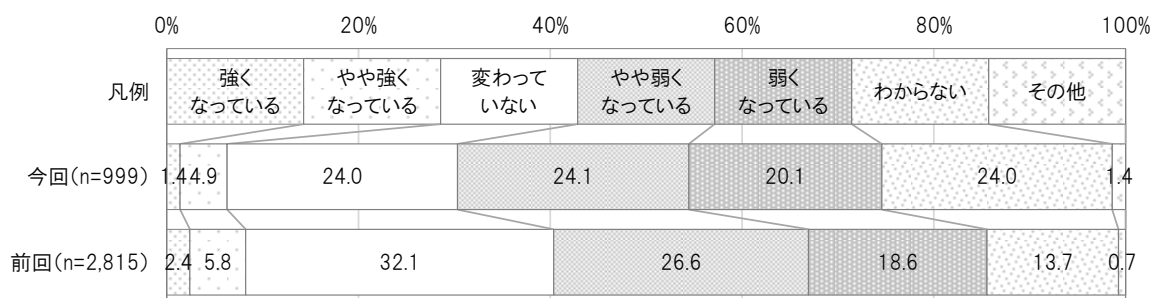
問 17	ふだん近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。
S A	

「会えば挨拶を交わす程度の付き合い」とする割合が43.8%で最も高く、次いで「日常的に立ち話をする程度の付き合い」が24.6%、「困っているときに相談をしたり助け合ったりする」が13.3%となっている。

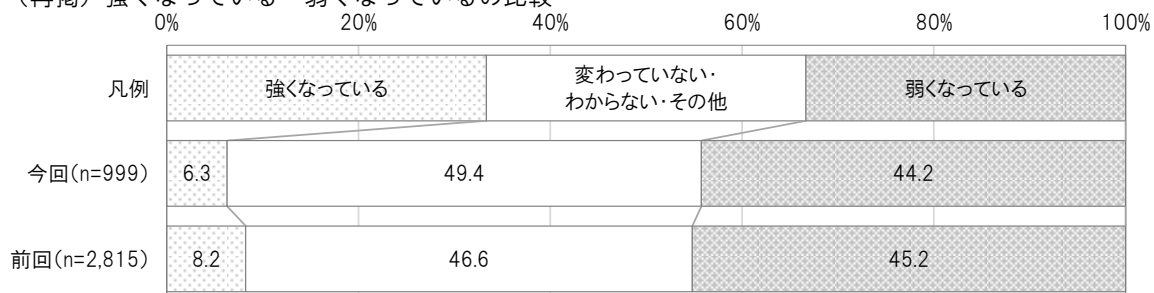


問 18	今住んでいる地域のつながりが、以前と比べてどのような感じですか。
S A	

「やや弱くなっている」とする割合が24.1%で最も高く、次いで「変わっていない」及び「わからない」がともに24.0%、「弱くなっている」が20.1%となっている。



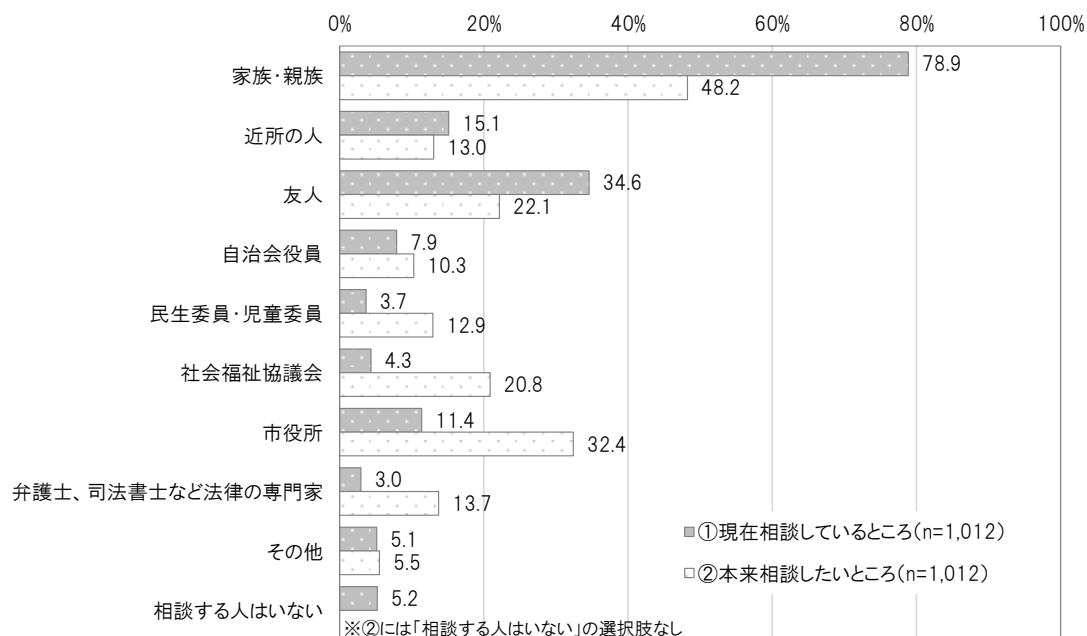
(再掲) 強くなっている・弱くなっているの比較



問 19	あなたやご家族は、生活の問題を解決したいとき、①現在は、どこに相談をしていますか。また②本来は、どこで相談ができればよいと思いますか。
MA	

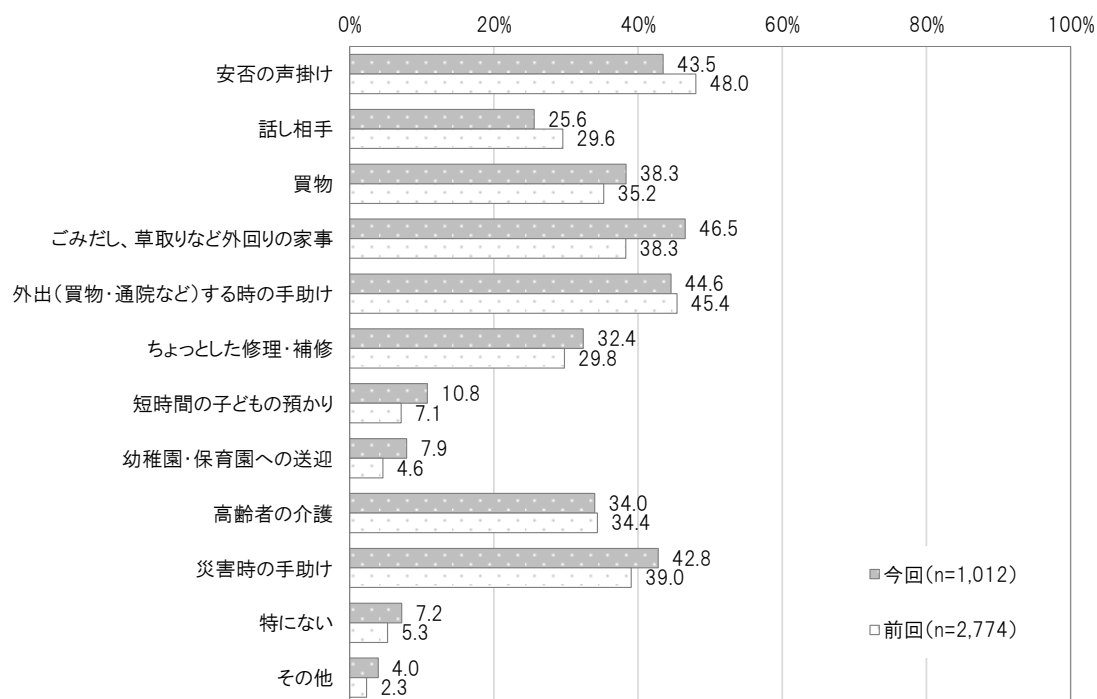
①「家族・親族」とする割合が 78.9%で最も高く、次いで「友人」が 34.6%、「近所の人」が 15.1%となっている。

②「家族・親族」とする割合が 48.2%で最も高く、次いで「市役所」が 32.4%、「友人」が 22.1%となっている。



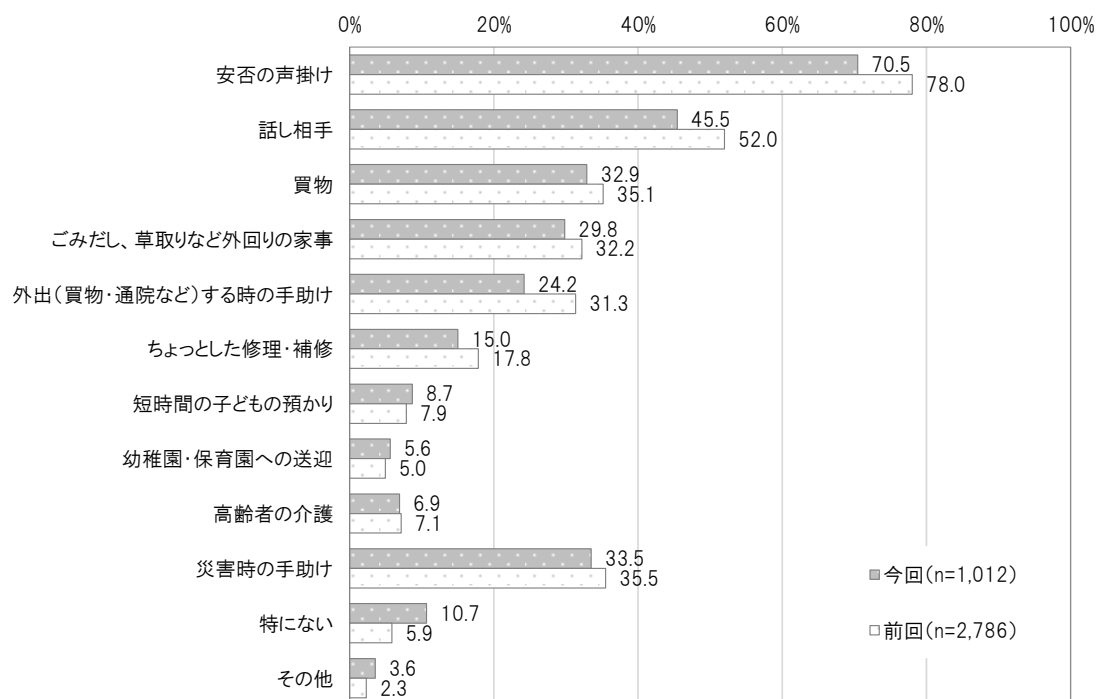
問 20	自分やご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどにおいて、日常生活が不自由になったとき、どのような手助けをしてほしいですか。
MA	

「ごみだし、草取りなど外回りの家事」とする割合が 46.5%で最も高く、次いで「外出（買物・通院など）する時の手助け」が 44.6%、「安否の声掛け」が 43.5%となっている。

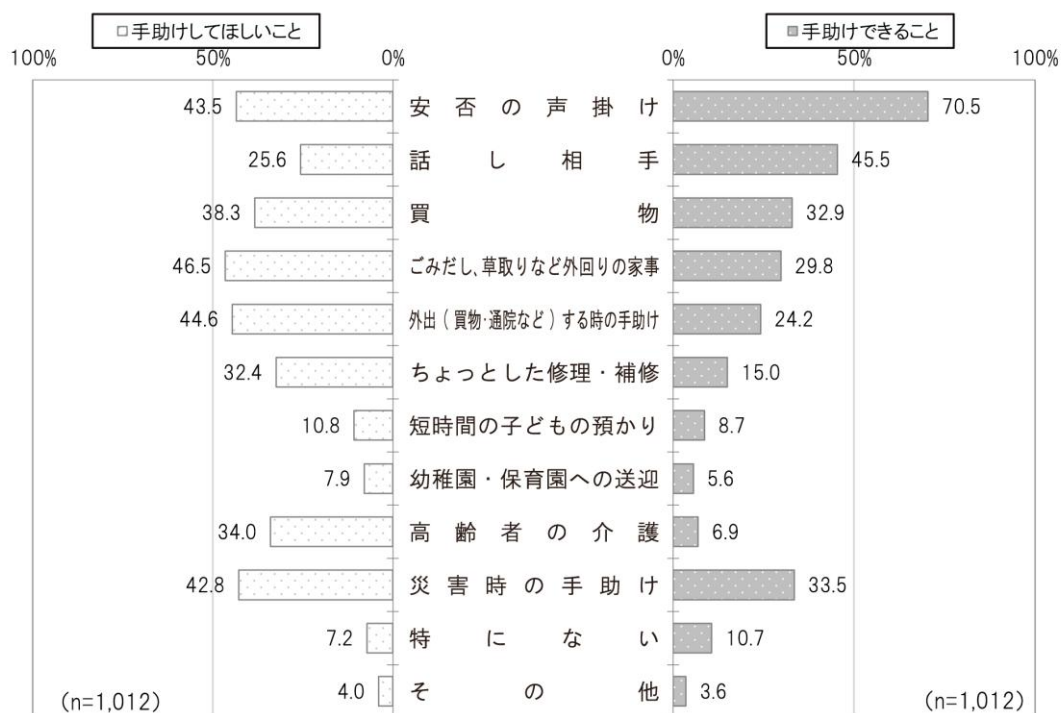


問 21	隣近所で困っている人がいたとき、どのような手助けができますか。
MA	

「安否の声掛け」とする割合が70.5%で最も高く、次いで「話し相手」が45.5%、「災害時の手助け」が33.5%となっている。

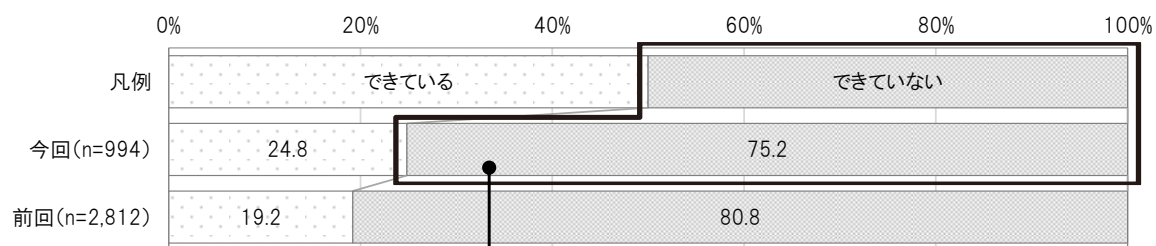


問20・問21比較



問 22	災害発生時に備え、日ごろから非常持出し用品等の準備ができていますか。
S A	

「できている」とする割合が 24.8%、「できていない」が 75.2%となっている。



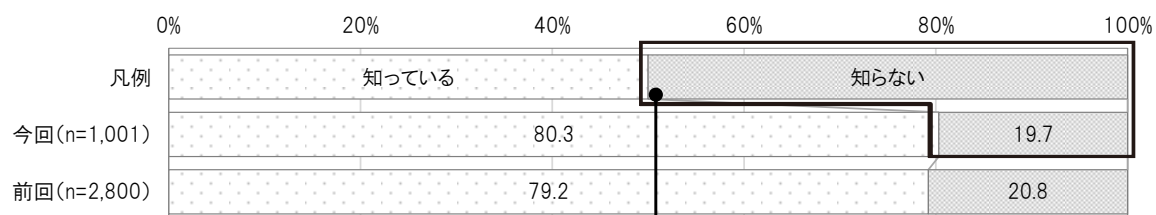
クロス集計 日常的な防災対策の状況

クロス集計		回答数			割合		
		全体	できている	できていない	全体	できている	できていない
全体		994	247	747	100.0	24.8	75.2
性別	男性	443	120	323	100.0	27.1	72.9
	女性	550	127	423	100.0	23.1	76.9
	* その他	1	0	1	100.0	0.0	100.0
年代別	40歳未満	145	32	113	100.0	22.1	77.9
	40～64歳	333	61	272	100.0	18.3	81.7
	65～74歳	229	70	159	100.0	30.6	69.4
	75歳以上	283	83	200	100.0	29.3	70.7
居住地区別	川内北中	214	58	156	100.0	27.1	72.9
	川内南中	175	47	128	100.0	26.9	73.1
	川内中央中	234	56	178	100.0	23.9	76.1
	平成中	52	14	38	100.0	26.9	73.1
	水引中	50	13	37	100.0	26.0	74.0
	樋脇	54	8	46	100.0	14.8	85.2
	入来	49	16	33	100.0	32.7	67.3
	東郷	66	13	53	100.0	19.7	80.3
	祁答院	41	7	34	100.0	17.1	82.9
	上甕	9	2	7	100.0	22.2	77.8
	里	8	1	7	100.0	12.5	87.5
	下甕	18	4	14	100.0	22.2	77.8
	鹿島	2	0	2	100.0	0.0	100.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

問 23	災害発生時の避難場所について、どこに避難するかご存知ですか。
S A	

「知っている」とする割合が 80.3%、「知らない」が 19.7%となっている。



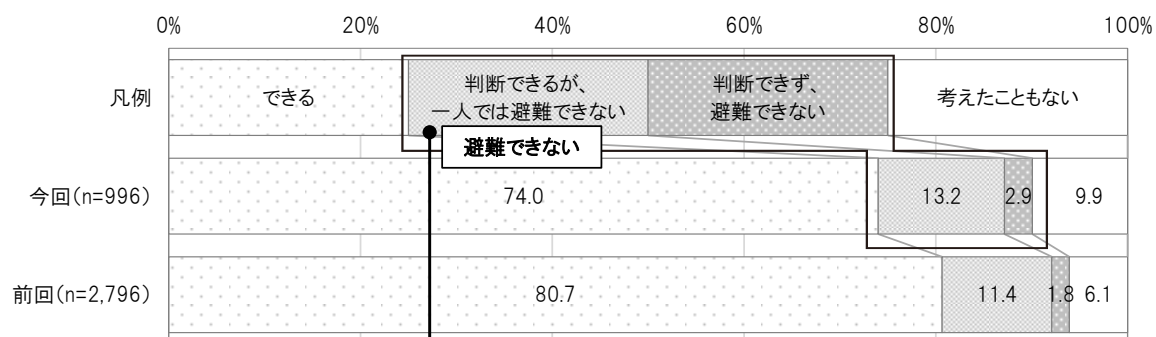
クロス集計 避難場所の認知状況

クロス集計		回答数			割合		
		全体	知っている	知らない	全体	知っている	知らない
全体		1,001	804	197	100.0	80.3	19.7
性別	男性	446	357	89	100.0	80.0	20.0
	女性	554	446	108	100.0	80.5	19.5
	その他	1	1	0	100.0	100.0	0.0
年代別	* 40歳未満	145	87	58	100.0	60.0	40.0
	40～64歳	334	275	59	100.0	82.3	17.7
	65～74歳	230	199	31	100.0	86.5	13.5
	75歳以上	288	240	48	100.0	83.3	16.7
居住地区別	川内北中	217	171	46	100.0	78.8	21.2
	川内南中	175	138	37	100.0	78.9	21.1
	川内中央中	235	189	46	100.0	80.4	19.6
	平成中	53	48	5	100.0	90.6	9.4
	水引中	51	38	13	100.0	74.5	25.5
	樋脇	55	39	16	100.0	70.9	29.1
	入来	50	42	8	100.0	84.0	16.0
	東郷	65	57	8	100.0	87.7	12.3
	祁答院	41	35	6	100.0	85.4	14.6
	上甕	9	9	0	100.0	100.0	0.0
	里	8	6	2	100.0	75.0	25.0
	下甕	18	16	2	100.0	88.9	11.1
	鹿島	2	2	0	100.0	100.0	0.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

問 24	災害発生時に、緊急性を判断し、避難場所まで1人で避難することができますか。
S A	

「できる」とする割合が74.0%で最も高く、次いで「判断できるが、一人では避難できない」が13.2%、「考えたこともない」が9.9%となっている。



クロス集計 避難の可否

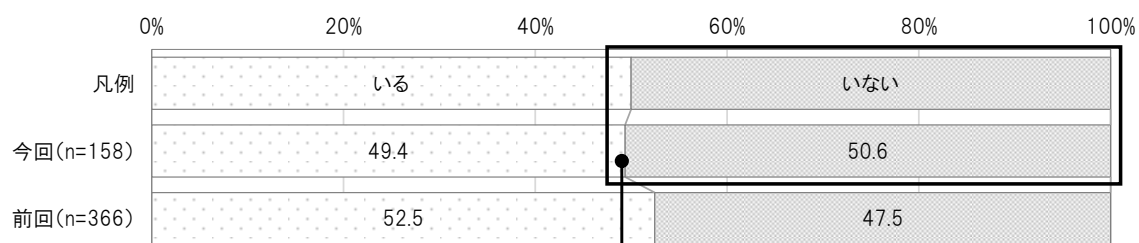
クロス集計		回答数				割合			
		全体	避難 できる	避難 できない	考えた こともない	全体	避難 できる	避難 できない	考えた こともない
全体		996	737	160	99	90.1	74.0	16.1	9.9
性別	男性	442	358	40	44	90.0	81.0	9.0	10.0
	* 女性	553	378	120	55	90.1	68.4	21.7	9.9
	その他	1	1	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0
年代別	40歳未満	146	87	23	36	75.3	59.6	15.8	24.7
	40～64歳	334	272	33	29	91.3	81.4	9.9	8.7
	65～74歳	228	191	23	14	93.9	83.8	10.1	6.1
	* 75歳以上	284	183	81	20	93.0	64.4	28.5	7.0
居住地区別	川内北中	217	154	37	26	88.0	71.0	17.1	12.0
	川内南中	174	122	37	15	91.4	70.1	21.3	8.6
	川内中央中	235	184	29	22	90.6	78.3	12.3	9.4
	平成中	52	47	1	4	92.3	90.4	1.9	7.7
	水引中	49	30	11	8	83.7	61.2	22.4	16.3
	樋脇	55	34	15	6	89.1	61.8	27.3	10.9
	入来	50	39	8	3	94.0	78.0	16.0	6.0
	東郷	64	50	9	5	92.2	78.1	14.1	7.8
	祁答院	41	33	4	4	90.2	80.5	9.8	9.8
	上甕	9	7	1	1	88.9	77.8	11.1	11.1
	里	8	6	2	0	100.0	75.0	25.0	0.0
	下甕	18	17	1	0	100.0	94.4	5.6	0.0
	鹿島	2	1	1	0	100.0	50.0	50.0	0.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

※問 24 で「判断できるが、一人では避難できない」「判断できず、避難できない」と答えた人にお伺いします。

問 25	災害発生時に避難するとき、近所のだれかに頼める人がいますか。
S A	

「いる」とする割合が 49.4%、「いない」が 50.6%となっている。



クロス集計	避難行動を支援してくれる人の有無
-------	------------------

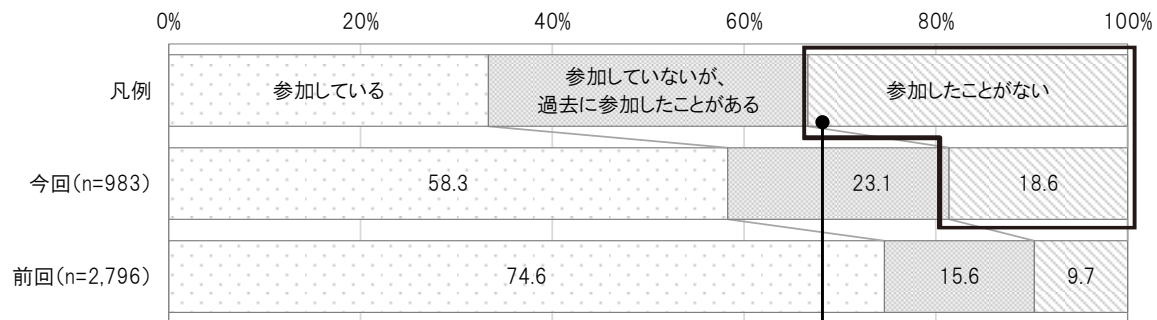
クロス集計		回答数			割合		
		全体	いる	いない	全体	いる	いない
性別	全体	158	78	80	100.0	49.4	50.6
	男性	39	22	17	100.0	56.4	43.6
	* 女性	119	56	63	100.0	47.1	52.9
	その他	0	0	0	-	-	-
年代別	40歳未満	23	10	13	100.0	43.5	56.5
	40～64歳	32	12	20	100.0	37.5	62.5
	65～74歳	23	10	13	100.0	43.5	56.5
	75歳以上	80	46	34	100.0	57.5	42.5
	川内北中	36	14	22	100.0	38.9	61.1
居住地区別	川内南中	36	23	13	100.0	63.9	36.1
	川内中央中	29	11	18	100.0	37.9	62.1
	平成中	1	1	0	100.0	100.0	0.0
	水引中	11	7	4	100.0	63.6	36.4
	樋脇	15	6	9	100.0	40.0	60.0
	入来	8	4	4	100.0	50.0	50.0
	東郷	9	4	5	100.0	44.4	55.6
	祁答院	4	2	2	100.0	50.0	50.0
	上甕	1	1	0	100.0	100.0	0.0
	里	2	2	0	100.0	100.0	0.0
	下甕	1	1	0	100.0	100.0	0.0
	鹿島	1	0	1	100.0	0.0	100.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

(4) 地域活動について

問 26	現在、自治会や子供会、PTAなどの地域活動に参加していますか。
SA	

「参加している」とする割合が58.3%、「参加していないが、過去に参加したことがある」が23.1%、「参加したことがない」が18.6%となっている。



クロス集計 地域活動への参加状況

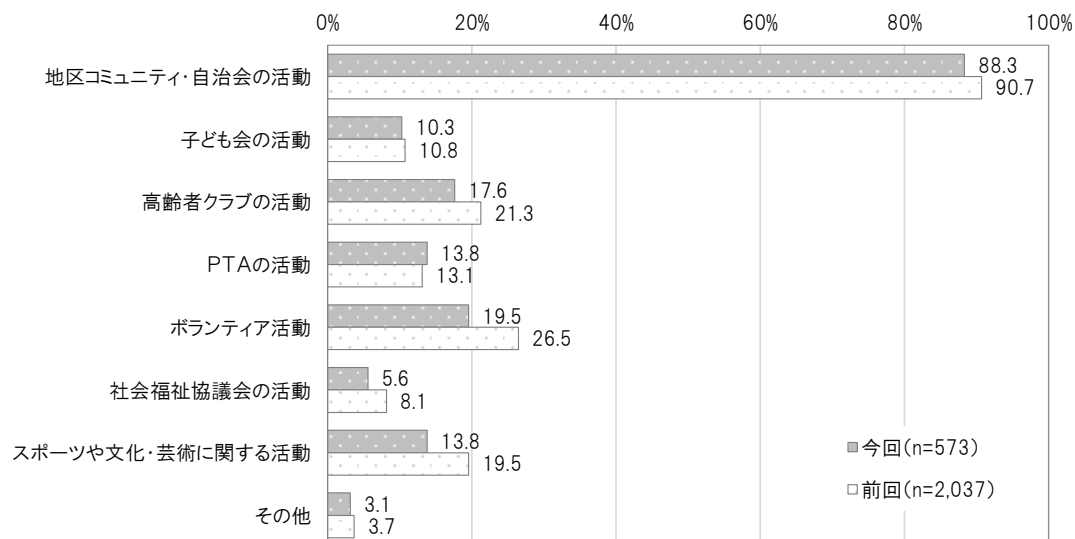
クロス集計		回答数				割合			
		全体	現在参加中	参加経験あり	参加経験なし	全体	現在参加中	参加経験あり	参加経験なし
全体		983	573	227	183	81.4	58.3	23.1	18.6
性別	男性	435	272	85	78	82.1	62.5	19.5	17.9
	女性	547	301	141	105	80.8	55.0	25.8	19.2
	その他	1	0	1	0	100.0	0.0	100.0	0.0
年代別	* 40歳未満	145	41	35	69	52.4	28.3	24.1	47.6
	40～64歳	331	215	56	60	81.9	65.0	16.9	18.1
	65～74歳	222	159	43	20	91.0	71.6	19.4	9.0
	75歳以上	282	156	92	34	87.9	55.3	32.6	12.1
居住地区別	川内北中	215	121	53	41	80.9	56.3	24.7	19.1
	川内南中	175	98	44	33	81.1	56.0	25.1	18.9
	川内中央中	232	132	54	46	80.2	56.9	23.3	19.8
	平成中	51	39	8	4	92.2	76.5	15.7	7.8
	水引中	48	28	15	5	89.6	58.3	31.3	10.4
	樋脇	53	27	14	12	77.4	50.9	26.4	22.6
	入来	48	32	9	7	85.4	66.7	18.8	14.6
	東郷	64	39	16	9	85.9	60.9	25.0	14.1
	祁答院	39	26	4	9	76.9	66.7	10.3	23.1
	上甕	9	5	2	2	77.8	55.6	22.2	22.2
	里	8	7	0	1	87.5	87.5	0.0	12.5
	下甕	18	11	4	3	83.3	61.1	22.2	16.7
	鹿島	2	1	1	0	100.0	50.0	50.0	0.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

※問 26 で「参加している」と答えた人にお伺いします。

問 27	どんな活動に参加していますか。
MA	

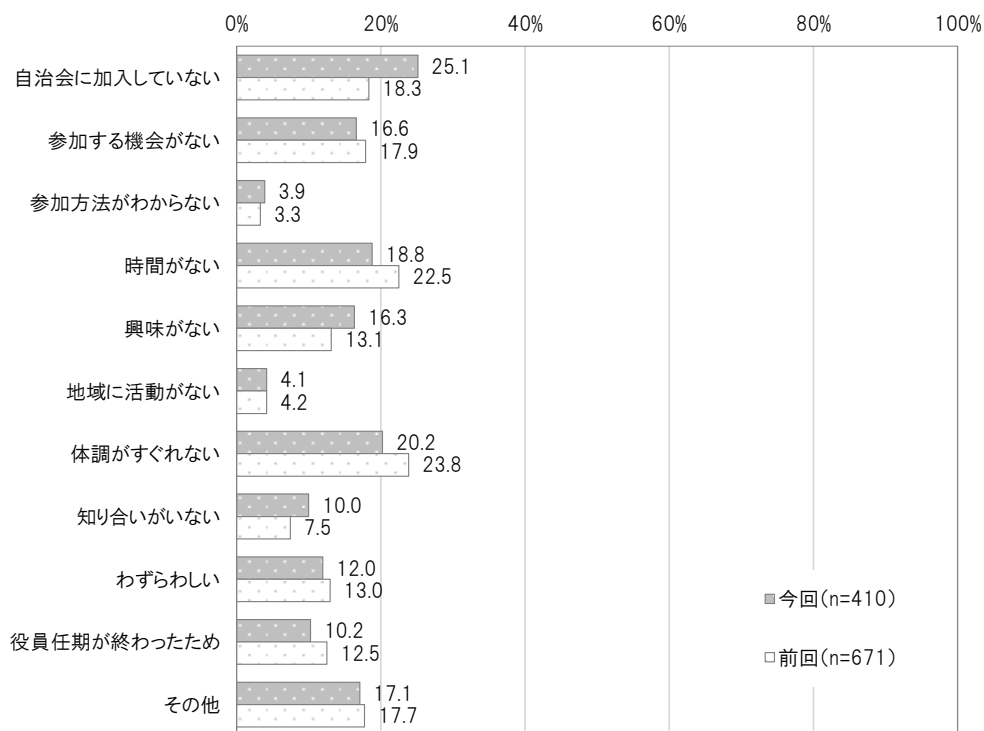
「地区コミュニティ・自治会の活動」とする割合が 88.3%で最も高く、次いで「ボランティア活動」が 19.5%、「高齢者クラブの活動」が 17.6%となっている。



※問 26 で「参加していないが、過去に参加したことがある」「参加したことがない」と答えた人にお伺いします。

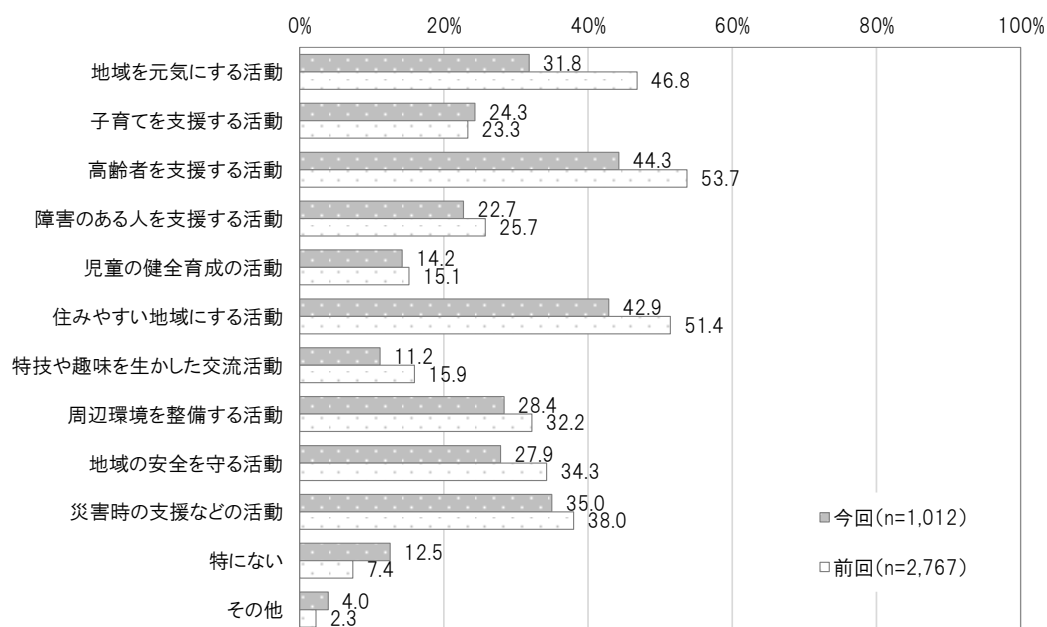
問 28	現在参加していない理由は何ですか。
MA	

「自治会に加入していない」とする割合が 25.1%で最も高く、次いで「体調がすぐれない」が 20.2%、「時間がない」が 18.8%となっている。



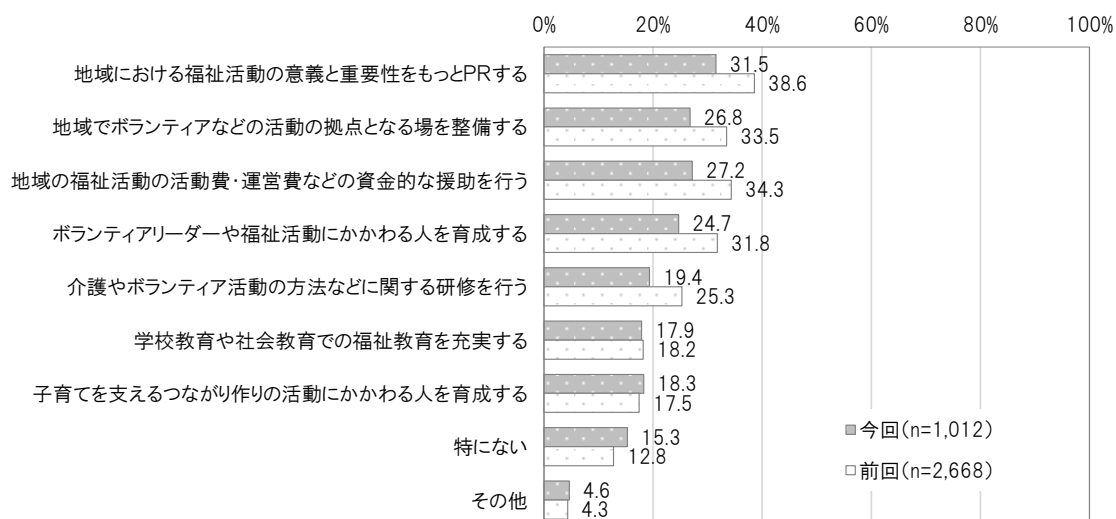
問 29	あなたの地域に今後どのような地域活動が必要だと思いますか。
MA	

「高齢者を支援する活動」とする割合が44.3%で最も高く、次いで「住みやすい地域にする活動」が42.9%、「災害時の支援などの活動」が35.0%となっている。



問 30	地域における助け合い、支えあい活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。
MA	

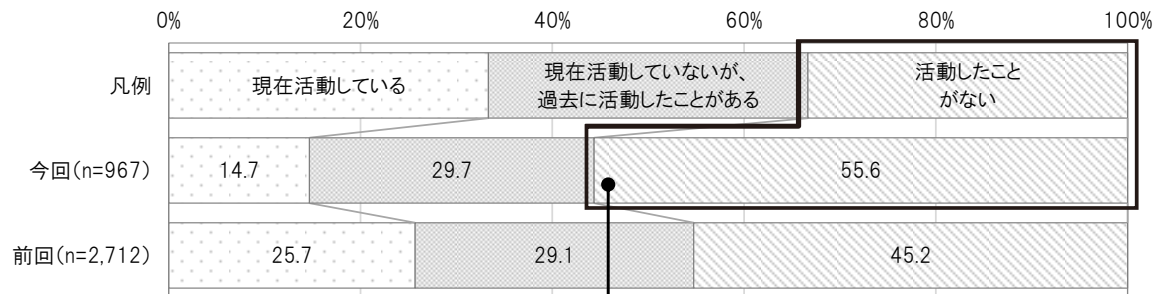
「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」とする割合が31.5%で最も高く、次いで「地域の福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」が27.2%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が26.8%となっている。



(5) 社会貢献について

問 31	ボランティア活動の経験について、お聞きします。
S A	

「現在活動している」とする割合が14.7%、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が29.7%、「活動したことがない」が55.6%となっている。



クロス集計 ボランティア活動への参加状況

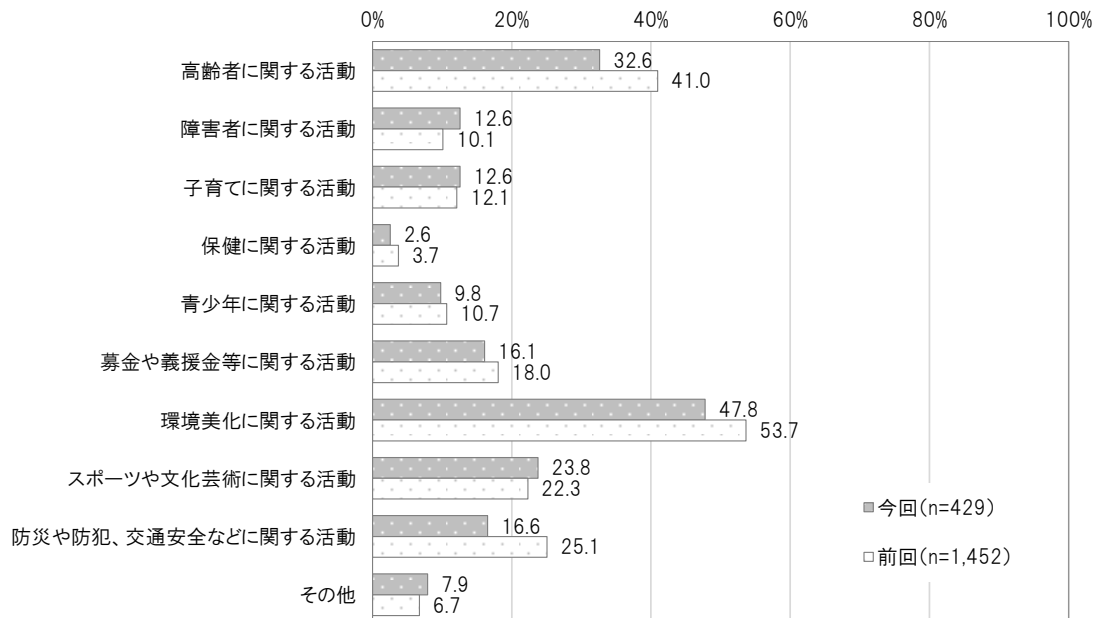
クロス集計		回答数				割合			
		全体	現在活動中	活動経験あり	活動経験なし	全体	現在活動中	活動経験あり	活動経験なし
全体		967	142	287	538	44.4	14.7	29.7	55.6
性別	男性	427	90	117	220	48.5	21.1	27.4	51.5
	女性	539	52	169	318	41.0	9.6	31.4	59.0
	その他	1	0	1	0	100.0	0.0	100.0	0.0
年代別	* 40歳未満	143	7	50	86	39.9	4.9	35.0	60.1
	* 40～64歳	332	36	85	211	36.4	10.8	25.6	63.6
	65～74歳	222	57	56	109	50.9	25.7	25.2	49.1
	75歳以上	267	41	95	131	50.9	15.4	35.6	49.1
居住地区別	川内北中	212	30	63	119	43.9	14.2	29.7	56.1
	川内南中	170	14	54	102	40.0	8.2	31.8	60.0
	川内中央中	228	30	63	135	40.8	13.2	27.6	59.2
	平成中	52	9	16	27	48.1	17.3	30.8	51.9
	水引中	47	13	14	20	57.4	27.7	29.8	42.6
	樋脇	53	6	11	36	32.1	11.3	20.8	67.9
	入来	47	11	15	21	55.3	23.4	31.9	44.7
	東郷	63	9	22	32	49.2	14.3	34.9	50.8
	祁答院	40	8	16	16	60.0	20.0	40.0	40.0
	上甕	9	4	1	4	55.6	44.4	11.1	44.4
	里	7	2	1	4	42.9	28.6	14.3	57.1
	下甕	18	4	4	10	44.4	22.2	22.2	55.6
	鹿島	2	2	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0

※表内では、その他の項目と比較して発生率が高い項目に「*」印をつけている。

※問31で「現在活動している」「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人にお伺いします。

問32	それはどのような活動ですか。
MA	

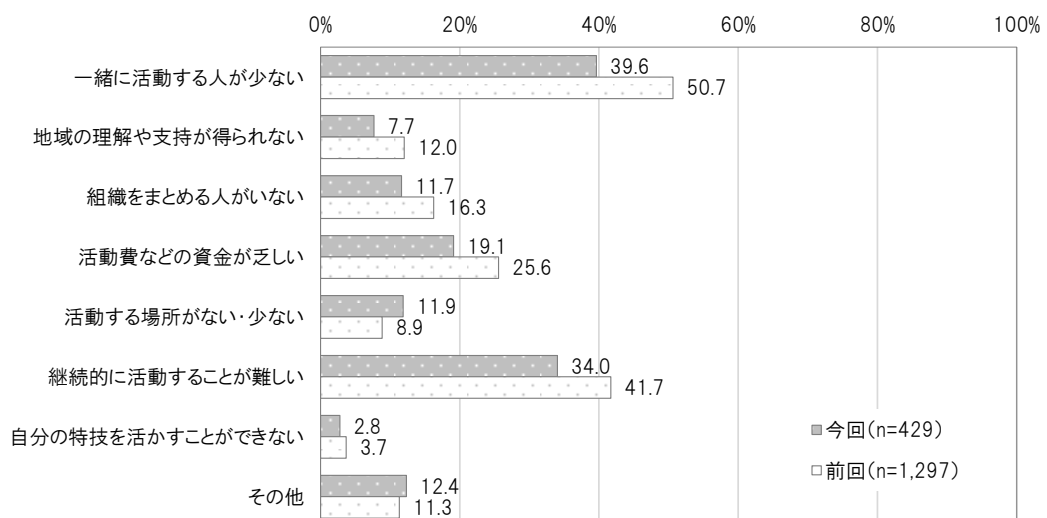
「環境美化に関する活動」とする割合が47.8%で最も高く、次いで「高齢者に関する活動」が32.6%、「スポーツや文化芸術に関する活動」が23.8%となっている。



※問31で「現在活動している」「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人にお伺いします。

問33	活動の中で困ったこと、苦労したことはありますか。
MA	

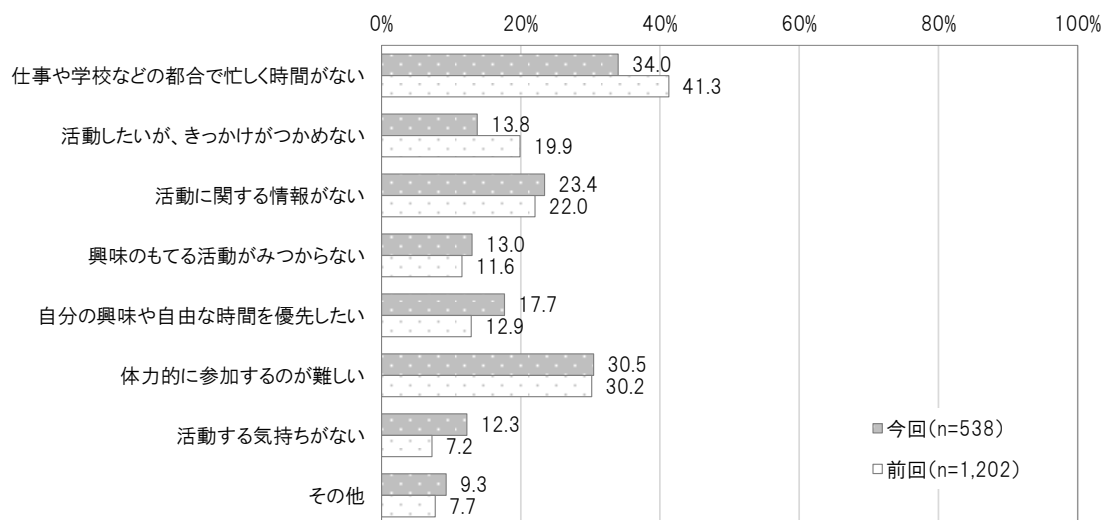
「一緒に活動する人が少ない」とする割合が39.6%で最も高く、次いで「継続的に活動することが難しい」が34.0%、「活動費などの資金が乏しい」が19.1%となっている。



※問 31 で「活動したことがない」と答えた人にお伺いします。

問 34	活動したことがない、または活動できない理由は何ですか。
MA	

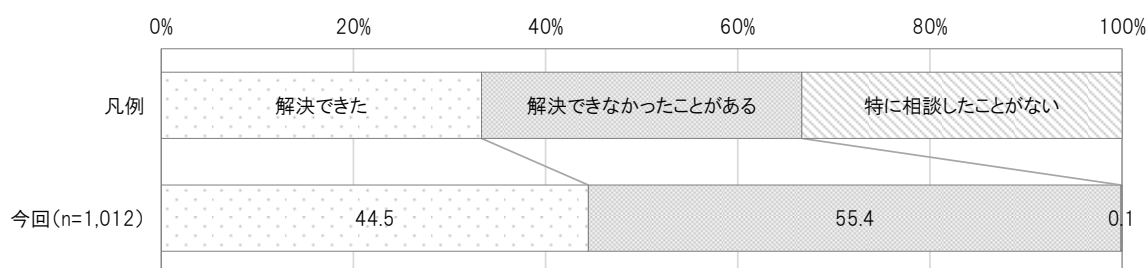
「仕事や学校などの都合で忙しく時間がない」とする割合が 34.0%で最も高く、次いで「体力的に参加するのが難しい」が 30.5%、「活動に関する情報がない」が 23.4%となっている。



(6) その他

問 35	あなたやご家族は、福祉のことで市役所や社協に相談したとき、解決することができましたか。
SA	

「解決できた」とする割合が 44.5%、「解決できなかったことがある」が 55.4%、「特に相談したことがない」が 0.1%となっている。

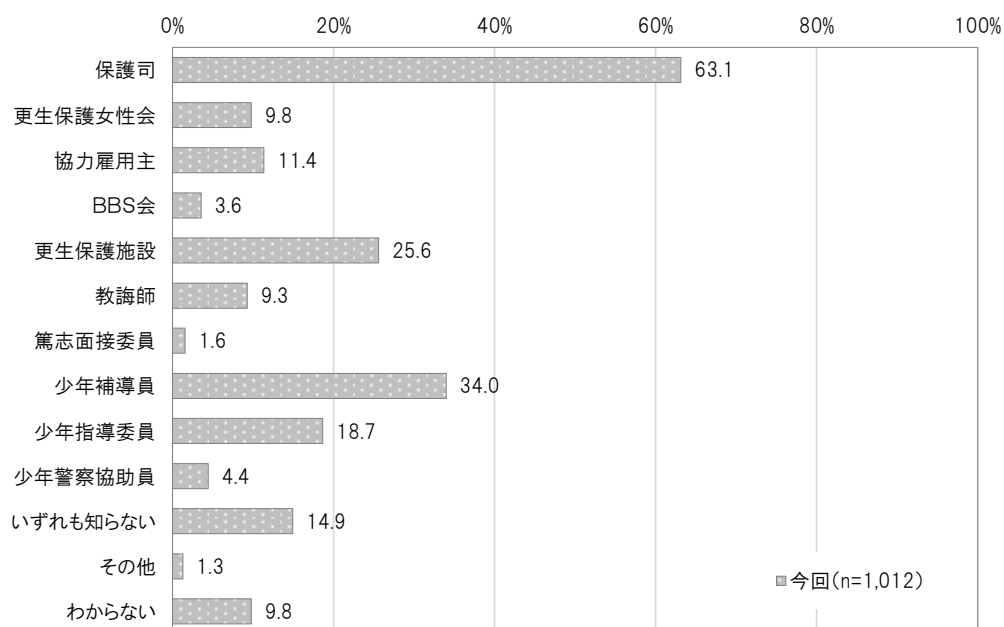


問 36	どのようなことを相談したときに解決できなかったですか。よろしければ簡潔に、箇条書きでも結構ですのでご記入ください。
FA	

※自由記述のため省略。

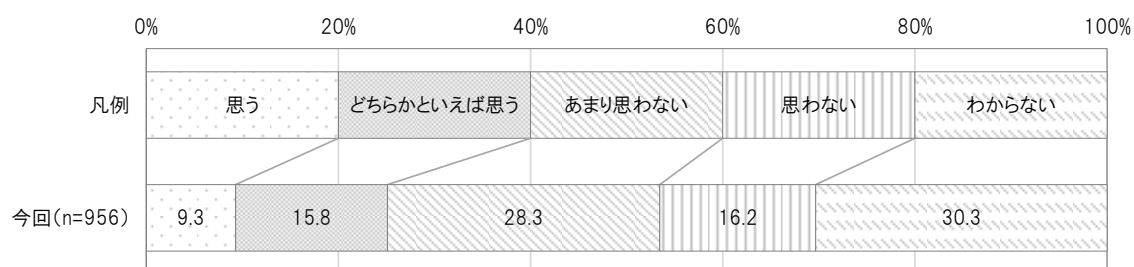
問 37	あなたは、再犯防止に協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。
MA	

「保護司」とする割合が 63.1%で最も高く、次いで「少年補導員」が 34.0%、「更生保護施設」が 25.6%となっている。



問 38	あなたは、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思いますか。
SA	

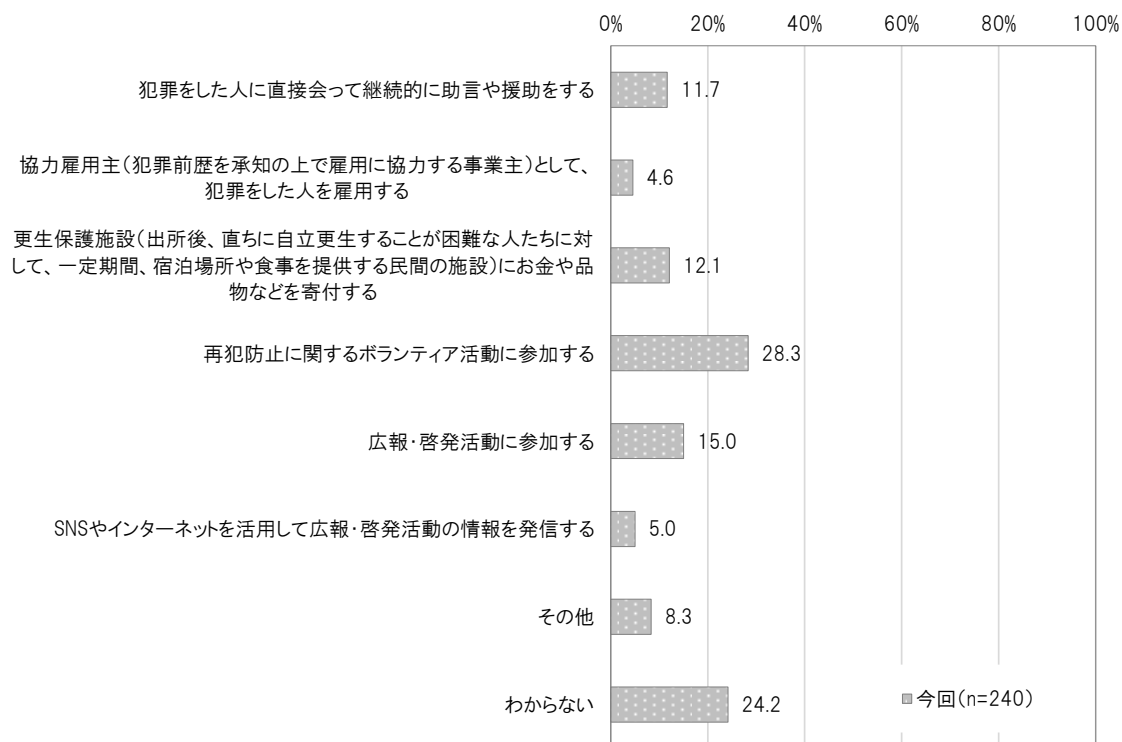
「わからない」とする割合が 30.3%で最も高く、次いで「あまり思わない」が 28.3%、「思わない」が 16.2%となっている。



※問 38 で「思う」「どちらかといえば思う」と答えた人にお伺いします。

問 39	あなたは、どのような協力をしたいと思いますか。
MA	

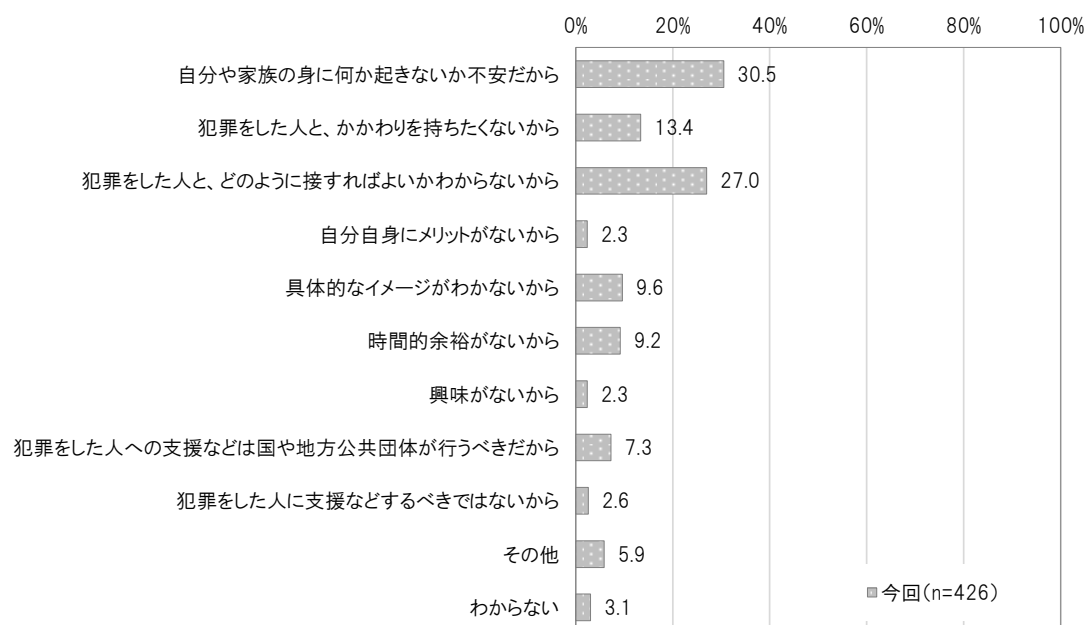
「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」とする割合が 28.3%で最も高く、次いで「わからない」が 24.2%、「広報・啓発活動に参加する」が 15.0%となっている。



※問 38 で「あまり思わない」「思わない」と答えた人にお伺いします。

問 40	協力したいと思わない理由を教えてください。
MA	

「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」とする割合が 30.5%で最も高く、次いで「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」が 27.0%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」が 13.4%となっている。



住民座談会結果概要

亀山地区協議体

主体 民生委員・児童委員

開催日	R6. 10. 4	人数	34	開催頻度	年1回
参加者	民生委員・児童委員、アドバイザー				
目的	高齢者も増えていく中で、地域の見守り体制のネットワークの構築				
課題	【居場所】	・ サロンが無くなった自治会がある。			
	【見守り体制】	・ 誰ともつながっていない人がある。			
今後の方向性	今回意見交換はできたが、今後の課題としてコミの参加や継続的な開催でネットワーク体制を整えたい。				

可愛地区協議体

主体 地区社協

開催日	R6. 7. 30	人数	62	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、地区社協、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	自治会組織が強化され、そして活性化する事で共助の力を高めていきたい				
課題	【居場所】	・ コロナ禍より集いがなくなっている自治会がある。			
	【買い物支援】	・ 買い物に困っている人がある。			
	【つながり】	・ 連携もとれてなく、地域で顔を合わす機会が少ない為つながりがうすくなっている自治会がある。			
今後の方向性	既存の会の合同研修会の場で、研修というスタイルから、意見交換ができる形をとった事で意見の出し合える場となった。 ・ 自治会事で民生委員アドバイザーと地区コミ役員で共有することで現状について話し合う事ができた。 ・ 地区コミが年間計画で情報共有の場をつくってほしいと発言される。				

育英地区協議体

主体 福祉部会（小地域ネットワーク）

開催日	R6. 10. 4	人数	24	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	住んでいる方や自分たちが住み続ける事が出来るような地域を目指す				
課題	【居場所】	・ 公民館の集まりはあるが、遠くて参加できていない人がある。			
	【つながり】	・ 世代間交流の機会も少なくなっている。			
今後の方向性	福祉部会で育英地区の高齢者の暮らしを考えた内容で研修を開催してきていたが、今回は自治会長が参加することで、自治会ごとの様子もわかり具体的な話し合いをすることができた。取組んでいきたい内容がいくつか把握されたのでその事について福祉部会で進めていきたい。				

川内地区協議体			主体 福祉部会		
開催日	R6. 8. 30	人数	67	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、在介				
目的	地区コミが中心となり、「小地域ネットワーク」で、自治会長・民生委員・アドバイザー・地区コミが情報共有し連携できる場とし、ネットワークが強化され自治会の活性化につながることを目指す				
課題	【資源】	・自治会ごとに公民館がない所が多い。			
	【つながり】	・連携不足となっている自治会が複数あった。			
今後の方向性	地区コミが中心となり、「小地域ネットワーク」で、自治会長・民生委員・アドバイザー・地区コミが情報共有し連携できる場づくりをおこなった。今後としては、この場所でネットワークが強化され自治会の活性化につながる機会としていきたい。				

平佐西地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 8. 25	人数	26	開催頻度	年2回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、サロン代表者				
目的	自分たちの地域の実情にあったことを、自分たちで考え、自分たちで出来ることからはじめ子どもから高齢社まで暮らしやすい地区を目指す				
課題	【資源の継続】	・ はんとけん体操が継続している強みはあるが、マンネリから活動が衰退しないように気を付けていく。			
	【つながり】	・ 今あるつながりを継続していくことや世代交代ができるような仕組みを作る必要がある。			
今後の方向性	子どもから高齢者までつながる仕組みづくりを構築する事を目的とし、それぞれの立場の意見を出し合う場所として開催した。意見交換する事で、今後の地域活動へつながるきっかけとなった。興味を持った自治会へアプローチをしながら、この場所で情報を共有していくことを継続していきたい。				

平佐東地区協議体			主 体 福祉部会		
開 催 日	R6. 10. 22	人 数	16	開催頻度	年 1 回
参 加 者	民生委員、アドバイザー、自治会長				
目 的	福祉部会を中心に、平佐東地区を考える機会をつくる。 まずは集いの場所を増やし、自然なつながりを目指す				
課 題	【居場所】	・ 担い手不足等の問題でサロンがなくなってきている。 ・ 高齢者が多い地域だからこそ集まりが自然とできるような集いが必要。			
	【つながり】	・ 自治会長や地区コミの協力が必要。			
今後の方向性	誰でも気軽に参加できる居場所を増やしていく事を目指し、福祉部会が中心となりながら、地区コミ・自治会会長等と連携をとりながら活動していく。				

隈之城地区協議体			主体 保健福祉部		
開催日	R6. 8. 22	人数	61	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の実情を把握し、5年・10年後も住民同士が支え合いが継続していけるようなネットワークの場を構築				
課題	【居場所】	・ コロナ後よりサロンが復活していない自治会がある。			
	【つながり】	・ 高齢者の緊急時の連絡先の把握がない。 ・ 子どもと触れ合う機会が少ない。			
今後の方向性	年に1回の開催ではあるが、この場所でお互いを知る場となったり、新しい役の方がつながりができる場所となっている。 前回の小地域ネットワークから動いた内容を共有することもできる場となっている。 情報をつなぎ地域活動へつなげる。				

永利地区協議体		主体 コミ役員会（小地域ネットワークを考えるメンバー）			
開催日	R6. 6. 6	人数	53	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	5年後、10年後も安心して過ごして行く為の支え合いや助け合いの仕組みづくり				
課題	【移動手段】	・ 移動手段に困っている人がいる。			
	【つながり】	・ 新しい住民とつながりがとりづらい。			
今後の方向性	地区コミを中心とした会となっており、話し合うテーマや共有内容を永利地区の運営委員会で話し合いがされている。 今回は自治会ごとの居場所について再確認をする事ができた。この場所で情報をつなぎ地域活動へつなげる。				

水引地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 8. 2	人数	20	開催頻度	年2回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	意見交換の大切さを確認しながら、水引地区の方々がこれからも住みやすくなるように、ネットワークの構築で地域の事を考える場所を継続していく				
課題	【居場所】	・ 世代間交流の場所がない。			
	【つながり】	・ 担い手不足で役員の交代が見つからない。			
	【移動手段】	・ 地位の集まりまでの移動手段がなく諦めてしまう。			
今後の方向性	ありそうでなかった、共有の場を今回情報共有をテーマに開催すると、お互いの立場を知る機会となり自治会ごとに話をする機会となった。 今後もこういった場を計画的に開催していく必要があると声がある。				

峰山地区協議体			主体 地区コミ役員会		
開催日	R6. 8. 25	人数	20	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地区全体で地域づくりを考えていけるように、仲間づくりを目指した取組を目指す				
課題	【居場所】	・自治会の集いの場所がない所が集まりを復活させたいという声があがっていた。 ・担い手不足が自治会の課題となっており、後継者をどう育成するかという事に悩まれている。			
	【移動手段】	・免許返納すると買い物や病院受診に困る方いる。			
今後の方向性	毎月の地区コミ役員会で各自治会の課題点等を盛り込んだ話し合いが開始されており、防災マップや自治会の班編成等の仕組み作りを検討されている。				

滄浪地区協議体			主体 地区社協		
開催日	R6. 9. 6	人数	13	開催頻度	年2回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	滄浪地区の方々がこれからも住みやすくなるように、意見交換の場を大事にしていきながら情報をつなぎ活動につなげていく				
課題	【地域性】	・2つの自治会はあるが、それぞれで活動するのは難しいという声があがる。			
	【つながり】	・元々地元の人も多いので、つながりは強いが高齢者が多くなってきているので、見守りについて体制を整える必要がある。			
今後の方向性	地区社協の復活もかねて、今回は支え合いマップの更新と座談会を開催。 「自治会を分けて考えるのではなく、一緒に考えていかないといけない」と参加者からの声もあり、地区コミも年間に2〜3回は話し合う機会をつくってほしいという声がある。				

寄田地区協議体				主体 地区コミ	
開催日	R6. 8. 23	人数	10	開催頻度	
参加者	地区コミ、民生委員、自治会長				
目的	山間部で高齢化率も高い地域ではあるが、お互いさまの関係性は強い地域。この場所で暮らしていけるように、できることでつながる事を目指す				
課題	【地域性】	・ 山間部ということもあり、地理的に移動が難しい地域ではあるが、住んでいる方々が課題と感じてはいない。			
	【居場所】	・ 自治会ごとの集まりはない。			
	【移動手段】	・ 移動手段はタクシーや家族支援となっている状況ではあるが、バスを利用している高齢者が買い物後の荷物運びが大変そうに感じる。			
今後の方向性	既存の会ではあるが運営委委員会が地区内の事を話し合う会となっているため、今回はこの場所で語る会をおこなった。 地理的に不利性が悪い状況ではあるが、住んでいる方々は元々その暮らしではあるもので、相談は少ないという声であった。隣近所何かあったら気づける関係性であることも強みであった。以前から提案している買い物サロンについては、試しに開催してみようということとなる。				

八幡地区協議体

主体 地区社協

開催日	R6. 8. 6	人数	33	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、高齢者クラブ会長				
目的	それぞれの役割を理解し、情報を共有しネットワークを構築し支え合いのある地域を目指す				
課題	【居場所】	・ サロンの参加者を増やしたい。			
	【自治会の差】	・ 自治会によって地域活動の差がある。			
	【移動】	・ 詳細は不明だが、高齢者の移動について困っている人がいるという声がある。			
今後の方向性	自治会数が多く、地域活動に差があるので、協議体を活用して情報を共有していく事が必要。情報を共有しながら地域活動へつなげる。				

高来地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 7. 29	人 数	24	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	連携することや情報を共有する事が目的で、お互いを知り協力しあえる関係性を目指す				
課題	【移動】	・ 買い物場所までの移動に困っている人がいる。 ・ コミでの集まりに移動手段がなく参加できない人がいる。			
	【社協事業】	・ 有償ボランティアについて説明がほしい。			
今後の方向性	① 地区・社協の行事について話し合う機会がある。 ② 気になる人が複数なため高来地区として考えたい課題がある（SC）。 ③ 自治会内の高齢者増に対しての見守りについて、マップを進めていけたらという意見があり、今後計画していく。 ④ ネットワーク構築にむけてマップについて説明と共有をおこなう。				

城上地区協議体

主体 地区社協

開催日	R6. 8. 27	人数	14	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、サロン代表者、高齢者クラブ会長				
目的	連携することや情報を共有する事が目的で、お互いを知り協力しあえる関係性を目指す				
課題	【つながり】	・ 高齢者同士で助け合いをしている状況なので、今後の支え合いに不安がある。			
	【見守り体制】	・ 地域の見守り体制がないと支え合いマップを希望した自治会が複数あった。			
今後の方向性	① 会自体は我が事となっていない。 → 自分事となるように仕掛ける。 ② サロン関係者だけでなく地区コミが参加することで開発へ向かっている話合いとなっているのではないかな。				

陽成地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 8. 29	人数	33	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、女性部長				
目的	地域のそれぞれの役のことや地域情報を共有することで、地域連携を目指す				
課題	【居場所】	・ いまある場所の継続について仕組みを考える必要がある。			
	【移動手段】	・ 免許返納後に外出しなくなったかたがいる。 ・ 移動販売の利用者が少なくなっている。			
今後の方向性	① 居場所づくり。 ② 地域が取り組みたい内容について協議をおこなう中で、社協からははんとけん体操の効果についても繰り返し説明をする。				

吉川地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 6. 24	人 数	13	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	高齢者の多い地域ではあるが、お互い見守り見守られの関係性を大事にした、地域で集まる機会を増やしながらかでることで支え合う事を目指す				
課題	【居場所】	・ 世代間交流の場所がない。			
	【移動】	・ 移動に困っている人がいる。			
	【男性の参加】	・ 男性がサロンに参加していない。			
今後の方向性	① はんとけん体操、地域のみまもり、地域行事について協議されている場が資源開発の場となっている。 ② 情報交換会、次年度に向けた計画の共有。 ③ 現在マップについて説明をおこなっている。ネットワークの構築について再編にむけて話し合いをおこなっている。 (全自治会を集める必要がない)				

湯田地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 27	人数	18	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	湯田地区全体で、ネットワークの構築が図れるような機会としたい。				
課題	【居場所】	・ 楽しい居場所づくりとして、地区コミで様々な集いを構築してきたが、今後は継続に向けた活動が必要となる。			
	【つながり】	・ 居場所を通じて関係性が出来つつあるので、つながりが継続できるように取り組んでいきたい。			
今後の方向性	社会福祉部会では自治会ごとで交流できるような仕組みを考え現在までの取組やできることを共有する事ができた。				

西方地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 9. 10	人数	14	開催頻度	年6回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	福祉部会を中心に、コミ、自治会長・民生委員、アドバイザーが情報共有を行い地域活動につなげる				
課題	【つながり】	・ 世代間交流の機会がなく、担い手問題もでてきている。			
	【居場所】	・ 自治会ごとで地域活動ができるところと活動出来ないところと差がでてきている。			
今後の方向性	福祉部会で連携が取れる場所として継続をしていく。自治会長の参加も声をかけ地域活動の展開へつなげていきたい。				

藤本地区協議体		主体 地区コミと社協			
開催日	R6. 10. 17	人 数	13	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の各役員の役割を明確化し、情報共有することでネットワークの構築を図る				
課題	【地域性】	・ 停電が頻繁にあり、しかも夜が多いから高齢者の移動や室内転倒が心配。			
今後の方向性	前回の台風から停電が頻繁におきる事で地域課題となっている。 電気の流れが鹿児島市内からくる形となっているので、樋脇の中でも藤本地区だけが停電となっている事が多い。 地区コミとして移動についてアンケート調査をしてみたりと積極的に地域把握をする様子がうかがえる。				

野下地区協議体		主体 地区コミ			
開催日	R6. 8. 4	人数	28	開催頻度	年1回
参加者	民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	5年後、10年後も安心して過ごして行く為の支え合いや助け合いの仕組みづくり				
課題	【移動手段】	・免許返納したかたはいるが、現在は家族支援で対応できているが、先を考えると課題と感じる。			
今後の方向性	協議体（座談会）という形で開催はできなかったが、次回は地域を語る会として情報交換をしていきたい。				

市比野地区協議体

主体 地区コミと社協

開催日	R6. 9. 11	人数	24	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の各役員の役割を明確化し、情報共有することでネットワークの構築を図る				
課題	【つながり】	・地域の集まりが減ってきている自治会複数あった。 ・自治会合併で範囲は広くなり、自治会長が1人なので情報がつながりづらくなっている。			
	【見守り体制】	・それぞれの役のつながりがなく、役割を理解できていない。			
今後の方向性	自治会ごとで集まって情報共有する機会はなかった。今回お互いの立場を知る機会や情報交換は、関係性づくりでとても大事な時間と感じたとコミ会長が話された。また社協事業についても知る機会となり、グループワークの中で改めて説明を受けると、理解しやすいと感じたという声があった。				

樋脇地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 10. 28	人 数	25	開催頻度	年 1 回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の各役員の役割を明確化し、情報共有することでネットワークの構築を図る				
課題	【つながり】	・元々の地元の人とのつながりはあるが、若い世帯は自治会に加入しないので、関わりがない。			
	【地域性】	・自治会ごとの人口が減ってきているので今後自治会編成も必要ではないかを感じる。			
今後の方向性	地域を語る会がコロナからなくなっていたが、改めて情報共有、意見交換の場が必要と感じ、年 1 回開催していく方向。				

倉野地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 10. 7	人 数	12	開催頻度	年 1 回
参加者	地区コミ、民生委員、自治会長				
目的	地域の各役員の役割を明確化し、情報共有することでネットワークの構築を図る				
課題	【移動手段】	・ 移動に不安を感じている方がいる。			
	【協議体（座談会）】	・ 協議体について否定的な意見が多く感じ、集まる事や社協が地域の会に入る事に不満がある様子であった。			
今後の方向性	座談会を開催するにあたり、新しく地域を語る会を開催する事は難色をしめされ、今後は現在ある会の中で地域について語る事が出来る場所を探し、情報共有できるよう把握していく。				

副田地区協議体		主体 地区コミ			
開催日	R6. 8. 23	人数	11	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、学識経験者、コミ主事				
目的	地域の居場所づくりに対する取組を知る				
課題	【移動手段】	・ 移動に問題を抱えている高齢者がいるので、どの方法が良いか検討していく必要がある。			
	【地域性】	・ 副田地区の特徴にあわせたそれぞれの地域色を把握し必要としているのがないかを探る必要がある。			
	【居場所】	・ 食でつながる場所がほしい。			
今後の方向性	副田地区は役員交代も続き、地域活動を考える機会まではできなかったが、今回のような意見交換の場を繰り返していきながら、地域活動につながる情報を把握していきたい。				

清色地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 9. 2	人数	8	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の居場所づくりに対する取組を知る				
課題	【つながり】	・自治会未加入世帯のつながりがなく、加入していない方は難しい方でもあると感じる。			
	【見守り体制】	・強味は元々の地元の人が多いので隣近所のつながりはあるが、今後世代を超えた見守り活動の役となる人を増やして行きたい。			
今後の方向性	地域の集まりやサロン等について知る事ができた。 地域活動を応援するためにも、知る事ができ、それを地域同士で共有できたことも地域活動につながるきっかけとなった。				

朝陽地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 8. 1	人数	17	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の居場所づくりに対する取組を知る				
課題	【居場所】	・ 地域行事の参加を促していきたい。 ・ 参加してほしい人が参加してくれない。			
今後の方向性	ほか地区の様子も分かるので、情報交換の場は必要と感じた定期的に開催したい。				

大馬越地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 8. 22	人 数	14	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の居場所づくりに対する取組を知る				
課題	【居場所】	・ コロナ以降地域行事やサロン活動が減少している。			
	【つながり】	・ 前と比べたらつながりが薄くなった方がいる。			
	【高齢者】	・ 高齢者が不安に生活に不安を感じている人がいるのではないかと感じる。 ・ 孤立している高齢者がいる。			
今後の方向性	支え合いマップで把握している内容以外にも地域資源の把握ができたこともあるので、この場所を年に1回は開催していきたい。				

八幡地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 8. 23	人 数	12	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	集いの場の課題、支え合いについて				
課題	【地域性】	・ 全体的に高齢者が多く。50・60代の方がいない。 ・ 隣通しが離れていて、普段のつながりを感じにくい。			
	【居場所】	・ 自治会ごとで集まるのは難しい地区で、地区コミで毎週集まる機会を作っているが、移動の問題も気になる。			
今後の方向性	地域行事継続や地域の想いが分かる協議の場となったので、定期的に意見交換・情報交換出来る機会として、開催していきたい。				

斧淵地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 7. 23	人 数	61	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、高齢者クラブ、愛さんさんおのぶち地区担当者				
目的	斧淵の居場所や支え合いについて意見を出し合い、今度の地域活動に活かしていく				
課題	【見守り体制】	・1人暮らし高齢者が多いので、見守りに工夫がいると感じている。			
	【居場所】	・担い手不足について不安がある。 ・来ていない人が参加につながるにはという事に悩んでいる。			
	【つながり】	・若い世帯や自治会未加入世帯とのつながりが薄い。			
今後の方向性	意見交換の場で、地域をお互い知ることは地域活動につながるという意見もあったので、この場所を定期的に開催出来るように年間計画に取り入れるような打ち合わせをおこなう。				

南瀬地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 27	人 数	11	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、高齢者クラブ				
目的	南瀬の居場所や支え合いについて意見を出し合い、今度の地域活動に活かしていく				
課題	【移動手段】	・ 運転ができなくなった高齢者が増えた。 ・ 乗り合いでサロンに行っていたが事故が心配となり乗り合いをしなくなったら、地域の集まりにこられなくなった方がいる。			
	【地域性】	・ 夜街灯がないから暗く怖い所がある。			
	【居場所】	・ 世代間で交流できる機会がない。			
今後の方向性	各自治会の様子が普段はわからないので、意見交換の場所が年に1回でもあると他の自治会の様子もわかり、地域活動へつながると感じた年に1回でも情報交換の場所を持つ。				

山田地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 11	人数	18	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、高齢者クラブ				
目的					
課題	【移動手段】	・ 現在はまだ運転できているが、今後出来なくなる方が増える自治会が増えることが今後の課題。			
	【居場所】	・ 集いの場所はあるが、来られていない人がいないので、その人たちとのつながりに課題を感じている。 ・ 世代間の交流がないからその場所が必要に感じている。			
今後の方向性	ネットワークの構築を目指し、年に1回でも意見交換できる機会をつくっていきたい。				

鳥丸地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 8. 20	人 数	12	開催頻度	年 1 回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、高齢者クラブ				
目的	鳥丸の居場所や支え合いについて意見を出し合い、今度の地域活動に活かしていく				
課題	【移動手段】	・ 高齢になり免許返納した方が複数いる。買い物や生活に困り事がでている。			
	【見守り体制】	・ 高齢者の見守りについて不安がある。			
	【居場所】	・ 多世代で交流出来る場がないので、子ども食堂に興味があがっている。			
今後の方向性	今後も高齢者の生活について考える機会が必要だと感じるので、意見交換の場を年間 1 回は作っていく。				

藤川地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 9. 6	人数	19	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長、高齢者クラブ、青少年女性部、薩摩川内議員				
目的	藤川の居場所や支え合いについて意見を出し合い、今度の地域活動に活かしていく				
課題	【高齢者】	・1人暮らしの高齢者の方が多く、1人の時間が多いのではと心配になる。			
	【見守り体制】	・高齢者がおおいから気を付けて日頃から声をかけあっているが、見守り側が多くなることは心配。			
今後の方向性	支え合いマップの活用も必要と感じる事ができ、今後もこのような地域を語る会をしながら地域に必要な情報や連携を取れるようにしていきたい。				

黒木地区協議体		主 体 民生委員・児童委員			
開 催 日	R6. 9. 8	人 数	42	開催頻度	年 1 回
参 加 者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目 的	各団体の立場の目線で話し合う機会を作り、ネットワークの構築の機会とする 各団体が共有することで、現在の住んでいる地域の生活の困り事、集いの場を把握し、 今後出来る事を話し合う。				
課 題	【居場所】	・ 小学校統廃合もあり、世代間交流の機会も各地区減ってきているので、交流できる集いを検討していきたい。 ・ 気軽に行ける場所が少ない。 ・ サロンが解散した自治会がある。			
今後の方向性	年に 1 回はこの場所地区の意見交換と全体の情報共有を開催していきたい。				

上手地区協議体			主 体 民生委員・児童委員		
開 催 日	R6. 9. 8	人 数	42	開催頻度	年 1 回
参 加 者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目 的	各団体の立場の目線で話し合う機会を作り、ネットワークの構築の機会とする 各団体が共有することで、現在の住んでいる地域の生活の困り事、集いの場を把握し、 今後出来る事を話し合う。				
課 題	【居場所】	・ 小学校統廃合もあり、世代間交流の機会も各地区減ってきているので、交流できる集いを検討していきたい。			
今後の方向性	年に 1 回はこの場所地区の意見交換と全体の情報共有を開催していきたい。				

大村地区協議体		主体 民生委員・児童委員			
開催日	R6. 9. 8	人数	42	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	各団体の立場の目線で話し合う機会を作り、ネットワークの構築の機会とする 各団体が共有することで、現在の住んでいる地域の生活の困り事、集いの場を把握し、 今後出来る事を話し合う。				
課題	【居場所】	・ 小学校統廃合もあり、世代間交流の機会も各地区減ってきているので、交流できる集いを検討していきたい。			
	【つながり】	・ 草刈りについて相談がおおくなってきたので、支え合いの仕組みが必要ではないか。			
今後の方向性	年に1回はこの場所地区の意見交換と全体の情報共有を開催していきたい。				

轟地区協議体		主 体 民生委員・児童委員			
開 催 日	R6. 9. 8	人 数	42	開催頻度	年 1 回
参 加 者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目 的	各団体の立場の目線で話し合う機会を作り、ネットワークの構築の機会とする 各団体が共有することで、現在の住んでいる地域の生活の困り事、集いの場を把握し、 今後出来る事を話し合う。				
課 題	【居場所】	・小学校統廃合もあり、世代間交流の機会も各地区減ってきているので、交流できる集いを検討していきたい。			
今後の方向性	年に 1 回はこの場所地区の意見交換と全体の情報共有を開催していきたい。				

藺牟田地区協議体		主 体 民生委員・児童委員			
開 催 日	R6. 9. 8	人 数	42	開 催 頻 度	年 1 回
参 加 者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目 的	各団体の立場の目線で話し合う機会を作り、ネットワークの構築の機会とする 各団体が共有することで、現在の住んでいる地域の生活の困り事、集いの場を把握し、 今後出来る事を話し合う。				
課 題	【居場所】	・小学校統廃合もあり、世代間交流の機会も各地区減ってきているので、交流できる集いを検討していきたい。			
今後の方向性	年に 1 回はこの場所地区の意見交換と全体の情報共有を開催していきたい。				

里地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 9. 11	人数	17	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地区コミ、自治会長、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザーがお互いの立場を知り、活動を理解する事でどこから見えてくる地域課題や資源を共有し、目指す地域の姿を話し合う座談会とする。				
課題	【居場所】	・ サロンの継続（担い手不足の問題）			
	【担い手不足】	・ 支え合いはご近所で行われているが、今後高齢者が増えていく事を考えるとボランティアの仕組みが必要ではないか。			
今後の方向性	サロン事業の活性化とボランティア事業の促進（有償・無償）。 支え合いマップづくりを取り組みながら地域の特性に合わせた地域づくりをしていきたい。				

上甗地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 9. 12	人数	5	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地区コミ、自治会長、民生委員・児童委員、健やか支援アドバイザーがお互いの立場を知り、活動を理解する事でどこから見えてくる地域課題や資源を共有し、目指す地域の姿を話し合う座談会とする。				
課題	【居場所】	・ 高齢者のつながりや生きがい作りも考えた集いの場所、気軽に行ける場所を高齢者クラブの復活をしかけたい。			
	【つながり】	・ 「知らない人はいない」という地域の声もあり、お互い様で助け合っている。今度も継続できるように、地域情報をつないでいく事が必要と感じる。			
今後の方向性	高齢者クラブの復活→解散してから「高齢者の活動する機会」や「楽しく集まる機会が少なくなった」との声。 集いの場所を立ち上げつながりの継続と情報をつないでいきたい。				

手打地区協議体			主体 地区コミ		
開催日	R6. 9. 18	人数	16	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の情報交換 現状の地域課題や資源を洗い出す 「居場所」や「支え合いマップ」の効果について知ってもらう機会とする				
課題	【協議体（座談会）】	・ 地域を語る会がない（ネットワーク）。 ・ 地区コミとの連携。 ・ 包括、居宅との連携。			
今後の方向性	・ 話合いの場を年に1回開催できるように各地区コミに話をしていく。 ・ 自治会独自での活動が多くあるので、それを把握し応援する体制をとっていく。 ・ 地区コミとの顔つなぎはできたが今後は地域の活動を把握しながら活動ができるようにしていく。				

子岳地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 18	人数	16	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の情報交換 現状の地域課題や資源を洗い出す 「居場所」や「支え合いマップ」の効果について知ってもらう機会とする				
課題	【協議体（座談会）】	・ 地域を語る会がない（ネットワーク）。 ・ 包括、居宅との連携。			
今後の方向性	・ 地域で開催される既存の会合への住民が多く参加しているため、住民の意見を話せる機会としていく。 ・ 地域で盛んに行われているグラウンドゴルフをきっかけに更に住民同士のつながりを広げていく。				

西山地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 18	人数	16	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の情報交換 現状の地域課題や資源を洗い出す 「居場所」や「支え合いマップ」の効果について知ってもらう機会とする				
課題	【協議体（座談会）】	・ 地域を語る会がない（ネットワーク）。 ・ 伝統行事等の継続が困難。 ・ 役員等のなり手不足。			
今後の方向性	・ 地域活動の把握からの展開を行う。 ・ 話合いの場を年に1回開催できるように各地区コミに話をしていく。				

長浜地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 18	人数	16	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の情報交換 現状の地域課題や資源を洗い出す 「居場所」や「支え合いマップ」の効果について知ってもらう機会とする				
課題	・包括、居宅との連携。 ・包括、居宅から得た情報を基にそれぞれの地域に住む方との連携。				
今後の方向性	・ささえあい推進委員4名が月1回日頃の見守り活動を定例会にて報告している。この活動を地域に広げ情報収集していく。 ・包括、居宅と連携し介護サービスでまかなうことができない困りごとを把握する。				

内川内地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 18	人数	16	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の情報交換 現状の地域課題や資源を洗い出す 「居場所」や「支え合いマップ」の効果について知ってもらう機会とする				
課題	【協議体（座談会）】	・ 地域を語る会がない（ネットワーク）。 ・ 地区コミとの連携。 ・ 役員等のなり手不足。			
今後の方向性	・ 地域活動の把握から必要なつながりの展開を行う。 ・ 話合いの場を年に1回開催できるように各地区コミに話をしていく。				

青瀬地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 18	人数	16	開催頻度	年1回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の情報交換 現状の地域課題や資源を洗い出す 「居場所」や「支え合いマップ」の効果について知ってもらう機会とする				
課題	・地区コミとの連携強化。 ・包括、居宅との連携。				
今後の方向性	・地区コミでの独自の活動が多く行われているため応援体制をつくっていく。 ・包括、居宅と連携し介護サービスでまかなうことができない困りごとを把握する。 ・包括、居宅から得た情報を基にそれぞれの地域に住む方が実際に困っていることを知り、できることは何かを一緒に考える。				

鹿島地区協議体

主体 地区コミ

開催日	R6. 9. 18	人 数	16	開催頻度	年 1 回
参加者	地区コミ、民生委員、アドバイザー、自治会長				
目的	地域の情報交換 現状の地域課題や資源を洗い出す 「居場所」や「支え合いマップ」の効果について知ってもらう機会とする				
課題	【協議体（座談会）】	・ 地域を語る会がない（ネットワーク）。 ・ 地区コミとの連携。 ・ 包括、居宅との連携。			
今後の方向性	・ 話合いの場を年に 1 回開催できるように各地区コミに話をしていく。 ・ 社協の活動について知っていただく機会を増やす。 ・ 地区コミを中心とした活動が多いことから応援体制をつくっていく。				

